

附録 1 酒類税率及び酒税執行機関の改正沿革

番号	基因法令及び施行年月日	税率・機軸改竄など	納期など	備考
1	慶応4.5.27 会計官布告 酒造に関する規則	一時更加 清酒、濁酒 100 石につき 20 兩		1. 一時更加は新に酒造の營業を許可すると き収入する免許税 2. 醤油更加もあつたとみられるが税額 不明 3. 旧鑑札(天保 13 年渡し済)を新鑑札に交 換、新鑑札は曲尺縦 5 寸横 3 寸 5 分、表面 には鐵造石高、年号干支・地名・人名を記 し、管轄庁中央に契印、裏面には京都商法 会所(同年 5 月創設)と題書し、商法司と焼 印する
2	慶応4.7.(日外) 民政役所酒造保 の会計局向い案 関東人が酒造 取調への件	一時更加 清酒古株 100 石につき 8 兩 " 貸株・新規 100 石につき 10 兩 濁酒 100 石につき 10 兩 醤油醸造 100 石につき 5 兩 " 無額・新規 100 石につき 8 兩 年々更加 清酒、濁酒 100 石につき 3 兩 醤油 100 石につき 2 兩		1. 年々更加は一期の營業にかかると免許税 2. 旧鑑札(天保 13 年渡し済)廃止 3. 古株・貸株・新規とも、分量・造桶数・ 石入目・寸法、造桶認問・桁行・母数の取 調へ 4. 関八州組合村大惣代が取締りに従事し、 酒造渡世人のうち年番が取調へと更加金上 納に従事する 5. 年番酒造渡世人及び一組合大惣代二人を 差添え出府、民政役所にて取り調へる

3	慶応4.8.20 会計局達 一時 更加金銀税の件	一時更加 清酒 100 石につき 10 兩 濁酒 100 石につき 12 兩 醤油 100 石につき 7 兩		1. 一時更加令は京都のみならず関東諸國に も同様指示す 2. 減額理由は当年の凶作と軍事課税などに よる疲勞 3. 一時更加令は組々大惣代から組合頭人に 伝達のこと 4. 慶応4年8月13日行政官布告により、免 許造石高を3分の1に制限した
4	明治元 11.27 会計官達 関東 諸県に年々更加 金銀税の件	一時更加 従前のとおり 年々更加 清酒、濁酒 100 石につき 5 兩 醤油 100 石につき 3 兩	12月2日より(武藏國の み)	酒造・濁酒・醤油の三造人に以前渡した仮 鑑札を本鑑札に引替え
5	明治元 12.3 会計官達 年々 更加上納方の件	年々更加 従前のとおり	その年 10 月限り	大惣代が取りまとめ会計官へ上納する
6	明治2.12.3 民部省達 三造 株鑑札渡方並び に更加上納方の 件	酒造株鑑札更加 100 石につき 10 兩 同 年々更加 100 石につき 10 兩 濁酒造株鑑札更加 100 石につき 10 兩 同 年々更加 100 石につき 7 兩 醤油造株鑑札 100 石につき 5 兩 同 年々更加 100 石につき 3 兩	その年 11 月限り	1. 株鑑札及び更加金銀税は従来、東京・西 京のみでそれも区々にわたり、諸藩では無 鑑札の自願のみられることから、これら無 鑑札自願を禁止し、全国的に株鑑札及び更 加金銀税の統一実施を促す 2. 府藩県にの造石・造人名前の取調へ、通 商司へ3年6月までの差出し、税金の通商 司への納税を指示

7	明治4.7.(日欠) 大政官布告第389号 清酒葡萄酒醬油 醸造札収手並収 税方法規則制定	免許料 清酒、味淋、白酒、その他総酒類 10両 葡萄酒5両 醤油1両1分 醸造札再渡の場合は免許料の半額、 醸造札売買の場合は釐印税として売 代金の100分の2 免許料 清酒、味淋、白酒、その他総酒類 後人1人につき5両 葡萄酒後人1人につき1両2分 醤油後人1人につき2分 醸造税 清酒、味淋、白酒、その他総酒類 前年生酒代金の5分 葡萄酒前年生酒代金の3分 醤油前年生酒代金の5厘	免許料免許の時々 免許税その年8月 醸造税その年10月	1. 株醸札の廃止、大蔵省租税司より旧醸札 を免許醸札に引替へ 2. 新規醸造は管轄守へ出願する 3. 造石制限を設けない 4. 造高免許醸札は各府県において毎年製造 し、酒造人に交付 5. 免許税その外は府県に納め、府県より大 蔵省に納める 6. 清酒の造石取付時宜を見計らい府県より 巡見し改める 7. 葡萄酒は造込みの都賀村町役人において精 密に造石を改める 8. 醤油は50石以上造より出役の上改める 9. 醸造税の代金は前年の酒価平均による
8	明治4.11.22 大政官布告第613号 諸国から東 京へ回漕の酒類 戻加金上納廃止 の件			江戸幕府は元治元年から、諸国より江戸へ 回漕の酒樽10駄につき2両(1樽につき6 匁)の戻加金を江戸市中酒問屋の取次ぎを もって上納させ、維新後も引続き行はれて いた慣例

9	明治6.2.8 大政官指令第2号 北海道の収 税は当分便宜に 任ず件	醸造営業税 清酒釀税の半額	明治6年1月19日開拓使司令に対し、大政 官は北海道における清酒葡萄酒醸造油醸札収手 並に収税方法規則中収税にかかると分は当分 便宜の処置に任かすとした
10	明治6.4.24 大蔵省達第67号 醸造営業税徴収 の件(布達到達の 上30日間提示の後 施行)	醸造営業税 清酒釀税の半額	従来釀造地地方では醸造営業者に清酒と同 様に免許醸札を渡し、清酒造の半額を収税 してきたが、本達により全国一般に適用す ることになった。ただし納納期については規 定を設けなかった
11	明治6.12.12 大蔵省達第174号 酒造期即中 改正(布達到達の 上30日間提示の 後施行)	免許料 従前のおおりに 醸造税 従前のおおりに 醸造税	免許料、免許料 その年10月31日限り 醸造税 おおよそ半額をその年の 4月30日限り、残額を その年7月から9月30 日限り
12	明治8.2.20 大政官布告第26号 酒類税則制 定(明治8年10月 1日より施行)	清酒、味淋、醸造、白酒、葡萄酒 営業税 酒造営業税1種につき10円 葡萄酒常営業税5円 醸造税は酒類売別代価10分の1	営業税 その年10月31日限り 醸造税 おおよそ半額をその年の 4月30日限り、残額を その年7月31日限り

		濁酒及び醸造酒の醸造税 免税	その年9月30日限り	<ol style="list-style-type: none"> 3. 免許證札貸借の撤廃、免許證札書換手数料は20銭 4. 酒抽税は明治8年9月30日限り廃止 5. 濁酒税廃止 6. 醸造酒税廃止
13	明治8.5.29 大蔵省達之第76号 酒類税則取扱心得書	葡萄酒及びその美酒の醸造税 (営業税は課税)	免税	<ol style="list-style-type: none"> 1. 営業税は10月31日限り各庁が収入、11月30日限り租税家に納め、手数料は證札書換引替への郵便取立て、翌年末限り租税家に納める 2. 醸造税はおよそ半額4月30日限り収入5月31日限り租税家に納め、残額は9月30日限り収入10月31日限り租税家に納める
14	明治10.12.5 大政官布告第81号 酒類税則中改正(布達到達の翌日から50日の後施行)	営業税 醸造酒 清酒、味林、焼酎、白酒、紹酒は1種につき10円 濁酒1種につき5円 酒類釀造営業税 毎売10円 小売5円 醸造税 清酒、味林、焼酎、白酒、紹酒は売別代価の10分の1	従前 従前のとおり 醸造税及び醸造酒の醸造税 證札料證札下付の際	<ol style="list-style-type: none"> 1. 濁酒の製造進歩とともに租税の清酒とはほとんど差異がないようになったので、課税上均等を失わないようにし、かつ醸造高も増加したところから、その課税を復活した 2. 證札書換手数料は1枚につき10銭とした 3. 行商證札の貸借は撤廃、貸借する者は證札取上げ、枚数に応じ證札料10倍ずつの料料、證札所持なく行商する者は證札料20倍の料料

		濁酒及び醸造酒の醸造税の20分の1 證札料 行商證札1枚につき10銭			
15	明治11.9.28 大政官布告第27号 酒類税則中改正(明治11年10月1日より施行)	営業税 従前のおと 醸造税 清酒 造石高1石につき1円 濁酒 造石高1石につき30銭 白酒 造石高1石につき2円 味林 造石高1石につき2円 焼酎 造石高1石につき1円50銭 醸酒 造石高1石につき3円 證札料 従前のおと	醸造税 税金の半額 月30日限り 残額 その年9月30日 限り その他 従前のおと	<ol style="list-style-type: none"> 1. 濁酒が地方庁主任官員の検査を受けるためその時宜を届出る、主任官員隨時巡回し、酒もと、もろみ、醸造用元米の検査を実施する 2. 酒造営業免許者は検査未済の酒類を販売し、自家の飲用贈物などに供することはできない、検査後の自飲などに供する分は醸造税を課税する 3. 清酒搾り器械には主任官員のお印を付して常用を許さず、使用の際は開封を請求し、許可を得る 	
16	明治11.10.22 大蔵省達之第51号 酒類税則取扱心得書増補				<ol style="list-style-type: none"> 1. 醸造検査は酒造家所用の諸標章などにつき正額で行う 2. 醸造検査前に標章などの弊を除くため前(もと)、醸(もろみ)検査として主任官員臨時派出検査を行う 3. 醸造検査着手の季節前に土地の果物を埋納して租区域を定め置き、主任官員出張し、酒造人の申立てしたい、搾り器械開封・封印にいたるまで不取締りなきよう取計らう

					<ol style="list-style-type: none"> 酒造酒類にそそぐのみに蒸留する焼酎、味醂、白酒、紹酒などの製造元は用いたための醸造または蒸留する酒類に限り、営業税並びに醸造税が収入に及びない 古酒並に買入りの酒は較期醸造酒類と区分する 酒造免許廃業後、焼酒を販売するときはさらに請売免許権を下げする 酒類請売営業税及び守荷権付付与の制度廃止 造酒石数は捨て官庁へ申出て検査を受ける 酒類は8月31日までには皆造 自家用料酒・造酒保存料の酒類とも官庁の検査を受け、造石税を納める 葡萄酒及び麥酒の類を製造する者は免許税を納めるが造石税は免除 首及の酒もとの販売、酒類の代造、検査未済の酒類を販賣及び自家用に消費、免許権の償替など禁止 自家用料酒の造石高を1か年1石以下に制限
17	明治13.9.27 太政官布告第40号 酒造税則(明治13年10月1日より施行)	酒造免許税 酒造場1か所につき30円 酒類造石税 1類 醸造税(清酒、濁酒、その他醸造したもの)1石につき2円 2類 蒸留酒(焼酎、その他蒸留したもの)1石につき3円 3類 再蒸留酒(紹酒、味醂、白酒など醸造蒸留の酒類を調和し、またはこれをもとにして製造したものの)1石につき4円	免許税 免許の継続を受けたとき 造石税 第1期 4月30日限り (10月1日から3月31日まで検査済石数にかかるとの税額の半額) 第2期 7月31日限り (4月1日から6月30日まで検査済石数にかかるとの税額の半額) 第3期 9月30日限り (6月1日から皆造検査済石数にかかるとの税額並に前放税額の残額)		

18	明治13.9.27 太政官布告第41号 醸造営業税則制定(明治13年10月1日より施行)	醸造(醸造酒類のもと)営業税 製造場1か所ごとに50円	免許継続を受けたとき	明治29年営業税法の制定及び自家用酒税の増徴に伴い、本税を存続する必要がなくなつたので、同年3月法律第28号酒造税法改正の際にこれを廃止した
19	明治13.11.24 大蔵省達之第39号 酒造税則取扱心得得審			
20	明治14.8.24 太政官達第75号 大蔵省租税局出張許可證の件			大蔵省租税局出張所を東京・大阪・名古屋・広島・熊本・仙台の外、更に静岡・松江・岡山・高知・松山・長崎・鹿児島・福井・新潟・長野・福島・盛岡・秋田・青森の14か所に開設
21	明治15.3.23 太政官布告第17号 酒造税則中改正(布告到達の翌から50日後より施行)	酒類造石税 2類 蒸留酒(焼酎、濁酒、再留酒類、その他蒸留したもの) 従前のとおり その他 従前のとおり	第1期 従前のとおり (10月1日から2月中検査済石数にかかるとの税額の半額) 第2期 従前のとおり (2月1日から6月中検査済石数にかかるとの税額)	酒類に課税する

			の半額) 従前のおり	
22	明治15.12.27 大坂官布告第61号 酒造税則中改正(明治16年10月1日より施行)	酒造免許税 酒造場1カ所につき30円 酒類造石税 1類 醸造酒(清酒、濁酒、その他醸造したもの)1石につき4円 2類 蒸餾酒(焼酎、酒糟、再留酒精、その他蒸留したもの)1石につき5円 3類 再製酒(紹酒、味淋、白酒など醸造蒸留の酒類を調和したもの)これをもととし製造したもの)1石につき6円 自家用料免許證料80銭	第3期 従前のおり 免許税及び造石税前のおり	1. 免許補賦石数を次のとおり定めた清酒100石以上 濁酒10石以上 その他(清酒濁酒を除く)2類3類)5石以上 2. 新設酒造業者はその地方同業者5人以上の連印を要す 3. 自家用料酒類(飲料に用い、醤油などに混和し、その他の用に供するもの)を製造する者は官庁に届出、製造免許證料を受ける 4. 同免許はその年10月1日より翌年9月30日まで1期とする 5. 自家用料の酒類は1期醸造高1石(2種以上製造する者はその石数を合算)をこえることができない 6. 自家用料の酒類はその住居する一家の外において製造できない 7. 自家用料のため製造した酒類は売却できない 8. 自家用料酒類製造者は主任官員隨時検査する
23	明治16.2.20 大蔵省達第9号		免許證料を受けたとき	1. 自家用料酒類免許證料は府県庁において調製の上酒造営業者に下渡す

	酒造税則取扱心得審中追加			2. 自家用料酒類製造業者は種目及び造石高を管轄庁に届出る 3. 自家用料酒類製造免許料の徴収及び造石検査は酒造営業者に準じ取扱う
24	明治16.12.18 大坂官布告第42号 昨元に供する酒類に造石税課税の件	酒造税則に準じる		1. 酒造営業者にして昨元に供する酒類を製造する者は酒造税則に準じ新に造石税を課税する 2. 昨元に供する酒類の販売及び検査未済の酒類をもって昨を製造するを許さず、違犯する者は3円以上30円以下の罰金に処し、現在の酒類及び積を没収、売却したものには代価を追徴する 1. 大蔵省に主税局を置き租税局及び租税局出張所を廃止した 2. 収税長は府政庁県令の命を承け取税に関する一切の事務を管理する 3. 収税長は収税検査の果敢報告書及び収入金員科目を記載した計算書を作成し府知事県令の検印を受け、主税官長(大蔵省主税局)に報告する 4. 収税局はその主務に従事する
25	明治17.5.20 大坂官布告第47号 収税長取税局設置の件			
26	明治18.8.11 大蔵省達第56号			1. 地勢の便否、営業者の多寡などを酌量し管内を数部に区画し租税検査区となす

	租税検査員派出 方準備制度				2. 租税検査区には租税主務員若干名を派遣 しその区内の租税検査に依事させる 3. 租税検査区には便利の地を適の租税検査 員派出所を設ける 4. 検査主務員中監督員を命し租税検査区若 干を担当とし検査の事務を監督させる 5. 監督員検査員は収税課を充てる 自家用料酒の製造を禁止した
27	明治19.8.1 勅令第60号 酒 造税則中改正(明 治19年10月1日 より施行)	従前のとおり	従前のとおり		
28	明治19.12.17 勅令第79号 酒 造税則中改正(官 報到着数の後7 日をもって施行)	酒造免許税 従前のとおり 酒類造石税 従前のとおり 自家用免許證料 従前のとおり	造石税 第1期 従前のとおり 第2期 従前のとおり 第3期 10月31日限り その他 従前のとおり		
29	明治21.3.22 勅令第12号 沖 縄県酒類出港税 則制定(明治21 年10月1日より 施行)	沖縄県酒類出港税 酒類1石につき3円	酒類を他府県へ移出す るとき		1. 沖縄県から酒類を移出するときは出港税 を課す 2. 出港税を徴収するため那覇港に航政所を 設置する 3. 荷主は酒類を他府県へ移出するとき出港 税を航政所に納め航政免状並に領収証を受 ける

30	明治21.7.12 勅令第54号 輸 出酒類戻税規則 制定(明治21年9 月1日より施行)				造石税を課せられた酒類を輸出するときは 造石税の下戻を請うことができる
31	明治22.5.9 勅令第63号 府 県収税部出張所 設置の件				明治22年7月1日以降各都市役所所在地に 府県収税部出張所を設ける
32	明治22.9.30 法律第24号 北 海道の内酒造税 則未施行の地方 に同税則施行(明 治22年10月1日 より施行)	北海道(税則施行の地方) 酒造免許税 酒造場1カ所につき20円 酒類造石税 1類 1石につき2円 2類 1石につき3円 3類 1石につき4円	他府県に同じ		1. 明治6年以降北海道における酒造税は通 宣の如くに任せていたが、種々の弊害を伴 うことがあるため本税則を制定した 2. 本税則は明治29年3月28日法律第28 号酒造税法の施行と同時に廃止された
33	明治23.7.9 法律第49号 酒 造税則中改正(明 治23年10月1日 より施行)	従前のとおり	造石税 第1期 4月15日限り (10月1日から1月31 日まで検査済石数にか かる税額の半額) 第2期 8月15日限り (2月1日から5月31日		納税保額制度を設けた

			まで検査済石数にかか る税額の半額) 第3期 11月15日限り (6月1日から9月30日 まで検査済石数にかか る税額の全数並に第1 期第2期にかかる残納 額の残数の半額) 第4期 翌年1月15日 限り (前納額の残数) その他 従前のおお		
34	明治23.9.30 法律第86号 間 接国税犯刑者処 分法制定(明治24 年1月1日より施 行)				1. 間接国税の刑罰者処分は行政官庁の審理 に委ねる方法を設けた 2. 間接官吏の間接国税犯刑事件に対する証 憑収集、物件差押などはその日出より日役ま での間と限り、質問検査権などの権限を定 めた 3. 間接官吏とは間接国税の検査もしくは徴 収に従事する官吏を謂う 4. 北海道神戶縣及び東京府小笠原島伊豆七 島は未施行地とした 府県と収税長、収税員、技師、技手を置く
35	明治23.10.10 勅令第225号				

	直税署直税分署 間税署間税分署 課制の件				
36	明治23.11.1 大蔵省令第25号 府県直税署直税 分署間税署間税 分署設置の件				府県直税分署間税分署の位置及び管轄区域 を定める
37	明治26.4.21 法律第17号 酒 精営業税法制定 (明治26年7月1 日より施行)	酒精営業税 酒精(アルコール)1石につき25円	翌年1月31日限り		1. 酒造税則により造石税の外に酒精の営業 に課税する 2. 医薬工業用に供するものはその営業税を 免除する
38	明治26.10.31 勅令第164号 収税署設置の件 (明治26年12月 1日より施行)				府県収税署の位置及び管轄区域を定める
39	明治29.3.28 法律第28号 酒 造税法制定(明治 29年10月1日よ り施行)	酒類造石税 第1類 清酒、白酒、味林1石に つき7円 第2類 濁酒1石につき6円 第3類 焼酎、酒精1石につき8	造石税 第1期 7月1日から同 15日限り (前年10月1 日からその年4月30日 まで査定石数にかか		1. 免許税を廃止して営業税法によることと した 2. 清酒に限り免許制限を100石以上とした 3. 酒類の造石数は製成の特査定する査定容 器の容量による

		円 ただし、当分の間北海道の渡島国・後志国の内8郡・膽振国の内1郡・山越郡を除く地方は各種1石につき1円を減ずる 釀造営業制限止	税額の4分の1) 第2期 翌年9月1日から同15日限り (同上) 第3期 翌年1月1日から同15日限り (同上) 及びその年5月1日から9月30日まで査定石数にかかると税額の2分の1) 第4期 翌年3月1日から同15日限り (前納額の数数)	4. 清酒は査定石数100分の2以内の率引数量を控除して課税する
40	明治29.3.28 法律第29号 自家用酒税法制定 (明治29年10月1日より施行)	自家用酒製造税(醸造酒、白酒、焼酎の製造に限る) 1. 直接国税を納めない者及び納額5円未満の者 1石限り2円 2. 直接国税5円以上10円未満の者 1石まで3円 2石まで8円	その年10月(2分の1) 翌年4月(2分の1)	1. 自家用酒の製造免許は1家1人に限る、その査定石数は各酒類を合せて1酒當年産間(その年9月より翌年10月まで)2石以下とする、ただし直接国税を納めない者及びその納額5円未満の者は査定石数1石を超えることはできない。 2. 沖繩県、小笠原群島及び伊豆七島には当分の間本法を施行しない。
41	明治29.3.28 法律第30号 混成酒税法制定(明治29年10月1日より施行)	混成酒製造税(いろいろ酒類の混合により製成する飲料を包含する) 1石につき6円	第1期 その年7月1日から同31日限り (1月1日から6月30日まで)	1. 次のものを混成酒という ①酒類と他の物品とを混合して一種の飲料酒類となしたものである 2. 沖繩県、小笠原群島及び伊豆七島には当分の間本法を施行しない。

	治29年10月1日より施行)		で査定済石数にかかると 第2期 翌年1月1日から同31日限り (7月1日から12月31日まで査定済石数にかかると税額)	②2 一種以上の飲料酒類を混合して一種の飲料酒類となしたものである ③1 種または2 種以上の飲料酒類と他の物品を混合して一種の飲料酒類となしたものである ④飲料酒類に酒精もしくは焼酎と水を混合したもの 2. 沖繩県、小笠原群島及び伊豆七島には当分の間本法を施行しない。	
42	明治29.3.28 沖 法律第31号 沖 縄県酒類出港税 則中改正(明治29 年10月1日より 施行)	沖繩県酒類出港税 第1種 清酒、白酒、啤酒1石につき6円 第2種 濁酒1石につき5円 第3種 焼酎、酒精1石につき7円	酒類を他の地方に移出する時		
43	明治29.10.21 勅令第346号 現務管理局長税務 署設置の件(明治 29年11月1日より 施行、北海道は 明治30年4月1 日より施行)	局署改廃など並びに現務管理局長(管轄府県)(税務署)の順序 東京(東京)(幸橋)(四谷)(方世橋)(麹町)(品川)(淀橋)(板橋)(千住)(八木)(清瀬)(王子)(府中) (神奈川)(横浜)(神奈川)(横須賀)(鎌倉)(大磯)(松田)(小田原)(厚木)(中野)(埼玉)(浦和)(川越)(松山) (大宮)(木下)(熊谷)(忍)(岩槻)(杉戸)(千葉)(千葉)(松戸)(佐倉)(佐原)(銚子)(東金)(茂原)(大田原) (木更津)(北条)(群馬)(前橋)(高崎)(沼田)(富岡)(安中)(中ノ条)(沼田)(大田)(桐生)(館林)(伊勢崎) 京都(京都)(上京)(下京)(伏見)(木津)(龜岡)(岡山)(園部)(福知山)(篠原)(舞鶴)(倉敷)(津山)(笠原)(大津) (草津)(水口)(八幡)(愛知)(豊田)(長浜)(木ノ本)(今津) 大阪(大阪)(船場)(中ノ島)(上福島)(天王寺)(池田)(深井)(岸和田)(富田)(八尾)(枚方)(民権)(神			

	<p>戸) (菅宮) (伊丹) (三田) (明石) (三木) (社) (中村) (北条) (加古川) (姫路) (田原) (龍野) (赤穂) (佐用) (山崎) (豊岡) (出石) (和田山) (村脚) (柏原) (篠山) (洲本) (市村) (奈良) (三輪) (松山) (御所) (五条) (上市) (赤松山) (赤松山) (岩出) (橋本) (瀧渡) (御坊) (田辺) (新宮)</p> <p>長峰 (長崎) (長崎) (大村) (萩早) (島原) (平戸) (福岡) (武生大) (磯原) (佐賀) (神崎) (藤本) (小坂) (香津) (伊万里) (佐賀) (鹿島)</p> <p>新橋 (新橋) (新橋) (新橋) (新橋) (三條) (津川) (与板) (長岡) (小千谷) (六日町) (十日町) (柏崎) (安塚) (高田) (糸魚川) (村上) (沼田)</p> <p>宇都宮 (栃木) (足利) (佐野) (栃木) (鹿沼) (宇都宮) (真岡) (矢板) (大田原) (茨城) (水戸) (笠間) (菅谷) (太田) (松原) (鉾田) (麻生) (土浦) (谷田部) (江戸崎) (下館) (宗道) (鉦) (取手)</p> <p>名古屋 (愛知) (名古屋) (熱田) (勝川) (西枇杷崎) (小坂) (蒲池) (津島) (半田) (知立) (西尾) (岡崎) (孝母) (足助) (田口) (新橋) (御油) (豊橋) (富岡) (三重) (桑名) (大泉原) (四日市) (龜山) (白子) (津) (久居) (松坂) (相可) (宇治山田) (上野) (名張) (鳥羽) (尾鷲) (木本) (藤岡) (下田) (三島) (沼津) (吉原) (江尻) (藤岡) (藤枝) (静波) (掛川) (森) (員村) (浜松) (気舞) (岐阜) (笠松) (高須) (高田) (大垣) (垂井) (揖斐) (北方) (上宍知) (八幡) (大田) (御油) (土岐藩) (中津川) (高山)</p> <p>松本 (長野) (白田) (岩村田) (上田) (上野原) (伊那) (飯田) (福島) (松本) (豊科) (大町) (塩崎) (墨江) (須坂) (中野) (長野) (飯山) (山梨) (甲府) (日下部) (石和) (飯沢) (韮崎) (谷村) (養老)</p> <p>仙台 (宮城) (仙台) (長町) (吉岡) (古川) (涌谷) (盛岡) (佐沼) (本吉) (石巻) (大町) (角田) (岩手) (盛岡) (花巻) (水沢) (一関) (盛) (盛岡) (宮古) (秋田) (福岡) (山形) (天童) (寒河江) (鶴岡) (新庄) (藤島) (鶴岡) (酒田) (高柳) (長井) (米沢)</p> <p>郡山 (福島) (福島) (桑折) (二本松) (郡山) (須賀川) (田島) (若松) (喜多方) (坂下) (高田) (柳屋) (白河) (石川) (三春) (平) (富岡) (中村)</p> <p>青森 (青森) (青森) (盛岡) (弘前) (黒石) (五所川原) (七戸) (田名部) (八戸) 秋田 (秋田) (秋田) (土崎) (能代) (鷹巣) (本庄) (大曲) (横手) (湯沢) (花巻)</p>
--	--

44	<p>明治 30 年中大蔵省告示</p>	<p>告示月日 (発遣号数) の順序</p> <p>3月26日 (13号) 事務管理局を次ぎの地へ取替し 4月1日より開庁</p> <p>函館前局 北海道函館区鶴岡町 札幌局 北海道庁内 根室局 北海道根室郡根室町 8 丁目</p> <p>4月13日 (23号) 東京局本月 7 日 東京市麹町区八重洲町 2 丁目 2 番地へ移す</p> <p>4月29日 (26号) 札幌局を来る 5月1日より北海道札幌区北四条西 7 丁目 3 番地へ移す</p>
----	----------------------	---

		6月7日(35号)郡山局を来る7月1日福島県安斎郡郡山町字廻塚に移す 7月7日(43号)本年7月3日糧室局庁倉火災につき即日北海道釧路支庁枝町1丁目1番地へ仮設す 7月31日(50号)根室局を来る8月1日より北海道釧路支庁根室有線町3丁目4番地へ移す 11月1日(71号)函館局を本年10月30日函館区富岡町3番地へ移す
45	明治31.8.4 勅令第185号 税務管理局官制 中改正(明治31 年9月1日より施 行) 勅令186号 税務管理局執務 署及び管轄区域 別表中改正(同 上)	横浜局、神戸局を新設し、管轄税務署を定めた 横浜(神奈川) (横浜) (神奈川) (横須賀) (磯沢) (松田) (小田原) (厚木) (中野) (静岡) (下田) (三島) (沼 津) (吉原) (江尻) (静岡) (藤枝) (掛川) (森) (呉付) (浜松) (安倍) 神戸(兵庫) (神戸) (西宮) (伊丹) (三田) (明石) (三木) (佐) (中村) (北条) (加古川) (姫路) (田原) (龍野) (赤 穂) (佐用) (山崎) (豊岡) (出石) (和山) (村岡) (柏原) (篠山) (洲本) (市村)
46	明治31.12.28 法律第23号 酒 造税法中改正(明 治32年1月1日 より施行)	酒類造石税 第1種 清酒、濁酒、白酒、米林1 石につき12円 第2種 焼酎、酒精1石につき13 円 ただし、酒精分第1種は20度、第 2種は50度を超過するときは100 分の1を増すごとに1円を加える
		第1期 7月16日から 同31日限り (前年10 月1日からその年4月 30日まで査定石数にか かる税額の4分の1) 第2期 10月16日から 同31日限り (同上) 第3期 翌年2月16日 から同28日限り (同
		免許制酒造石数を次のとおり定めた 清酒 100石以上 濁酒 50石以上 焼酎、酒精 5石以上

		上及びその年5月1日から 9月30日まで査定石 数にかかると税額の2分 の1) 第4期 翌年3月16日 から同31日限り (前 年税額の2割)
47	明治31.12.28 法律第24号 自 家用酒税法廃止 (明治32年1月1 日より施行)	自家用酒類造石廃止
48	明治31.12.28 法律第25号 混 成酒税法中改正 (明治32年1月1 日より施行)	混成酒造石税1石につき13円 ただし、酒精分20度を超過するこ とは100分の1を増すごとに1円 を加える
49	明治31.12.28 法律第26号 酒 精營業税法廃止 (明治32年8月 15日より施行)	酒精營業税法廃止
50	明治31.12.28 法律第27号 医	造石税または輸入税を課せられた酒精を医 薬用工業用に供するため毎回1石以上を使

	薬用工業用酒精 戻税に関する件 (明治32年8月 15日より施行)			用するときには税金全額を下げる
51	明治31.12.28 法律第28号 沖 縄県酒類出港税 則中改正(明治32 年1月1日より施 行)	沖縄県酒類出港税 第1種 清酒、濁酒、白酒、味林1 石につき12円 第2種 焼酎、酒糟1石につき13 円 第3種 泡盛酒1石につき13円 ただし、酒精分第1種及び第3種 は20度、第2種は50度を超過す るときは100分の1を増すごとに1 円を加える	酒類を国内の他の地方 へ移出する時	
52	明治31年中大蔵 省告示	2月16日(7号)秋田局を2月8日秋田市大町3丁目25番地に移す 8月1日(58号)丸亀局を7月25日讃岐国那珂郡丸亀町大字御供町に移す 8月8日(59号)宇都宮局を本月1日宇都宮市中河原町84番地に移す 8月19日(61号)税務管理局を次の地に設置し9月1日より開庁 横浜局 神奈川県守内 神戸局 神戸税関内		
53	明治32.2.13 勅令第34号 税 務管理局官制中 改正			税務管理局もしくは税務署に技手を置き、 技手は上官の指揮をうけ酒類の鑑定、その 他技術に関する事務に従事する

54	明治32.7.10. 勅令第340号 酒造組合規則制 定			本法により酒造業者の造石税納付を担保す ること、租税徴収の確保を期した
55	明治33.1.20 勅令第11号 間 接国税の検査に 従事する官吏の 服制制定(明治33 年2月1日より施 行)			間接国税の検査に従事する官吏の正服(上 衣・胸衣・ズボン・帽子)、 夏服(上衣・胸衣・ズボン・帽子)、外套 雨衣、雨履を定めた
56	明治33.3.17 法律第67号 間 接国税犯則者処 分法制定			執行機関及び徴収方法の変更、時勢の変化 に応ずるため明治23年間接国税犯則者処 分法を改正した 明治33年3月23日勅令第52号間接国税犯 則者処分法施行規則により間接国税を次の ように定めた ①酒造税②泡盛酒税③沖縄県酒類出港税④ 醤油税(自家用醤油税とも)⑤荒麦印紙税⑥ 印紙税
57	明治33.3.29 勅令第82号 税 務管理局税務署	札幌(上川)新設 根室(河内)新設 ただし、開庁にいたるまで(上川)は(空知)、(河内)は(釧路)で事務を取り扱う		

	及び管轄区域表 中改正(明治33年4月1日より施行)	大坂(天王寺)を(平野郷)に改称 名古屋(簡沢)を(一宮)に改称 広島(金川)(本庄)廃止、広島(瀬戸)新設	
58	明治33年中大蔵省告示	3月15日(10号)名古屋市東古渡字柳畑に移す 5月1日(17号)長崎局を本年4月28日長崎市桜町15番戸に移す 7月2日(24号)神戸局を本月1日神戸市下山手通6丁目に移す 8月18日(33号)横室局を9月1日横室国根室新横室町大字本町3丁目7番地に移す 8月30日(36号)松江局を9月1日松江市母衣148番地に移す	
59	明治34.3.30 法律第7号 酒造税法中改正(明治34.10.1より施行)	酒類並石税 第1種 酒精分20度以下の清酒、濁酒、白酒、味醂及び甘藷を原料として製造した焼酎で酒精分30度以下のもの1石につき15円 第2種 酒精分45度以下の焼酎1石につき16円 第3種 酒精分20度をこえる清酒、濁酒、白酒、味醂及び酒精分45度をこえる焼酎1石につき酒精分1度ごとに75銭	従前のおり
60	明治34.3.30 法律第8号 酒精及び酒精含有	酒類並石税 酒精及び酒精含有飲料並石税1石につき原容量100分中純酒精の容量1箇ごとに75銭	翌月中 1. 酒造税法中酒精並石税の規定を除き、また従来の焼酎酒税法を廃止して、この二者を本法に統一した

	飲料税法制定(明治34年10月1日より施行)	ただし、1石につき16円の割合を下ることばできない 混成酒並石税廃止	
61	明治34.3.30 法律第12号 麦酒税法制定(明治34年10月1日より施行)	麦酒税 麦酒1石につき7円	翌月中 1. 純酒精とは摂氏検温器15度のときに0.7947の比重を有する酒精とする 2. 清酒、濁酒、白酒、味醂、麦酒及び葡萄酒で醸造した葡萄酒には本法を適用しない 3. 麦酒を製造しようとする者は製造場1か所ごとに政府の免許を受ける、その製造を廃止するときは免許の取消を求める 4. 麦酒の製造石税は製成の時容器の容量により査定する
62	明治34.3.30 法律第9号 沖繩県酒類出港税則中改正(明治34年10月1日より施行)	沖繩県酒類出港税 第1種 清酒、濁酒、白酒、味醂1石につき15円 第2種 焼酎1石につき16円 ただし、酒精分が第1種は20度、第2種は45度をこえるものは酒精分1度ごとに75銭の割合とする	従前のおり
63	明治34.3.30 法律第10号 酒精、酒類、その他酒精含有飲料輸出入(明治34年10月1日より施行)		外国に輸出した酒精、酒類、その他酒精含有飲料に対し輸出後1年以内は次の割合による金額の下戻を請求することができる ①清酒、濁酒、白酒、味醂及び甘藷を原料として製造した焼酎1石につき15円 ②焼酎1石につき16円 ③麦酒1石につき7円

64	明治 34. 3. 30 法律第 11 号 医 薬用工業用酒精 戻税法制定(明治 34 年 10 月 1 日よ り施行)			④酒精を含有する飲料で前各号に掲げない もの及び酒精 1 石につき酒精分 1 度ごとに 75 錢 造石税または輸入税納付済の酒精を医薬用 工業用に供するため毎回 1 石以上を使用す るときは、使用後 1 年以内で税金の下戻を 求めることができる
65	明治 34 年中大蔵 省告示	3 月 25 日(9 号)本月 27 日京都局及び上京署を京都府上京区川端通丸太町下る下堤町第 94 番第 95 番台地/ 6 に移す 4 月 6 日(12 号)本月 1 日熊本局を熊本市山崎町 78 番地ノ 5 に移す 5 月 31 日(28 号)青森局及び青森署を 6 月 2 日青森市大字沢町 113 番戸に移す 6 月 13 日(31 号)札幌局を本月 4 日札幌区北三條西 7 丁目 1 番地に移す 11 月 1 日(49 号)札幌局上川署を本月 4 日より開庁		
66	明治 35. 1. 17 勅令第 2 号 税 務管理局税務署 及び管轄区域表 中改正(明治 35 年 2 月 1 日より施 行)	広島(安府)を(下ノ関)に改称 熊本(芳屋)を(折尾)に改称		

67	明治 35. 6. 16 勅令第 162 号 税務管理局税務 署及び管轄区域 表中改正(明治 35 年 7 月 1 日より施 行)	長崎(大村)を(佐世保)に改称 広島(舟木) (下ノ関)を(船木) (下関)に改字		
68	明治 35. 11. 1 勅令第 241 号 税務監督局官制 制定(明治 35 年 11 月 5 日より施 行)	例示 局 (管轄府県) 札幌 (北海道) 東京 (東京) (埼玉) (千葉) (山梨) 京都 (京都) (滋賀) 大阪 (大阪) (奈良) (和歌山) 横浜 (神奈川) (静岡) 神戸 (兵庫) (岡山) 長崎 (長崎) (佐賀) 長野 (新潟) (長野) 宇都宮 (栃木) (茨城) (群馬) 名古屋 (愛知) (三重) (岐阜) 仙台 (宮城) (岩手) (福島) 秋田 (青森) (秋田) (山形) 金沢 (石川) (福井) (富山) 松江 (島根) (鳥取) 広島 (広島) (山口)		

<p>68 明治35.11.1 勅令第242号 稅務署官制制定 (明治35年11月 5日より施行)</p>	<p>丸亀 (香川) (徳島) (高知) (愛媛) 熊本 (熊本) (福岡) (大分) 鹿児島 (鹿児島) (宮崎) (沖縄) 東京 (小笠原) 新設 仙台 (長町)、松山 (郡中)、那覇 (首里) 廃止</p> <p>例示 局 (管轄府県) (例務署) ・注稅務署技手を置く稅務署 (明治36年印刷局「職員録」による) 札幌 (北海道) (釧路) (松前) (松山) (青森) (小樽) (岩内) (札幌) (空知) (上川) (増毛) (宗谷) (室蘭) (浦河) (網走) (・釧路) (河西) (・根室) (紋別) 東京 (東京) (幸徳) (四谷) (・万世橋) (・新大橋) (・鷹橋) (・品川) (淀橋) (板橋) (千代) (・小松川) (清瀬) (・八王子) (府中) (小笠原) (埼玉) (浦和) (川越) (松山) (大宮) (本庄) (熊谷) (忍) (岩槻) (杉戸) (千代) (千葉) (松戸) (佐倉) (佐原) (鎌子) (東金) (茂原) (大多喜) (大更津) (北条) (山梨) (・甲府) (目下郡) (石和) (飯沼) (韮崎) (谷村) (猿橋) 京都 (京都) (・上京) (・下京) (・伏見) (木津) (龜岡) (岡山) (園部) (綾部) (福知山) (舞鶴) (宮津) (峰山) (滋賀) (・大津) (草津) (水口) (八幡) (愛知川) (彦根) (長浜) (木ノ本) (今津) 大阪 (大阪) (船場) (・中之島) (上福島) (・平野) (池田) (・茨木) (・堺) (岸和田) (・富田林) (八尾) (枚方) (奈良) (・奈良) (三輪) (松山) (御所) (・五条) (上市) (河内) (・和歌山) (・岩出) (橋本) (湯浅) (御坊) (田辺) (新宮) 横浜 (神奈川) (・横浜) (・神奈川) (横須賀) (・藤沢) (大磯) (松田) (小田原) (厚木) (中野) (静岡) (下田) (三島) (沼津) (吉原) (江尻) (・静岡) (藤枝) (静波) (掛川) (袋) (足利) (浜松) (気賀) 神戸 (兵庫) (・神戸) (・西宮) (伊丹) (三田) (明石) (・三木) (佐) (中村) (・北条) (加古川) (姫路) (田原) (龍野) (赤穂) (佐用) (山崎) (豊岡) (出石) (和田山) (丹波) (柏原) (篠山) (・洲本) (市村) (岡山) (・岡山) (・瀬戸) (西大寺) (味野) (倉敷) (・玉島) (笠岡) (総社) (高梁) (新見) (久世) (津山) (備前田) (美田) (弓削) 長崎 (長崎) (・長崎) (・佐世保) (諫早) (島原) (平戸) (響川) (佐佐木) (鹿原) (佐賀) (・佐賀) (神埼) (藤木) (小</p>
---	---

	<p>城) (唐津) (伊万里) (武雄) (鹿島) 長野 (新潟) (・新潟) (新潟田) (新潟) (巻) (三条) (津川) (身振) (・長岡) (小千谷) (六日町) (十日町) (柏崎) (安塚) (高田) (糸魚川) (村上) (相川) (長野) (白田) (岩村田) (上田) (上野原) (伊那) (飯田) (福島) (・松本) (豊科) (大町) (塩崎) (墨代) (須坂) (中野) (長野) (飯山) 宇都宮 (栃木) (足利) (佐野) (栃木) (鹿沼) (宇都宮) (真岡) (矢板) (大田原) (茨城) (・水戸) (笠原) (管谷) (大田) (佐原) (峠田) (・麻生) (上浦) (谷田部) (江戸崎) (下館) (宗道) (巻) (取手) (群馬) (・前橋) (高崎) (群馬) (笠岡) (安中) (中之条) (沼田) (大田) (桐生) (館林) (伊勢崎) 名古屋 (愛知) (・名古屋) (勝川) (小折) (一宮) (津島) (・半田) (知立) (西尾) (岡崎) (挙母) (足助) (田口) (新坂) (御油) (豊橋) (富岡) (三重) (桑名) (大泉原) (・四日市) (龜山) (白子) (津) (久屋) (依田) (相可) (宇治山田) (上野) (名張) (鳥羽) (豊後) (木本) (岐阜) (・岐阜) (笠原) (高田) (・大垣) (揖斐) (北方) (上野知) (八幡) (大田) (御嵩) (土岐藩) (中津川) (高山) 仙台 (宮城) (・仙台) (吉岡) (古川) (・涌谷) (塩釜) (佐沼) (本吉) (石巻) (大河原) (角田) (岩手) (・盛岡) (・花巻) (大沢) (一関) (盛) (盛野) (宮古) (久慈) (高岡) (福島) (桑折) (二本松) (郡山) (梁川) (須賀川) (田島) (・若松) (喜多方) (坂下) (高田) (柳川) (白河) (石川) (三春) (平) (富岡) (中村) 秋田 (青森) (・青森) (盛岡) (弘前) (黒石) (五所川原) (七戸) (田名部) (八戸) (秋田) (・秋田) (・能代) (・鷹巣) (本庄) (・大曲) (横手) (湯沢) (花輪) (山形) (・山形) (天童) (寒河江) (蒲町) (新庄) (・藤島) (鶴岡) (酒田) (高畑) (・長井) (米沢) 金沢 (石川) (大聖寺) (小松) (・松田) (・金沢) (津幡) (羽咋) (七尾) (輪島) (飯田) (福井) (・福井) (三国) (大野) (敦生) (朝日) (・敦賀) (三方) (・豊浜) (高浜) (富山) (・富山) (上市) (奥津) (八尾) (高岡) (氷見) (石動) (井波) 松江 (島根) (・松江) (広島) (大東) (今市) (組合) (大森) (川本) (浜田) (益田) (津和野) (西郷) (鳥取) (鳥取) (郡家) (吉岡) (・倉吉) (米子) (二都) 広島 (広島) (広島) (・呉) (廿日市) (・可部) (吉田) (・西条) (船越) (・尾道) (福山) (府中) (三次) (・庄原)</p>
--	---

	山口 (屋代) (岩国) (宝鏡) (徳山) (三田尻) (山口) (松木) (大田) (深川) (・萩) (・下関) 丸亀 (香川) (高松) (・丸亀) (・観音寺) (土庄) (・美尾) (徳島) (富田) (日和佐) (石井) (徳島) (川島) (路町) (池田) (高知) (安芸) (赤岡) (徳島) (高知) (伊予) (徳島) (中村) (徳島) (・松山) (宇治) (西条) (川之江) (久万町) (大洲) (川橋) (卯ノ町) (宇和島)
70 明治 35. 12. 25 勅令第 274 号 稅務署官制中改正 (明治 38 年 1 月 1 日より施行)	宇都宮 (太田) を (新田) に改称
71 明治 35 年中大蔵省告示	2 月 15 日 (4 号) 札幌局を本月 10 日札幌区大通西 7 丁目 3 番地に移す
72 明治 36. 7. 16 勅令第 119 号 稅務署官制中改正 (明治 36 年 8 月 1 日より施行)	大阪 (御所) を (高田) に改称

73 明治 36 年中大蔵省告示	<p>4 月 9 日 (17 号) 鹿児島局及び鹿児島署を 3 月 31 日鹿児島市易居町 21 番地に移す</p> <p>4 月 10 日 (18 号) 京都局彦根署を 4 月 1 日滋賀県犬上郡彦根町大字四番字西ノ内大工町第 85 番地第 1 に移す</p> <p>同局木ノ本署を 4 月 2 日滋賀県伊香賀木ノ本村大字木ノ本第 882 番地に移す</p> <p>4 月 11 日 (19 号) 神戸局和田山署を 3 月 29 日兵庫県朝来郡牧田村ノ内和田山村 149 番地に移す</p> <p>4 月 21 日 (20 号) 金沢局松任署を 4 月 8 日石川県石川郡松任町字古城町 24 ノ 2・25・26・27・28・29 番地に移す</p> <p>4 月 25 日 (25 号) 名古屋津署を 4 月 15 日津市丸之内津 1087 番ノ 7 に移す</p> <p>4 月 29 日 (28 号) 札幌局小樽署を 4 月 19 日小樽区花園町 1 番地に移す</p> <p># 金沢局武生署を 4 月 22 日福井県南条郡武生町武生泉 104 番地に移す</p> <p>5 月 4 日 (32 号) 松江局大東署を 5 月 1 日島根県大東郡大東村大字大東村 1443 番地に移す</p> <p>5 月 9 日 (35 号) 大阪局松山署を 5 月 1 日奈良県宇陀郡松山町大字拾生字拾生町第 1871 番ノ 2・第 1872 番ノ 2・第 1873 番ノ 21 に移す</p> <p>5 月 30 日 (39 号) 宇都宮局麻生署を 5 月 30 日茨城県行方郡麻生町大字麻生 301 番地に移す</p> <p>6 月 5 日 (42 号) 金沢局輪島署を 6 月 11 日石川県鳳至郡輪島町字輪島崎町彦部 15 番地に移す</p> <p>6 月 9 日 (44 号) 神戸局洲本署を 6 月 13 日兵庫県津名郡洲本町ノ内下屋敷町乙 30 番外 1 番地に移す</p> <p>6 月 13 日 (45 号) 神戸局瀬戸署を 6 月 16 日岡山県赤松郡瀬理村大字瀬戸 68 番地に移す</p> <p>6 月 20 日 (46 号) 宇都宮局坂手署を 6 月 21 日茨城県北相馬郡坂手町大字坂手 47 番地に移す</p> <p>6 月 25 日 (47 号) 東京局万世橋署を 6 月 28 日東京都千代田区大手町 2 丁目 4 番地に移す</p> <p>7 月 2 日 (51 号) 鹿児島局八重山署を 6 月 22 日沖縄県八重山郡大浜町切落野城村 8 番地外 1 番地に移す</p> <p>7 月 17 日 (53 号) 鹿児島局那覇署を 7 月 21 日沖縄県那覇区字東 1683 番地に移す</p> <p>7 月 17 日 (54 号) 鹿児島局国頭署を 7 月 10 日沖縄県国頭郡名護町切落野城村 92 番地に移す</p> <p>7 月 27 日 (57 号) 鹿児島局富古署を 7 月 27 日宮古郡西里村 88 番地に移す</p> <p>7 月 31 日 (59 号) 本年勅令第 119 号改正大阪局高田署は 8 月 1 日奈良県北葛城郡高田町大字高田 1585 番地ノ</p>
---------------------	---

		1)に開行 7月31日(60号)秋田県新庄署を8月1日日山形県最上郡新庄町五日町328番地/2号に移す 8月5日(63号)金沢局松任署を8月10日石川県石川郡松任町宇露新町233ノ3・233ノ4番地に移す 8月27日(65号)神戸局三木署を8月29日兵庫県美郷郡三木町ノ内福井町1157番地に移す 9月12日(70号)鹿児島局大口市署を9月14日鹿児島県伊佐郡大口市里1899番地に移す 10月8日(73号)長崎局唐津署を10月18日佐賀県東松浦郡唐津町大字唐津字都内310番ノ2に移す 10月29日(81号)金沢局武生署を11月1日熊本県鹿本郡山鹿町大字山鹿1762番地に移す 10月30日(82号)熊本局山鹿署を11月1日熊本県鹿本郡山鹿町大字山鹿1762番地に移す " 金沢局敦賀署を11月2日福井県敦賀郡敦賀町字敦賀蓬菜49番地に移す " 熊本局四日市署を11月10日大分県宇佐郡四日市町大字四日市47番地に移す " 熊本局四日市署を11月16日宮崎県西諸縣郡小林村字繁野1691番地ノ号に移す 11月10日(92号)鹿児島局小川署を11月21日長崎県北松浦郡平戸町608番地ノ1に移す 11月18日(97号)長崎局平戸署を11月21日長崎県北松浦郡平戸町608番地ノ1に移す 11月27日(101号)大坂局和歌山署を11月29日和歌山県和歌山市十番町13番地ノ2に移す 12月1日(104号)東京局府中署を11月22日東京府北多摩郡府中町9100番地ノ1に移す 12月10日(108号)長野局新穂署を12月13日新潟県南蒲原郡市堂所通二番町第692番地第5に移す 12月11日(109号)長野局二条署を12月14日新潟県南蒲原郡二条町大字二条字常盤町第609番地甲辰に移す		
74	明治37.4.1 非常特別税法制定(公布の日より施行)	12月28日(112号)長崎局佐世保署を来年1月1日長崎県佐世保市中通免字木場田又661番地ノ3に移す 酒類造石税 第1種 1石につき16円50銭 第2種 1石につき16円50銭 第3種 1石につき酒精分1度ごとに	従前のとおり	非常特別税法により次のとおり増徴した 1 酒造税法による酒類 第1種 1石につき50銭 第2種 1石につき50銭

75	明治37.4.1 法律第4号 医薬用工業用酒精戻税法中改正(公布の日より施行)	に77銭5厘 麦酒税 麦酒 1石につき7円50銭 酒類及び酒精含有飲料造石税 酒精分20度以下のもの1石につき(増徴なし)16円 酒精分20度をこえるもの1石につき酒精分1度ごとに75銭5厘 沖繩県酒類出港税 第1種 1石につき15円50銭 第2種 1石につき16円50銭 ただし、酒精分第1種は20度、第2種は45度をこえるものは酒精分1度ごとに77銭5厘の割合とする		第3種 1石につき 酒精分1度ごとに2銭5厘 2 麦酒 1石につき 50 銭 3. 酒精または酒精含有飲料(酒精分20度をこえるもの)1石につき酒精分1度ごとに2銭5厘 4. 沖繩県酒類出港税 ①税則第1条第1項により課税すべき酒類 1石につき 50 銭 ②同上第2項により課税すべき酒類 1石につき 酒精分1度ごとに2銭5厘
76	明治37.4.1 法律第5号 酒精、酒類、その他酒精含有飲料輸出入税金に関する			造石税を課せられた酒類、酒精もしくは酒精含有飲料または麦酒税を課せられた麦酒を外国に輸出した者は輸出後1年以内は税金の下戻を請求することができる

77	<p>る件(公布の日より施行)</p> <p>明治37.4.4 勅令第97号 税務署名称位置及び管轄区域表中改正</p>	<p>福岡(大牟田)新設 札幌(空知)〔岩内〕(砂川)廃止 東京(府中)(日下部)廃止 京都(亀岡)廃止 大阪(五条)廃止 横浜(松田)(江尻)(気仙)廃止 長崎(諫早)(神崎)廃止 長野(墨代)廃止 宇都宮(安中)廃止 名古屋(大泉原)(久島)(笠松)廃止 熊本(宇土)(大野)(下瀬高)(三池)廃止</p>
78	<p>明治37.5.9 勅令第136号 醸造試験所官制制定</p>	<p>1. 醸造試験所は大蔵大臣の管理に属し種類醸造の試験及び講習に関する事務を掌る 2. 技術官の所長の指揮をうけ技術に関する事務を掌る 3. 技術官は上級の指揮をうけ技術に関する事務に従事する</p>
79	<p>明治37年中大蔵省告示</p>	<p>1月9日(3号)丸亀高仰ノ町署を明治36年12月31日愛媛県東予郡宇和町大字卯之町字新地1番耕地外6番地ノ内に移す 1月11日(4号)宇都宮局観生署を明治36年12月29日群馬県山田郡観生町大字桐生新町字1丁目175番地に移す</p>

	<p>2月4日(13号)仙台局石巻署を2月1日宮城県牡鹿郡石巻町大字石巻字仲町117番地に移す 2月15日(15号)鹿児島局欽肥署を2月16日宮崎県南部河原館北町大字板敷8401番地ノ号ノ2に移す 2月18日(17号)横浜局中野署を2月21日神奈川県津久井郡中野村557番地に移す 3月4日(22号)神戸局村岡署を3月1日兵庫県美方郡村岡町95番屋敷に移す 3月8日(23号)札幌局河内署を3月6日北海道河内郡帯広町大字下帯広村字西一条8丁目13番地に移す 3月30日(35号)神戸局西宮署を4月3日兵庫県武庫郡西宮町字池田101番ノ3に移す " 鹿児島局高嶺署を3月31日宮崎県尾瀬郡高嶺町大字南高嶺字石原1528番地に移す 3月30日(36号)横浜局中野署を4月1日神奈川県津久井郡中野村503番地に移す 4月8日(43号)本年勅令第97号により設置の熊本局大牟田署を4月4日福岡県三池郡大牟田町字大牟田225番地ノ1に開庁</p> <p>4月11日(44号)神戸局岡山署を4月10日岡山県岡山市大字東中山下90番地に移す 4月12日(45号)宇都宮局高崎署を4月6日群馬県高崎市下横町13番地に移す 5月2日(50号)神戸局北条署を5月1日兵庫県加西郡北条町ノ内栗田村7番地ノ2に移す 5月12日(56号)金沢局敦賀署を5月13日福井県敦賀郡敦賀町敦賀天満第192外4番地に移す 5月12日(57号)秋田局及秋田署を5月15日秋田県秋田市魚ノ丁築港町1番地に移す 6月18日(75号)広島局徳山署を6月20日山口県瀬田郡徳山町字佐渡町第3173番地に移す 6月27日(79号)横浜局三島署を6月28日静岡県豊田郡三島町1385番地に移す 6月28日(80号)宇都宮局松原署を6月29日茨城県多賀郡松原町大字南森1734番地に移す 7月1日(89号)京都局宮津署を7月1日京都府与謝郡宮津町字魚屋1005番地に移す 7月9日(94号)広島局梁川署を7月10日山口県大津郡梁川村大字東梁川字一ノ坪第1937番地第1に移す 7月14日(97号)秋田局本荘署を7月2日秋田県由利郡本荘町環尾崎55番地に移す 7月15日(99号)札幌局赤谷署を7月15日北海道宗谷郡赤谷町大字稚内字本通南1丁目86番地に移す 8月6日(114号)名古屋局烏羽署を8月11日三重県志摩郡烏羽町大字烏羽町1738番地ノ4に移す</p>
--	---

	<p>8月13日(115号)長野県糸魚川市を8月4日新潟県西頸郡糸魚川町大字七間73番戸に移す 8月23日(117号)松江府吉岡郡を9月1日熱海県高部郡吉岡村大字吉岡村字西上町665番地に移す 9月3日(128号)長野県糸魚川市を8月25日新潟県西頸郡糸魚川町大字菊田十四番戸に移す 10月7日(146号)大阪府上福島郡を本月9日大阪府西成郡藤洲村蒲江674番675番合併地に移す 10月10日(148号)長野県中野郡を10月9日長野県下高井郡中野町大字中野字西町上671番地に移す 10月28日(156号)札幌府空知郡を10月31日北海道空知郡岩見沢村南3番地9号に移す 11月2日(160号)鹿児島県伊集院郡を11月5日鹿児島県日置郡中伊集院町下谷口1854・1855番地に移す 11月9日(162号)仙台府宮城郡多方郡を11月1日福島県耶麻郡多方町字南町2856番地に移す 11月22日(164号)神戸府倉敷郡を11月13日岡山県都窪郡倉敷町520番地ノ1に移す 11月26日(168号)仙台府盛郷を11月27日岩手県気仙郡盛郷町字内自5番ノ2・5番ノ号に移す</p>		
<p>80 明治38.1.1 非常特別脱法中改正(公布の日より施行)</p>	<p>酒類造石税 第1種 1石につき17円 第2種 1石につき20円 第3種 1石につき22円 第4種 1石につき25円 麦酒税 1石につき8円 酒精及び酒精含有飲料造石税 酒精分20度以下のもの1石につき18円 酒精分20度をこえるもの1石につき酒精分1度ごとに85銭 沖繩県酒類出港税 酒類造石税の税率と同じ</p>	<p>従前のとおり</p>	<p>非常特別脱法中改正の結果次のとおり増徴 ①酒類造石税 第1種 1石につき2円 第2種 1石につき2円 第3種 1石につき2円 第4種 1石につき2円 第5種 酒精分1度ごとに10銭 ②麦酒税 1石につき1円 ③酒精及び酒精含有飲料税 酒精分20度以下のもの 1石につき2円 酒精分20度をこえるもの 1石につき酒精分1度ごとに10銭 ④沖繩県酒類出港税 酒類造石税の増徴税率と同じ</p>

<p>81 明治38.1.1 酒 法律第3号 造税法中改正(公布の日より施行)</p>	<p>酒類造石税 第1種 酒精分20度以下の清酒、濁酒、白酒、味淋、及び酒精分30度以下の焼酎1石につき15円 第2種 酒精分35度以下の焼酎1石につき18円 第3種 酒精分40度以下の焼酎1石につき20円 第4種 酒精分45度以下の焼酎1石につき23円 第5種 酒精分20度をこえる清酒、濁酒、白酒、味淋、及び酒精分45度をこえる焼酎1石につき酒精分1度ごとに15銭</p>	<p>従前のとおり</p>	<p>造石税の定率改正に加え、さらに非常特別脱法によりそれぞれ増徴した</p>
<p>82 明治38.1.1 酒 法律第4号 酒精含有飲料税法中改正(公布の日より施行)</p>	<p>酒精及酒精含有飲料造石税 従前のとおり</p>	<p>従前のとおり</p>	<p>葡萄酒及び果実酒の定義を規定し、その製造は免許を受けさせるが造石税は課さない</p>
<p>83 明治38.1.1 沖繩 法律第6号 酒類 酒類出港税</p>	<p>沖繩県酒類出港税 酒類造石税の税率と同じ</p>	<p>従前のとおり</p>	<p>この改正により酒造税法の税率により出港税を課税することになった</p>

		<p>9月16日(384号)東京府佐倉署を9月24日千葉県印旛郡佐倉町張助町94番地に移す</p> <p>9月16日(385号)鹿児島県出水署を9月17日鹿児島県出水郡出水村武本字上町8070番地ノ号・8071番地・8072番地ノ号に移す</p> <p>10月19日(427号)神戸府村郷を10月21日兵庫県三原郡村ノ内市村園行寺字狂言家32番ノ1・字西ヶ原34番ノ1に移す</p> <p>10月28日(443号)名古屋府上野署を10月31日三重県阿山郡上野町大字上野字丸之内36番ノ内第1地に移す</p> <p>11月9日(473号)松江局を10月28日島根県松江府松江町171番地に移す</p> <p>11月16日(494号)松江府松江署を11月11日島根県松江府元材木町13番地・14番地に移す</p> <p>11月24日(513号)神戸府味野署を11月25日岡山県児島郡味野村1600番地に移す</p> <p>12月1日(547号)札幌局増毛署を12月1日北海道増毛郡増毛町大字箱薬町1丁目11番地に移す</p> <p>12月1日(548号)金沢局七尾署を11月26日石川県七尾郡七尾町字川原町20番地ノ甲に移す</p> <p>12月13日(583号)鹿児島局高岡署を12月15日宮崎県高岡郡高岡村大字五町字中村馬場273番地に移す</p> <p>12月21日(585号)宇都宮局足利署を12月23日栃木県足利郡足利町大字冠利2643番地ノ4に移す</p> <p>12月27日(591号)大坂局を12月24日大阪府東区高麗橋2丁目63番地に移す</p> <p># 大坂局中ノ島署を12月24日大阪府西区江戸堀北通2丁目9番地ノ17に移す</p> <p>12月27日(592号)金沢局上市署を12月30日富山県中新川郡上市町大字上市村字北中町24番ノ1・25番・26番ノ1に移す</p> <p>12月27日(593号)熊本局直方署を12月29日福岡県鞍手郡直方町大字直方字中町269番地・270番地に移す</p>
87	明治39.5.14 法律第46号 工業用酒精、酒類	<p>医薬用酒精の戻税を廃止し、造石税納付済の酒精を一定の工業用に供し、または造石税、沖懸酒類出穂税納付済の酒精、酒類</p>

	<p>その他酒精含有飲料戻税法(公布の日より施行)</p>		<p>酒精含有飲料を政府の工業用に供するため毎回1石以上を使用もしくは供給するときは1年以内に戻税を請求することができる</p>
88	明治39.12.3 勅令第308号 税務署官制中改正	長野(徳崎)廃止、同(屋代)再置	
89	明治39年中大蔵省告示	<p>1月17日(10号)熊本局折尾署を1月18日福岡県遠賀郡折尾村大字折尾466番ノ1・468番ノ2・493番ノ1・494番ノ1・495番・496番・497番ノ2に移す</p> <p>2月5日(113号)長崎局長崎署を1月29日長崎県長崎市籠町67番地に移す</p> <p>2月22日(224号)神戸局姫路署を2月25日兵庫県姫路市小姓町85番地に移す</p> <p>2月26日(228号)名古屋局高須署を2月28日岐阜県海津郡高須町大字高須字武土小路121番地に移す</p> <p>2月26日(229号)松江局を3月1日島根県松江府母衣178番地に移す</p> <p>3月24日(391号)熊本局日出署を3月25日大分県速見郡日出町字二ノ丸2612番地に移す</p> <p>3月31日(455号)長野局安曇署を4月1日新潟県東蒲原郡安曇村大字安曇字古町792番地・793番地に移す</p> <p>4月2日(460号)長崎局を4月1日長崎県長崎市今魚町9番戸に移す</p> <p>4月7日(477号)東京府新大塚署を4月8日東京府東京市日本橋区北新町23番地に移す</p> <p>4月12日(487号)神戸局笠置署を4月14日岡山県小田郡笠置町大字笠置字末新田2434番地に移す</p> <p>4月28日(570号)京都府官津署を5月1日京都府与謝郡官津町字魚屋307番地ノ2に移す</p> <p>4月28日(571号)札幌局釧路署を4月1日北海道釧路郡釧路町大字米町134番地に移す</p> <p>5月22日(675号)神戸局北条署を5月27日兵庫県加西郡北条町ノ内北条町900番ノ2・栗田村26番ノ1に移す</p> <p>5月23日(680号)松江局山本署を5月27日島根県邑智郡山本村大字山本383番ノ2・383番ノ3・384番ノ</p>	

	<p>2合併に移す</p> <p>5月29日(705号)鹿児島県岩川郡を6月1日鹿児島県霧島郡岩川村五十町5880番地に移す</p> <p>7月31日(813号)東京局谷村署を8月1日山梨県南都留郡谷村町下谷字仲町西側13番地・14番地に移す</p> <p>9月15日(856号)丸亀局須崎署を9月25日高知県高岡郡須崎町大字須崎字西中町1161番地・1162番地・1・1162番地へ2に移す</p> <p>10月13日(882号)金沢局敦賀署を10月16日福井県敦賀郡敦賀町東第十二号字上川比21番地に移す</p> <p>10月18日(888号)秋田局大曲署を10月10日秋田県北郡大曲町古町105番地に移す</p> <p>10月24日(891号)丸亀局兼賀署を10月27日徳島県板野郡兼賀町大字林崎村字南栗野町28番地に移す</p> <p>10月30日(899号)秋田局大曲署を10月31日秋田県仙北郡大曲町大曲字土屋館9番地に移す</p> <p>10月31日(900号)鹿児島局大町署を10月31日鹿児島県伊佐郡大町村里1974番地・1975番地・1978番地に移す</p> <p>11月7日(907号)金沢局七尾署を11月11日石川県鹿島郡七尾町大字所口字ナノ部28番・29番・30番ノ1・39番・40番に移す</p> <p>11月13日(915号)秋田局能代署を11月9日秋田県山本郡能代町大字長根町71番に移す</p> <p>11月20日(918号)秋田局能代署を11月15日秋田県山本郡能代町大字長根町60番地に移す</p> <p>11月21日(920号)仙台局平野を11月18日福島県石城郡平野町字菩提院町26番地口字へ移す</p> <p>11月27日(924号)東京局志麻署を12月1日東京府豊多摩郡志麻町大字枯木295番地に移す</p> <p>12月10日(940号)長野局屋代署を12月5日長野県埴科郡屋代町大字屋代第1951番地に移す</p> <p>12月22日(954号)東京局藤原署を12月24日東京府東京市浅草区南元町38番地ノ1号に移す</p> <p>12月28日(959号)金沢局羽咋署を12月31日石川県羽咋郡羽咋町字ノ29番地に移す</p>
<p>90 明治40.10.21 勅令第325号 稅務署官制中改</p>	<p>東京(万世橋)を(神田橋)、同(勃大橋)を(永代橋)、同(小松川)を(亀戸)に改称</p> <p>長崎(磯木)を(島田)に改称</p> <p>名古屋(小坂)を(和泉)、同(中津川)を(中津)に改称</p>

<p>91 明治40年中大蔵省告示</p>	<p>正(公布の日より施行)</p> <p>仙台(本吉)を(志津川)に改称</p> <p>松江(柳家)を(寛政)に改称</p> <p>丸亀(川之口)を(三輪)に改称</p> <p>1月17日(4号)神戸局加古川署を1月18日兵庫県加古郡加古川町ノ内藤原村2番地ノ2に移す</p> <p>1月25日(10号)東京局四谷署を1月26日東京府東京市麹町区麹町10丁目18番地に移す</p> <p>2月13日(24号)丸亀局中村署を2月18日高知県幡豆郡中村町大字中村1576番地に移す</p> <p>3月14日(43号)宇都宮局栃木署を3月2日栃木県下都賀郡栃木町大字藤部入舟町12番地に移す</p> <p>3月20日(49号)大阪局を3月2日大阪府大阪市西区土佐堀通5丁目自25番地至28番地に移す</p> <p>3月27日(55号)金沢局上市署を3月31日富山県中新川郡上市町大字上市村森元28番地に移す</p> <p>3月29日(59号)熊本局福岡署を4月5日福岡県福岡市上山町3番地ノ4・5に移す</p> <p>4月2日(66号)札幌局道庁署を4月4日北海道函館区汐見町27番地に移す</p> <p>4月5日(67号)宇都宮局柿田署を4月7日茨城県鹿島郡柿田町大字鎌田974番地に移す</p> <p>4月5日(68号)東京局四谷署を4月7日茨城県鹿島郡柿田町大字鎌田974番地に移す</p> <p>4月16日(79号)長崎局佐賀署を4月15日佐賀県佐賀市大字松原町字中ノ路94番地ノ2に移す</p> <p>4月29日(81号)広島局下関署を5月1日山口県下関市大字岬ノ町字王司山第3番ノ1・同市同町字敷ノ内第79番ノ51に移す</p> <p>4月30日(82号)松江局松江署を5月4日島根県松江市母衣200番地・201番地に移す</p> <p># 松江局今市署を4月30日島根県新川郡大津村大字大石2088番ノ1・2088番ノ4・2089番ノ2に移す</p> <p>4月30日(83号)宇都宮局笠間署を5月3日茨城県西茨城郡笠間町大字笠間字下七田1525・1526番地に移す</p> <p>5月4日(90号)長野局岩村田署を5月7日長野県北佐久郡岩村田町大字岩村田544番ノ1に移す</p> <p>5月16日(94号)宇都宮局宗道署を5月19日茨城県結城郡宗道村大字本宗道字宮西49番地に移す</p> <p>5月22日(99号)熊本局佐伯署を5月26日大分県南高田郡佐伯町989番地・990番地ノ1に移す</p>
-----------------------	---

		<p>5月28日(102号)仙台局須賀川署を5月31日福島県岩瀬郡須賀川町大字須賀川字東6丁目1番地に移す</p> <p>6月26日(114号)東京局千葉署を6月27日千葉県千葉市大字千葉1011番地ノ1に移す</p> <p>7月26日(128号)熊本局人吉署を7月28日熊本県球磨郡人吉町字廻町16番地に移す</p> <p>7月31日(131号)仙台局三春署を8月1日福島県田村郡三春町字大町1番ノ2に移す</p> <p>8月9日(134号)松江局西郷署を8月11日鳥取県南吉野郡西郷町大字西町ノ尾ノ11番1・2番内第1に移す</p> <p>8月22日(140号)熊本局八代署を9月1日熊本県八代町字東本町33番ノ2に移す</p> <p>9月2日(148号)東京局品川署を9月3日東京都府中野区品川町北品川宿18番地に移す</p> <p>9月4日(150号)京都局福知山署を9月11日京都府天田郡福知山町字内浦23番戸に移す</p> <p>9月6日(152号)丸亀局今治署を9月15日愛媛県越智郡今治町大字風早町99番戸に移す</p> <p>9月19日(158号)東京局板橋署を9月22日東京府北豊島郡板橋町大字下板橋2090番地に移す</p> <p>9月28日(163号)札幌局釧路署を10月1日北海道釧路郡釧路町大字米町12番地に移す</p> <p>10月15日(170号)神戸局伊丹署を10月20日兵庫県川辺郡伊丹町ノ内伊丹町字西ノ町510番地ノ1・510番地ノ5に移す</p> <p>10月22日(176号)丸亀局三島署を10月23日愛媛県宇摩郡三島町1358番地に移す</p> <p>10月23日(177号)横浜局藤枝署を10月26日静岡県志太郡西益津村田中235番地に移す</p> <p>11月1日(184号)丸亀局今治署を11月4日愛媛県越智郡今治町大字今治村字日野内甲148番地ノ2に移す</p> <p>11月12日(190号)東京局大宮署を11月17日埼玉県秩父郡大宮町大字大宮1133番地ノ1・1147番地ノ3に移す</p> <p>11月27日(199号)札幌局釧路署を12月1日北海道釧路郡釧路町大字釧路村字浦郷第6番ノ3に移す</p> <p>12月10日(207号)仙台局築館署を12月15日宮城県栗原郡築館町字町屋敷31番地及び35番地ノ2に移す</p> <p>12月12日(210号)横浜局下田署を12月10日静岡県興賀町下田町字坂下町736番地・739番地に移す</p> <p>12月25日(217号)横浜局藤枝署を12月29日静岡県志太郡西益津村大字田中122、131ノ2・133・147ノ1ノ2・147ノ2・149・152ノ2番地に移す</p>
--	--	--

92	明治41.3.16 法律第18号 酒 道税法中改正(公 布の日より施行)	酒類酒石税 第1種 酒精分20度以下の清酒、 濁酒、白酒及び酒精分30度以下の 味淋 焼酎1石につき20円 第2種 酒精分35度以下の焼酎1 石につき25円 第3種 酒精分40度以下の焼酎1 石につき30円 第4種 酒精分45度以下の焼酎1 石につき35円 第5種 酒精分20度をこえる清 酒、濁酒、白酒、酒精分30度をこ える味淋及び酒精分45度をこえる 焼酎1石につき酒精分1度ごとに1 円	従前のとおり	1. 非常特別税法による増徴廃止 2. 明治41.10.1から沖縄県、小笠原島及び 伊豆七島に酒道税法を施行することにした
93	明治41.3.16 法律第19号 酒 精及酒精含有飲 料税法中改正(公 布の日より施行)	酒類及び酒精含有飲料酒石税1石 につき原容量100分中純酒精の容 量1箇ごとに1円 ただし、1石につき21円の割合を 下ることができない	従前のとおり	1. 非常特別税法による増徴廃止 2. 免量制限石数を次のとおり定めた 酒精50石以上 酒精含有飲料10石以上
94	明治41.3.16 法律第20号 麦 酒税法中改正(公 布の日より施行)	麦酒税 麦酒1石につき10円	従前のとおり	1. 非常特別税法による増徴廃止 2. 免量制限石数を1000石以上とした

95	明治41.3.27 沖 法律第24号 沖 繩県及び東京府 小笠原島、伊豆七 島における酒造 税に関する件(明 治41年10月1日 より施行)	沖繩県及び東京府小笠原島、伊豆 七島における酒造税 酒造税法による税額の3分の1	国内の酒造税に同じ	小笠原島、伊豆七島で製造した酒類は国内 の他の地方に移出することができない
96	明治41.3.27 沖 法律第25号 沖 繩県酒類出港税 則中改正(明治41 年10月1日より 施行)	沖繩県酒類出港税 酒造税法による税額の3分の2	従前のおり	明治41年3月16日法律第18号により非常 特別税法による増徴を廃止した
97	明治41.3.27 法律第26号 酒 母、膠及び燻取糖 法中改正(明治41 年10月1日より 施行)			酒母、膠または燻の無免許製造品に対しては、 その酒母、膠または燻及び容器、器具、器 械を没収し、かつ燻酒として造る酒税を賦課 する
98	明治41年中大蔵 省告示	1月8日(3号)金沢高小松署を1月4日石川川原能美郡山松町字西町6番地に移す 2月4日(19号)長野局尾代署を2月5日長野県南相模郡厚田町大字屋代字本町1881ノ1・字直浦2191番ノ1 に移す		

		3月5日(33号)長崎局及び同局長崎署を3月6日長崎県長崎市深町1番地に移す		
		3月14日(35号)横濱局大磯署を3月15日神奈川県川原中郡大磯町大字大磯2137番地に移す		
		3月17日(37号)金沢局魚津署を3月31日富山県下新川郡魚津町大字本江町2056番地に移す		
		3月26日(47号)東京局甲府署を3月29日山梨県甲府市深町66番ノ1に移す		
		3月26日(48号)秋田局青森署を4月1日青森県青森市大字浦町字橋本167番地ノ1に移す		
		5月4日(73号)大阪局御坊署を5月8日和歌山県日高郡御坊町大字島581番地に移す		
		5月8日(76号)長野局大町署を5月12日長野県北安曇郡大町字下中町2545番地、2546番地・2548番地合 併4に移す		
		5月15日(80号)東京局品川署を5月17日東京都荏原郡品川町大字南品川宿60番地に移す		
		5月19日(84号)京都局福知山署を5月19日京都府天田郡福知山町字岡ノ9番ノ7に移す		
		5月23日(88号)丸亀局後免署を6月1日高知県長岡郡長岡村大字東端1398番ノ1に移す		
		6月3日(91号)鹿児島局都城署を5月24日宮崎県北諸縣郡都城町大字下長飯4006番地に移す		
		6月6日(92号)秋田局能代署を6月8日秋田県山本郡能代町大字40番地に移す		
		7月7日(110号)札幌局釧路山手署を7月15日北海道釧路市江差町大字切石町22番地に移す		
		7月20日(118号)熊本局国東署を7月26日大分県国東郡国東町大字鶴川1926番地ノ4に移す		
		7月23日(119号)熊本局折尾署を7月21日福岡県遠賀郡折尾町大字折尾463番地に移す		
		7月25日(121号)宇都宮局佐野署を7月31日栃木県安堵郡佐野町2900番地に移す		
		9月10日(140号)東京局荏原署を9月13日千葉県長生郡荏原町茂原字昌平町251番地に移す		
		9月16日(141号)熊本局折尾署を9月15日福岡県遠賀郡折尾町大字折尾466番ノ1、488番ノ2・493番ノ 1・494番ノ1・495番・496番・497番ノ2に移す		
		9月18日(142号)京都局上京署を9月20日京都府京都市上京区室町道上長者町南入560番ノ1・562番合併 地に移す		
		10月24日(151号)丸亀局宇和島署を11月1日愛媛県北宇和郡宇和島町大字丸ノ内1番ノ内第187番地に移 地に移す		

		<p>11月13日(160号)長野局松本署を11月16日長野県松本市大字北添志字柳町94番地・105番ノ号地に移す</p> <p>11月25日(164号)広島局室積署を12月1日山口県熊毛郡室積町大字室積村字燗燗番8894番地に移す</p> <p>12月4日(174号)札幌局小樽署を12月6日北海道小樽区大字色内町26番地ノ6・78番地・81番地に移す</p> <p>12月8日(175号)秋田局大曲署を12月13日秋田県仙北郡大曲町大曲字町東後35番地ノ2に移す</p> <p>12月14日(178号)大阪局船場署を12月18日大阪府大阪市南区千代町12番地・13番地に移す</p> <p>12月23日(181号)京都局周山署を12月25日京都府北桑田郡周山村大字周山字高梨字3番地ノ1・同字中山39番地ノ1・同字下寺田27番地ノ1に移す</p> <p>12月26日(182号)京都局官津署を12月26日京都府与謝郡宮津町大字柳瀬字331番地に移す</p> <p>12月28日(186号)長野局上諏訪署を来年1月1日長野県諏訪郡上諏訪町字片羽9708番ノ号地に移す</p> <p>横浜港止、(神奈川)を東京の(静岡)を名古屋の管轄とする</p> <p>神戸港止、(兵庫)を大阪の管轄とする</p> <p>長崎港止、(長崎)を福岡の管轄とする</p> <p>金沢港止、(石川) (富山) (福井)を京都の管轄とする</p> <p>松江港止、(島根) (鳥取)を広島の管轄とする</p>
99	明治42.10.23号勅令第285号局官制中改正(明治42年11月5日より施行)	<p>東京(宗廟)(河内橋)(都留)新設</p> <p>京都(小浜)(出町)新設</p> <p>大阪(東)(西)(南)(北)(玉造)(住道)(上船)(船河)新設</p> <p>宇都宮(龍ヶ崎)新設</p> <p>名古屋(小牧)(多治見)新設</p> <p>丸亀(那賀)新設</p> <p>東京(松山)を(比企)に改称</p> <p>大阪(高田)を(磯城)、(上市)を(吉野)に改称</p>
100	明治42.10.23号勅令第286号稅務署官制中改正(明治42年11月5日より施行)	<p>仙台(官古)(福岡)(富岡)(中村)を各(下閉伊)(二戸)(双葉)(相馬)に改称</p> <p>長野(福島)(墨代)を各(西筑摩)(碓氷)に改称</p> <p>名古屋(八幡)(中津)(大田)を各(郷上)(豊野)(加茂)に改称</p> <p>広島(大田)(賀茂)を各(美祿)(八雲)に改称</p> <p>丸亀(西条)(小町)を各(新居)(小方)に改称</p> <p>熊本(阿山口)(折尾)を各(天草)(蓮池)に改称</p> <p>東京(千住)(中野)(本庄)(岩槻)(花戸)(大多島)(龍王)(谷村)(鎌瀬)廃止</p> <p>京都(木暮)(綾部)(愛知)(木ノ本)(朝日)(三方)(雲畑)(高瀬)(津瀬)(羽野)(飯田)(八尾)(伏見)(石動)(井波)廃止</p> <p>大阪(船場)(中ノ島)(上福島)(平野郷)(池田)(八尾)(枕方)(三木)(中村)(北条)(田原)(赤穂)(佐用)(山崎)(出石)(市村)(松山)(岩出)(橋本)廃止</p> <p>秋田(土崎)(湯沢)(黒石)(天童)(鷹島)(高畑)廃止</p> <p>仙台(吉岡)(渡辺)(梁折)(喜多方)(高田)(石川)廃止</p> <p>宇都宮(佐野)(笠間)(菅谷)(谷田部)(江戸崎)(取手)(新田)(伊勢崎)廃止</p> <p>長野(臼田)(豊科)(須坂)(飯山)(碓氷)(与板)廃止</p> <p>名古屋(熱田)(勝川)(西枇杷島)(布設)(津村)(足助)(御油)(富岡)(三島)(吉原)(露波)(森)(龜山)(白子)(相可)(名張)(鳥羽)(高須)(高田)(垂井)(比叡)(御橋)(土岐津)廃止</p> <p>広島(廿日市)(忠海)(安藝)(袋井)(比治)(御橋)(土岐津)廃止</p> <p>丸亀(富岡)(日和佐)(石井)(後免)(伊野)廃止</p> <p>熊本(鹿侍)(佐敷)(東郷)(吉井)(香春)(國東)(四日市)(小畑)(鹿島)廃止</p> <p>鹿児島(伊集院)(大口)(高岡)廃止</p> <p>仙台(飯下)を(飯下)に改字</p> <p>丸亀(卯ノ町)を(卯之町)に改字</p>

		<p>11月13日(160号)長野局松本署を11月16日長野県松本市大字北添志字柳町94番地・105番ノ号地に移す</p> <p>11月25日(164号)広島局室積署を12月1日山口県熊毛郡室積町大字室積村字燗燗番8894番地に移す</p> <p>12月4日(174号)札幌局小樽署を12月6日北海道小樽区大字色内町26番地ノ6・78番地・81番地に移す</p> <p>12月8日(175号)秋田局大曲署を12月13日秋田県仙北郡大曲町大曲字町東後35番地ノ2に移す</p> <p>12月14日(178号)大阪局船場署を12月18日大阪府大阪市南区千代町12番地・13番地に移す</p> <p>12月23日(181号)京都局周山署を12月25日京都府北桑田郡周山村大字周山字高梨字3番地ノ1・同字中山39番地ノ1・同字下寺田27番地ノ1に移す</p> <p>12月26日(182号)京都局官津署を12月26日京都府与謝郡宮津町大字柳瀬字331番地に移す</p> <p>12月28日(186号)長野局上諏訪署を来年1月1日長野県諏訪郡上諏訪町字片羽9708番ノ号地に移す</p> <p>横浜港止、(神奈川)を東京の(静岡)を名古屋の管轄とする</p> <p>神戸港止、(兵庫)を大阪の管轄とする</p> <p>長崎港止、(長崎)を福岡の管轄とする</p> <p>金沢港止、(石川) (富山) (福井)を京都の管轄とする</p> <p>松江港止、(島根) (鳥取)を広島の管轄とする</p>
99	明治42.10.23号勅令第285号局官制中改正(明治42年11月5日より施行)	<p>東京(宗廟)(河内橋)(都留)新設</p> <p>京都(小浜)(出町)新設</p> <p>大阪(東)(西)(南)(北)(玉造)(住道)(上船)(船河)新設</p> <p>宇都宮(龍ヶ崎)新設</p> <p>名古屋(小牧)(多治見)新設</p> <p>丸亀(那賀)新設</p> <p>東京(松山)を(比企)に改称</p> <p>大阪(高田)を(磯城)、(上市)を(吉野)に改称</p>
100	明治42.10.23号勅令第286号稅務署官制中改正(明治42年11月5日より施行)	<p>仙台(官古)(福岡)(富岡)(中村)を各(下閉伊)(二戸)(双葉)(相馬)に改称</p> <p>長野(福島)(墨代)を各(西筑摩)(碓氷)に改称</p> <p>名古屋(八幡)(中津)(大田)を各(郷上)(豊野)(加茂)に改称</p> <p>広島(大田)(賀茂)を各(美祿)(八雲)に改称</p> <p>丸亀(西条)(小町)を各(新居)(小方)に改称</p> <p>熊本(阿山口)(折尾)を各(天草)(蓮池)に改称</p> <p>東京(千住)(中野)(本庄)(岩槻)(花戸)(大多島)(龍王)(谷村)(鎌瀬)廃止</p> <p>京都(木暮)(綾部)(愛知)(木ノ本)(朝日)(三方)(雲畑)(高瀬)(津瀬)(羽野)(飯田)(八尾)(伏見)(石動)(井波)廃止</p> <p>大阪(船場)(中ノ島)(上福島)(平野郷)(池田)(八尾)(枕方)(三木)(中村)(北条)(田原)(赤穂)(佐用)(山崎)(出石)(市村)(松山)(岩出)(橋本)廃止</p> <p>秋田(土崎)(湯沢)(黒石)(天童)(鷹島)(高畑)廃止</p> <p>仙台(吉岡)(渡辺)(梁折)(喜多方)(高田)(石川)廃止</p> <p>宇都宮(佐野)(笠間)(菅谷)(谷田部)(江戸崎)(取手)(新田)(伊勢崎)廃止</p> <p>長野(臼田)(豊科)(須坂)(飯山)(碓氷)(与板)廃止</p> <p>名古屋(熱田)(勝川)(西枇杷島)(布設)(津村)(足助)(御油)(富岡)(三島)(吉原)(露波)(森)(龜山)(白子)(相可)(名張)(鳥羽)(高須)(高田)(垂井)(比叡)(御橋)(土岐津)廃止</p> <p>広島(廿日市)(忠海)(安藝)(袋井)(比治)(御橋)(土岐津)廃止</p> <p>丸亀(富岡)(日和佐)(石井)(後免)(伊野)廃止</p> <p>熊本(鹿侍)(佐敷)(東郷)(吉井)(香春)(國東)(四日市)(小畑)(鹿島)廃止</p> <p>鹿児島(伊集院)(大口)(高岡)廃止</p> <p>仙台(飯下)を(飯下)に改字</p> <p>丸亀(卯ノ町)を(卯之町)に改字</p>

	鹿耳島(隈ノ城)に改字 宇都宮(中ノ糸)を(中之糸)に改字
101 明治42年中大阪 省告示	<p>1月9日(12号)札幌局室蘭署を1月5日北海道室蘭郡室蘭町字千歳町3番地に移す</p> <p>1月14日(3号)大阪局及び河内局中ノ島署を1月20日大阪府大阪市北区中ノ島4丁目15番地に移す</p> <p>2月4日(10号)名古屋局大垣署を2月7日岐阜県安八郡大垣町大字第45番地ノ81に移す</p> <p>2月19日(17号)金沢局八尾署を2月28日富山県緑島郡八尾町大字東町2166番地ノ1ノ2に移す</p> <p>2月20日(18号)東京局熊谷署を2月28日埼玉県大里郡熊谷町大字熊谷本町2丁目49番地に移す</p> <p>3月4日(30号)丸亀局石和署を3月8日愛媛県北条市瑞字和島町大字瑞端通字瑞端12番地ノ5に移す</p> <p>3月17日(35号)東京局石和署を3月18日山梨県東八代郡石和町八田146番地に移す</p> <p>3月19日(36号)神戸局神戸署を3月23日兵庫県神戸市下山手通8丁目42番地に移す</p> <p>3月29日(46号)丸亀局三島署を4月6日愛媛県宇摩郡三島町1882番地に移す</p> <p>3月31日(51号)宇都宮局熊木署を4月3日栃木県下都賀郡熊木町大字熊木569番地に移す</p> <p>3月31日(52号)宇都宮局松原署を4月8日茨城県多賀郡松原町大字高萩1714番地ノ2に移す</p> <p>4月6日(56号)東京局千葉署を4月11日千葉県千葉郡千葉町大字美川981番・982番に移す</p> <p>4月7日(57号)長野局桂崎署を4月11日新潟県奥平郡桂崎町字勢助町1710番地に移す</p> <p>4月14日(59号)丸亀局安芸署を4月22日高知県安芸郡安芸町大字西浜字長左衛門町中道ヨリ南1997番地に移す</p> <p>5月6日(67号)大阪局堺署を5月11日大阪府泉北郡向井村大字中筋442番地に移す</p> <p>5月25日(78号)丸亀局大洲署を5月31日愛媛県喜多郡大洲町大字大洲字山床709番地第1に移す</p> <p>5月26日(81号)神戸局赤穂署を6月1日兵庫県赤穂郡赤穂町ノ内加里屋町字北組2076番地に移す</p> <p>6月17日(92号)神戸局玉島署を6月19日岡山県瀬口郡玉島町大字阿賀崎字勢町916番地ノ2に移す</p> <p>6月17日(98号)東京局石和署を6月20日山梨県東八代郡石和町市部1019番地に移す</p> <p>7月5日(103号)東京局熊谷署を7月11日埼玉県大里郡熊谷町大字熊谷字本町1丁目2944番地に移す</p>

	<p>7月13日(106号)長野局福島署を7月16日長野県西筑摩郡福島町字八沢町5330番地に移す</p> <p>7月15日(107号)熊本局山口署を7月19日熊本県天草郡本渡町820番ノ2、821番ノ1に移す</p> <p>7月15日(108号)金沢局大聖寺署を7月20日石川県江沼郡大聖寺町字京町18番地ノ2・19番地に移す</p> <p>7月24日(110号)熊本局高瀬署を7月25日熊本県玉名郡高瀬町大字築掛木71番地ノ1に移す</p> <p>7月30日(112号)熊本局森署を8月2日大分県玖珠郡森町大字森866番地に移す</p> <p>8月13日(117号)東京局松戸署を8月11日千葉県葛飾郡松戸町松戸1276・1277番地に移す</p> <p>8月17日(119号)仙台局佐沼署を8月11日宮城県登米郡佐沼町登米郡役所に移す</p> <p>8月30日(124号)仙台局佐沼署を8月28日宮城県登米郡佐沼町90番地ノ1に移す</p> <p>10月13日(143号)長野局上田署を10月17日長野県小県郡上田町大字上田字新参町5397番地に移す</p> <p>10月21日(149号)横浜局厚木署を10月24日神奈川県愛甲郡厚木町2820番地に移す</p> <p>10月27日(152号)宇都宮局鹿沼署を11月1日栃木県上都賀郡鹿沼町大字鹿沼2365番地ノ1に移す</p> <p>10月28日(153号)明治42年11月5日以降設置される密着署の所在地次の通り</p> <p>(密着署名) 所在地</p> <p>京橋 東京府東京市京橋区築地3丁目15番地</p> <p>水道橋 東京府東京市本郷区寛永町15番地</p> <p>両国橋 東京府東京市本所区相生町3丁目8番地</p> <p>粕壁 埼玉県南埼玉郡粕壁町6338番地</p> <p>都留 山梨県北都留郡都留町大字杉本新村226番地ノ1</p> <p>出町 富山県砺波郡出町大字杉本新村226番地ノ3</p> <p>奥 大阪府大阪市南区千年町12番地・13番地</p> <p>西 大阪府大阪市西区藤原町南ノ町9番地</p> <p>南 大阪府大阪市南区千年町12番地・13番地</p> <p>北 大阪府大阪市北区中ノ島4丁目15番地</p>
--	---

	<p>玉造 大原府大阪市東区空堀通3丁目302番ノ1・302番ノ2 住道 大原府北河内郡住道村大字三箇1190番・1191番ノ1・1191番ノ2 上郡 兵庫県赤穂郡上郡村ノ内上郡村字町家ノ四710番ノ1 粉河 和歌山県御宿郡粉河町大字粉河2692番地 龍分崎 次城県新徳郡龍分崎町字横町4205番地 小牧 愛知県東春日井郡小牧町大字小牧字中町2572番ノ1 多治風 岐阜県土岐郡多治見町字寺藤1412番地 遠賀 福岡県遠賀郡若松町大字修多羅409番地</p> <p>10月28日(154号)明治42年11月5日以降設置される税務署の所在地次のとおり (税務署名) 比企 埼玉県比企郡松山町大字松山657番地 小浜 福井県速原郡雲浜村竹原第十三号字西広瀬8番ノ2 葛城 奈良県北葛城郡高田町大字高田1587番・1588番ノ2 吉野 奈良県吉野郡上市町大字上市280番ノ2 下閉伊 岩手県下閉伊郡宮古町十四地割字沢田58番・58番ノイ・59番ノ3 二戸 岩手県二戸郡福岡町139番戸 双葉 福島県双葉郡富岡町大字小浜字釈39番ノイ・39番ノニ 相馬 福島県相馬郡中村町大字中村字北町76番地 西筑摩 長野県西筑摩郡福島町字八次町5330番地 埴科 長野県埴科郡屋代町大字屋代字本町1881番ノ1・字宮浦2101番ノ1 埴科 岐阜県郡上市八幡町字豊町160番ノ1ノ2・161番ノ1ノ1 都上 岐阜県加茂郡太田町字光徳4065番・4069番・4082番・4083番 加茂 岐阜県恵那郡中津川町大字中津川字木田193番ノ2・193番ノ3 恵那</p>
--	--

<p>102 明治43.3.25 法律第6号 酒 精造石税徴収猶 予及び免除に関 する件(明治43 年4月1日より施 行)</p>	<p>美称 山口県美称郡大田村大字大田6192番地 八頭 鳥取県八頭郡賀茂村大字郡家村352番・352番ノ4 那賀 徳島県那賀郡富岡町大字石塚村52番屋敷ノ1 新居 愛媛県新居郡西条町大字大前町202番地 久万 愛媛県上浮穴郡久万町大字久万町487番地 天草 熊本県天草郡本渡町820番ノ2・821番ノ1 八女 福岡県八女郡福島町大字本町497番ノ1・499番・500番 日田 大分県日田郡日田町大字豆田21番・22番・23番</p> <p>10月29日(155号)大阪高新官署を11月4日和歌山県東牟婁郡新宮町848番地ノ1に移す 10月30日(156号)金沢局小松署を11月4日石川県能美郡小松町字小馬出町3番地に移す 11月2日(160号)京都局伏見署を11月5日京都府伏見郡伏見町字御殿籠101番地・103番地・105番地に移す す 11月11日(163号)京都局金沢署を11月12日石川県金沢市大字町19番地・同梅本町3番地2ノ2に移す 11月27日(166号)札幌局河内署を12月1日北海道河内郡帯広町大字下帯広村字大通1番地に移す 12月15日(170号)京都局大聖寺署を12月18日石川県江沼郡大聖寺町字馬場71番地ノ1に移す 12月25日(177号)京都局伏見署を12月28日京都府伏見郡伏見町字藤匠19番ノ1に移す</p>	<p>酒精の造石税は税額相当の担保を提供し3 か月以内の徴収猶予を定めることができる ことにし、かつその期間内に工業用に供し たときはその税金を免除する</p>
---	---	--

<p>明治43年中大阪 省告示</p>	<p>103</p> <p>1月8日(2号)秋田局弘前署を1月10日青森県弘前市大字相良町26番地に移す</p> <p>1月8日(3号)札幌局滝川署を1月15日北海道室蘭市大字本町5番地に移す</p> <p>1月28日(10号)京都局小浜署を2月1日福井県速原郡小浜町日吉91・93・94・95番地に移す</p> <p>2月9日(17号)大阪局神戸署を2月13日兵庫県神戸市下山手通6丁目48番地に移す</p> <p>3月15日(35号)東京局を3月20日東京府東京市麹町区八雲洲町1丁目1番地に移す</p> <p>3月15日(36号)広島局高梁署を3月16日岡山県上房郡高梁町大字向町13番ノ1・13番ノ2・14番ノ1・14番ノ2に移す</p> <p>3月19日(38号)大阪局新宮署を3月22日和歌山県東牟婁郡新宮町388番地に移す</p> <p>3月19日(39号)熊本局平戸署を3月25日長崎県北松浦郡平戸町字築地町455番地に移す</p> <p>3月23日(40号)名古屋局四日市署を3月26日三重県四日市市大字四日市字八町2882番ノ3に移す</p> <p>3月23日(41号)広島局米子署を3月27日鳥取県西伯郡米子町字中ノ町通3701番に移す</p> <p>3月30日(46号)丸亀局八幡署を3月31日愛媛県西予郡八幡坂町1086番ノ4に移す</p> <p>3月31日(48号)広島局津和野署を4月1日島根県鹿足郡津和野町大字後田字山根口86番地に移す</p> <p>4月7日(55号)長野局三条署を4月11日新潟県南蒲原郡三条町大字三条字上町349・350番地に移す</p> <p>4月14日(59号)広島局山口署を4月18日山口県吉敷郡山口町大字大附6番地に移す</p> <p>4月15日(60号)仙台局佐沼署を4月16日宮城県登米郡佐沼町309番地に移す</p> <p>4月22日(62号)広島局美祚署を5月1日山口県美祚郡大田村大字大田字近光5448番地ノ1に移す</p> <p>4月30日(67号)大阪局洲本署を5月1日兵庫県津名郡洲本町ノ内築地町255番地に移す</p> <p>5月10日(74号)宇都宮局水戸署を5月15日夜城郡水戸市大字上市字筑後町1172番ノ3に移す</p> <p>5月16日(77号)宇都宮局前橋署を5月22日群馬県前橋市田中町67番地に移す</p> <p>5月18日(79号)京都局下京署を5月22日京都府京都市下京区間ノ町高辻下ノ箱筒町546番地に移す</p> <p>6月14日(84号)東京局忍署を6月19日埼玉県北埼玉郡忍町大字忍73・76番地に移す</p> <p>6月16日(85号)大阪局茨署を6月20日大阪府大阪市東区北新町1丁目4番・5番・6番に移す</p>
-------------------------	---

<p>明治44年中大阪 省告示</p>	<p>104</p> <p>6月28日(89号)京都局小浜署を7月1日福井県速原郡小浜町津島110番地に移す</p> <p>7月28日(101号)長野局中野署を8月1日長野県下高井郡中野町大字中野字松川514番地に移す</p> <p>8月24日(110号)秋田局鷹巣署を8月10日秋田県秋田郡鷹巣町字字後89番ノ1・同南家後31番ノ3・6に移す</p> <p>8月29日(115号)大阪局上郡署を9月1日兵庫県赤松郡上郡村ノ内上郡村字町家ノ5383・834番地に移す</p> <p>8月30日(116号)京都局富山署を9月1日富山県富山市殿町21番地に移す</p> <p>10月26日(130号)大阪局堺署を11月1日大阪府堺市榎屋町東2丁目21番地・22番地に移す</p> <p>10月27日(131号)広島局美祚署を11月1日山口県美祚郡大田村大字大田字新町5977番地ノ1に移す</p> <p>10月28日(132号)広島局河川署を11月1日山口県大津郡河川内大字東深刈(字一ノ坪)1942番地ノ2に移す</p> <p>11月26日(138号)札幌局松山署を12月1日北海道松山郡江差町大字法華寺町45番地ノ1・45番地ノ2に移す</p> <p>11月28日(139号)長野局中野署を11月28日長野県下高井郡中野町大字中野字西町上671番地に移す</p> <p>12月6日(142号)秋田局鷹巣署を12月11日秋田県北秋田郡鷹巣町字西置敷135番地・138番地に移す</p> <p>12月10日(150号)大阪局茨木署を12月4日大阪府三島郡茨木町大字茨木字墨町1475番地に移す</p> <p>12月17日(152号)宇都宮局桐生署を来年1月1日群馬県山田郡桐生町大字安楽土村1273番地ノ4に移す</p> <p>1月27日(6号)熊本局臼杵署を2月5日大分県臼杵郡臼杵町大字臼杵字浜二ノ107番地ノ244に移す</p> <p>3月25日(22号)京都局小松署を4月1日石川県能登郡小松町字小馬出町10番甲1ノ2・10番乙合併ノ2に移す</p> <p>3月25日(23号)大阪局粉河署を4月1日和歌山県那賀郡粉河町大字粉河2303番地に移す</p> <p>4月7日(29号)広島局島原署を4月9日鳥取県島原市真町217番地ノ4・218番地に移す</p> <p>4月7日(30号)名古屋局豊橋署を4月11日愛知県豊橋市大字克八282番地ノ1に移す</p> <p>4月12日(38号)宇都宮局境署を4月18日茨城県猿島郡境町字庚申塚61番地ノ1に移す</p> <p>4月18日(40号)東京局を4月24日東京府東京市麹町区大字町1丁目3番地に移す</p>
-------------------------	--

105	明治45.1.11 勅令第1号 間 接国税の検査に 従事する官吏の	4月19日(46号)熊本局久留米署を4月25日福岡県久留米市町7番地ノ4・8番地ノ3に移す	間接国税の検査に従事する官吏の服装を上 衣(地質・製式・領章・袖章・鈕釦)袴(地 質・製式)、帽(地質・製式・徽章)、甲種靴 外套(地質・製式・鈕釦・袖章)、乙種外套(地
		5月5日(55号)熊本局直方署を5月14日福岡県数字郡直方町大字山崎字外町北裏61番地ノ1に移す 5月26日(65号)大阪局長署を5月29日大阪府大阪市東区内本町2丁目17番地に移す 6月7日(69号)秋田局雄河江署を6月11日山形県西村山郡雄河江町大字兼河江字六世町甲462番地に移す 6月10日(71号)秋田局新庄署を6月12日山形県最上郡新庄町小田島1番地ノ2に移す 7月6日(79号)仙台局左沼署を7月8日宮城県登米郡左沼町字釣場11・12番地に移す 8月3日(86号)仙台局相馬署を8月7日福島県相馬郡中村町大字中村字曲田92番地ノ2に移す 8月3日(87号)秋田局新庄署を8月5日山形県最上郡新庄町小田島222番地ノ1に移す 8月26日(97号)東京局都留署を8月31日山梨県北都留郡広里村大字大月字六貫目376番地ノ2・380番地・ 381番地に移す 8月31日(98号)宇都宮局龍ヶ崎署を9月5日茨城県龍ヶ崎町上町4201番地ノ2に移す 9月22日(105号)仙台局二戸署を10月1日岩手県二戸郡福岡町字藁小路14番地に移す 11月8日(131号)仙台局白河署を11月11日福島県西白河郡白河町字中町77番地に移す 11月29日(136号)京都局峰山署を12月1日京都府中郡峰山町字泉1165番地ノ3に移す 12月5日(138号)熊本局大分署を12月9日大分県大分市大字六分字荷懸町51番地に移す 12月19日(144号)東京局相模署を12月20日埼玉県浦城玉郡相模町4422番地・4423番地・4424番地に移す 12月20日(145号)大阪局玉造署を12月24日大阪府大阪市東区清水谷西ノ町304番地ノ1に移す 12月26日(151号)札幌局宗谷署を12月26日北海道宗谷郡稚内町大字稚内72番地に移す	
107	大正元8.12 法律第2号 工		逓石炭、出産額納付済の酒精を一定の工業 用の供しもしくは同酒精、酒類、その他酒

106	明治45年中大蔵 省告示	2月5日(9号)大阪局加古川署を2月5日兵庫県加古郡加古川町ノ内寺家町39番地に移す	質・製式、雨履とした
		2月14日(16号)長野局松崎署を2月18日新潟県刈羽郡刈崎町字真新田1914番地ノ1に移す 2月22日(21号)熊本局御船署を2月29日熊本県上益城郡御船町字下田960番地ノ1・960番地ノ2に移す 3月1日(24号)京都局七尾署を3月11日石川県鹿島郡七尾町字生駒町17番地・18番地に移す 3月9日(30号)東京局長崎署を3月17日東京都府東京市京橋区東豊玉河岸32号地・33号地に移す 3月22日(37号)長野局長岡署を3月25日新潟県長岡市東千手町甲331番地ノ1に移す 3月22日(38号)鹿児島局高千穂署を4月1日宮崎県西臼杵郡高千穂村大字三田井字神殿1200番地ノ号に移す	
107	大正元8.12 法律第2号 工	3月23日(40号)丸亀局徳島署を3月25日徳島県徳島市大字徳島町字糞町168番地ノ2に移す 3月30日(47号)名古屋局沼津署を4月4日静岡県駿東郡沼津町城内501番地ノ1に移す 4月10日(56号)大阪局姫路署を4月13日兵庫県姫路市北条口127番地に移す 4月10日(57号)丸亀局卯之町署を4月14日愛媛県東宇和郡宇和町大字卯之町一番地1422番地ノ3・1423番・1424番に移す 4月13日(58号)京都局峰山署を4月15日京都府中郡峰山町字泉58番地に移す 5月30日(77号)仙台局双葉署を6月1日福島県双葉郡富岡町大字小坂字中ノ町19番地に移す 5月30日(78号)名古屋局見付署を6月2日静岡県磐田郡見付町字城ノ腰2385番地ノ1ノ1・2385番地ノ2ノ1・2386番地ノ1ノ2に移す 6月20日(85号)大阪局豊岡署を6月23日兵庫県加古郡豊岡町ノ内小田井町186番地・187番地・188番地に移す	

	薬用酒精、酒類、その他酒精含有飲料戻税法中改正(大正元年9月1日より施行)		精含有飲料を政府の工業用に供するため毎回1万石以上を使用もしくは供給するときは1年以内に戻税を請求することができる
108	大正元 8.12 法律第3号 酒類、酒類、その他酒精含有飲料輸出入戻金に関する件 中改正(大正元年9月1日より施行)		遼石税、出港税を課せられた酒類、酒精もしくは酒精含有飲料または美酒税を課せられた美酒を外国に輸出した者は輸出後1年以内に税金の戻税を請求することができる
109	大正元 8.12 法律第1号 樺太酒類出港税法 勅令第8号 樺太酒類出港税法施行期制定(大正元年9月1日より施行)		1. 国内の遼石税と同一税率を課し島外移出を許した 2. 移出港を大泊港に限った
110	大正元年中大蔵省告示	7月31日(1号)京都府大野郡大野町字二百二十八号龜山ノ一46番ノ1に移す 8月28日(8号)大阪府玉造署を9月1日大阪府大阪市東区東雲町2丁目174番地に移す	

		9月16日(11号)宇都宮局下館署を9月16日茨城県真壁郡下館町字台町447番地に移す 10月8日(21号)名古屋局高山署を10月12日岐阜県大野郡大名田村大字花屋字塚越199番地ノ1に移す 10月30日(33号)東京局川越署を11月1日埼玉県入間郡川越町大字川越540番地・541番地・542番地ノ号ロ号に移す 11月11日(40号)熊本局甘木署を11月18日福岡県飯塚郡甘木町大字甘木字四日町1064番地ノ1・1064番地ノ2に移す 11月27日(46号)大阪局柏原署を12月1日兵庫県氷上郡柏原町ノ内柏原大字町518番ノ2・519番に移す 12月27日(60号)名古屋局小牧署を12月30日愛知県東春日井郡小牧町大字小牧字中町2585番地に移す	
111	大正2.6.13 勅令第159号 稅務管理局官制中改正(公布の日より施行)	京都を廃止、〔京都〕〔滋賀〕を大阪の管轄とする 秋田を廃止、〔青森〕〔秋田〕〔山形〕を仙台の管轄とする 宇都宮を廃止、〔栃木〕〔茨城〕〔群馬〕を東京の管轄とする 長野を廃止、〔長野〕〔新潟〕を名古屋の管轄とする 鹿児島を廃止、〔鹿児島〕〔宮崎〕〔沖縄〕を熊本の管轄とする	
112	大正2.6.13 勅令第160号 稅務署官制中改正(公布の日より施行)	名古屋(脚)新設 広島(厚狭)新設 東京(大宮)を(狭心)に改称 東京(鎌田)廃止 大阪(周山)(葦津)廃止 仙台(角田)(三善)廃止 名古屋(木村)(上有效)(刈取)(酒科)廃止 広島(御代)(美奈)廃止 福岡(飯塚)(八屋)(伊万里)廃止	

113 大正2年中大蔵 省告示	<p>1月31日(9号)東京府北条署を2月10日千葉県安房郡比奈町北条1164番地ノ2・1164番地ノ3に移す</p> <p>1月31日(10号)宇都宮局下館署を2月12日茨城県真壁郡下館町字上八町甲156番地に移す</p> <p>2月4日(16号)東京府青梅署を2月10日東京府西多摩郡青梅町青梅1299番地ノ4・1241番地ノ1・1242番地ノ1・1274番地ノ2に移す</p> <p>2月12日(17号)大阪局洲本署を2月15日兵庫県名郡洲本町ノ内山下町字田城内甲807番地ノ4に移す</p> <p>3月7日(25号)名古屋沼津署を3月3日静岡県駿東郡沼津町大字二枚橋字清水上87番地に移す</p> <p>3月12日(27号)名古屋沼津署を3月8日静岡県駿東郡大岡村吉234番地に移す</p> <p>3月18日(37号)大阪局西署を3月23日大阪府大阪市西区土佐通5丁目自25番地至28番地に移す</p> <p>3月28日(47号)広島局徳山署を3月30日山口県都濃郡徳山町字土井3616番地に移す</p> <p>4月14日(55号)熊本局武雄署を4月17日佐賀県杵島郡武雄町大字武雄字竹ノ下5668番地ノ1に移す</p> <p>4月15日(57号)京都局三国署を4月16日福井県坂井郡三国町元新23番地甲に移す</p> <p>4月22日(66号)熊本局竹田署を5月1日大分県直入郡竹田町大字竹田字薬丁1872番地に移す</p> <p>6月5日(83号)名古屋多治見署を6月8日岐阜県土岐郡多治見町字寺塚1411番地に移す</p> <p>6月13日(89号)熊本局遠賀署を6月13日福岡県遠賀郡新尾村大字折尾483番地ノ1に移す</p> <p>6月13日(90号)大正2年6月13日以降新設される税務署の所在地は次のとおり</p> <p>(税務署名)</p> <p>関 (所在地)</p> <p>岐阜県武儀郡御町字薬山2856番地ノ1ノ2・2856番地ノ2・字吳服町330番地ノ1・330番地ノ2</p> <p>山口県厚狭郡厚西村大字厚狭36番地ノ3</p> <p>6月13日(91号)大正2年6月13日以降改称される税務署の所在地は次のとおり</p> <p>(税務署名)</p> <p>所 在 地</p> <p>埼玉県秩父郡大宮町大字大宮1133番地ノ1・1147番地ノ3</p> <p>7月23日(110号)名古屋飯田署を(月日記載なし)長野県下伊那郡飯田町字江戸町289番地イ号ノ1に移す</p>
-----------------------	--

114 大正3年中大蔵 省告示	<p>8月16日(120号)東京局練沢署を8月20日山梨県南巨摩郡練沢町2543番地に移す</p> <p>9月6日(126号)大阪局上京署を9月14日京都府京都市上京区川端通丸太町下ル下堤町第94番地に移す</p> <p>10月22日(143号)大阪局和田山署を10月25日兵庫県朝来郡牧田村ノ内玉置村字村前513番地・514番地に移す</p> <p>11月1日(153号)仙台局新庄署を11月9日山形県最上郡新庄町金次字吉袋881番地に移す</p> <p>11月7日(156号)名古屋局を11月10日愛知県名古屋市中区南武平町3丁目38番地に移す</p> <p>名古屋局名古屋署を11月10日愛知県名古屋市中区梅川町62番地に移す</p> <p>11月8日(157号)札幌局増毛署を11月15日北海道増毛郡増毛町皇中町4丁目150番地・152番地に移す</p> <p>11月21日(165号)仙台局能代署を11月26日秋田県山本郡能代藩町長狭町72番地・73番地に移す</p> <p>11月25日(167号)仙台局及び同局仙台署を11月25日宮城県仙台市北一番丁100番地・101番地・102番地及び勾当台通26番地に移す</p> <p>12月16日(173号)仙台局大河原署を12月16日宮城県柴田郡大河原町大字大河原字中川原9番地に移す</p> <p>12月17日(175号)熊本局遠賀署を12月22日福岡県遠賀郡所尾村大字折尾字松ヶ崎454番地に移す</p> <p>12月25日(180号)仙台局花巻署を12月22日岩手県花巻郡花巻町大字北万丁目第二十地割98番ノ21に移す</p> <p>12月25日(181号)丸亀局須崎署を来年1月1日高知県高岡郡須崎町須崎字鍛冶町363番地ノ2・364番地・365番地・366番地・367番地ノイ・367番地ノロ・同所字札町411番地・412番地に移す</p> <p>12月27日(182号)大阪局長浜署を12月23日滋賀県阪田郡長浜町大字南吳服字大字土居337番地ノ1・391番地ノ1・338番地・395番地に移す</p> <p>2月4日(10号)広島局新見署を2月10日岡山県阿曾郡新見町大字新見1221番地・1222番地に移す</p> <p>2月27日(15号)名古屋局上署を3月1日岐阜県郡上郡八幡町大字殿町63番ノ2・64番・65番ノ2に移す</p> <p>2月27日(16号)広島局笠岡署を3月1日岡山県小田郡笠岡町大字笠岡字小丸1872番ノ8に移す</p> <p>3月4日(19号)大阪局和田山署を3月6日兵庫県朝来郡牧田村ノ内和田山村字京塚154番ノ1・155番ノ1・157番ノ2に移す</p>
-----------------------	---

	<p>3月4日(20号)大阪局小松藩を3月8日石川県津美郡小松町字京町30番地に移す</p> <p>3月12日(23号)東京局木更津藩を3月15日千葉県津郡木更津町木更津字新田町1827番地に移す</p> <p>3月17日(24号)熊本局玉津藩を3月22日大分県国東郡高田町大字玉津字津守口894番・895番・896番・897番・926番・927番/2・938番/2に移す</p> <p>熊本局森藩を3月22日大分県玖珠郡森町大字森776番地に移す</p> <p>3月18日(25号)東京局大田原藩を3月21日栃木県那須郡大田原町字北町2310番/4・2315番/2・2319番/2・2321番/1・2321番/2・2322番・2323番/1・2323番/2・2324番/1・2324番/2・2326番/1・2326番/3・2327番/3・2327番/4・2330番/1・2330番/3・2331番/2・2331番/3・2331番/4に移す</p> <p>3月18日(26号)熊本局種子島藩を4月1日鹿児島県熊毛郡比種子村大字西之妻7598・7599番地に移す</p> <p>3月19日(27号)東京局掖筑筑賀藩を3月22日神奈川県横浜府深田251番/2に移す</p> <p>3月24日(30号)名古屋局糸魚川藩を3月29日新潟県西蒲原郡成田郡大字横町字砂畑51番地子・52番地・54番地・55番地・57番地子・字塩屋53番地・53番地子・56番地・字西分89番地に移す</p> <p>名古屋局三条藩を3月29日新潟県南蒲原郡三条町大字三条入号・1050番地子・1051番地に移す</p> <p>名古屋局知立藩を3月31日愛知県豊田郡知立町大字知立字西新地4番地/1・5番地・8番地/3に移す</p> <p>3月25日(31号)名古屋局大垣藩を3月31日岐阜県安八郡大垣町大字新1番地に移す</p> <p>3月26日(32号)東京局松平藩を3月29日千葉県東葛飾郡松戸町松戸字塚ノ越1389番地/1・1389番地/2・1390番地/2・1391番地/1・1392番地/1・1392番地/2・1393番地/1・1394番地/1・1396番地/2・1397番地/1・1397番地/2・1398番地/1に移す</p> <p>3月27日(33号)名古屋局沼津藩を3月31日静岡県駿河郡沼津町大字城内字桑内501番地/1/1に移す</p> <p>3月27日(34号)名古屋局及司同原名古屋藩を4月1日愛知県名古屋市中区古沢町7丁目1番地に移す</p>
--	--

115	大正4中大蔵省告示	<p>3月27日(35号)東京局大田藩を3月29日茨城県久慈郡大田町字木崎平370番地に移す</p> <p>4月28日(47号)広島局5月1日広島県広島市大字八丁堀6番・7番・8番・9番・10番・11番・12番/1・12番/2・12番/3合併/2・大字築砲町46番/2・49番/1に移す</p> <p>5月19日(54号)熊本局遠賀藩を5月22日福岡県遠賀郡折尾村大字折尾字八万免1581番/3・1582番/3・1588番/2・1589番/3に移す</p> <p>7月11日(73号)仙台局福島藩を7月15日福島県福島市大字福島字宮町30番地/2に移す</p> <p>7月17日(74号)熊本局宮地藩を7月25日熊本県阿蘇郡宮地町1988番地に移す</p> <p>8月27日(78号)丸亀局赤岡藩を9月1日高知県香美郡赤岡町字岡ノ後851番地・872番地/1に移す</p> <p>9月10日(80号)広島局厚狭藩を9月13日山口県厚狭郡厚西村大字厚狭字磯崎415番地に移す</p> <p>9月14日(81号)仙台局及司同原仙台藩を9月20日宮城県仙台市北一番丁117番地/3・上杉山通31番地/1・31番地/2に移す</p> <p>10月7日(89号)広島局西大寺藩を10月18日岡山県上道郡西大寺町字母瀬字南1399番地に移す</p> <p>10月15日(90号)大阪局輪島藩を10月20日石川県鳳至郡輪島町字河井町四郎103番地/2に移す</p> <p>10月23日(93号)大阪局岸和田藩を10月25日大阪府泉南郡岸和田町字旧城内1910番地・1911番地/2に移す</p> <p>11月7日(101号)丸亀局高知藩を11月23日高知県高知市金子橋192番地/水に移す</p> <p>11月25日(103号)名古屋局桑名藩を12月1日三重県桑名郡桑名町大字桑名字外堀2149番地・2150番地/1・2150番地/2・2164番地/3に移す</p> <p>12月28日(118号)熊本局山鹿藩を来年1月1日熊本県鹿本郡山鹿町大字山鹿1003番/1・1003番/2に移す</p> <p>3月4日(16号)熊本局小倉藩を3月10日福岡県小倉市紺屋町185番地に移す</p> <p>3月25日(24号)名古屋局守山藩を3月29日三重県宇治山田市大字岩淵町字中ノ切164番地/2に移す</p> <p>3月27日(25号)東京局品川藩を3月31日東京都荏原郡品川町大字北品川宿271番地に移す</p>
-----	-----------	---

		<p>4月14日(40号)広島県広島署を4月19日広島県広島市大字八丁堀4番ノ4・大字徳富町46番ノ2・49番ノ1に移す</p> <p>4月15日(54号)名古屋小千谷署を5月20日新潟県北魚沼郡小千谷町字鑿町531番地に移す</p> <p>5月19日(55号)名古屋懸署を5月25日岐阜県武儀郡関町字坂下573番・574番ノ1に移す</p> <p>7月12日(71号)熊本県那城署を7月16日宮崎県北郷縣南郷郡城崎町大字下長坂423番地に移す</p> <p>7月20日(76号)名古屋小千谷署を7月24日新潟県北魚沼郡小千谷町字宿荷町532番地に移す</p> <p>8月14日(87号)大阪局伏見署を8月20日京都府紀伊郡伏見町大字隠匠18番地・20番地ノ2に移す</p> <p>8月19日(88号)熊本県那城署を8月22日宮崎県北郷縣南郷郡城崎町大字下長坂4006番地に移す</p> <p>9月1日(91号)東京局神奈川署を9月6日神奈川県藤沢郡川崎町大字堀ノ内字宅地361番地・357番地に移す</p> <p>9月2日(94号)東京局秩生署を9月22日茨城県行方郡秩生町大字秩生42番地に移す</p> <p>10月13日(111号)広島県尾道署を10月25日広島県尾道市大字東御所町字海岸通2丁目85番ノ1・字東内町119番ノ2・字本町2丁目147番ノ2に移す</p> <p>10月14日(113号)熊本県武雄署を10月20日佐賀県杵島郡武雄町大字武雄字折崎7206番地に移す</p> <p>11月30日(135号)大阪局和歌山署を12月11日和歌山県和歌山市十番町8番ノ内1号・八番ノ内2号地に移す</p> <p>12月16日(144号)東京局大磯署を12月20日神奈川県中郡大磯町大磯411番地に移す</p>
116	大正5年中大蔵省告示	<p>1月12日(5号)熊本県武雄署を1月15日佐賀県杵島郡武雄町大字武雄字竹ノ下558番ノ1に移す</p> <p>2月26日(26号)大阪局住道署を2月27日大阪府北河内郡住道村大字三箇1303番・1304番地に移す</p> <p>3月30日(44号)仙台局山形署を3月31日山形県山形市旅館町字寒河江町279番・279番ノ1に移す</p> <p>4月6日(51号)大阪局伏見署を4月10日京都府紀伊郡伏見町大字隠匠13番ノ1・大字瀬戸小字町裏36番ノ3・大字紺屋小字町裏196番ノ8に移す</p> <p>4月8日(52号)名古屋局松原署を4月12日静岡県浜松市松原町字馬冷37番地ノ1・字袋町14番ノ4に移す</p>

117	大正6年中大蔵省告示	<p>4月12日(54号)広島県尾道署を4月17日広島県尾道市東御所町字本町1丁目38番地に移す</p> <p>4月15日(56号)丸亀局今治署を4月17日愛媛県越智郡今治町大字今治村字番小路甲399番地ノ2に移す</p> <p>7月10日(86号)大阪局西警を7月13日大阪府大阪市西区江ノ子島東ノ町25番地に移す</p> <p>7月26日(90号)熊本局佐賀署を7月31日佐賀県佐賀市大字弓町54番地に移す</p> <p>8月23日(107号)東京局小笠原署を8月27日東京府小笠原島父島大村字野町30番地ノ1に移す</p> <p>9月27日(128号)熊本局佐賀署を10月2日佐賀県佐賀市大字松原町字中ノ路94番地ノ2に移す</p> <p>9月28日(130号)大阪局八幡署を10月1日滋賀県蒲生郡八幡町大字新町3丁目15番地に移す</p> <p>11月4日(143号)大阪局三国署を11月5日徳井県坂井郡三国町菅美80番地に移す</p> <p>2月20日(15号)東京局水道橋署を2月25日東京府東京市本郷区真砂町36番地ノ5に移す</p> <p>3月23日(31号)仙台局一関署を3月30日岩手県西磐井郡一関町字広街21番ノ1に移す</p> <p>3月27日(32号)熊本局宮崎署を3月31日宮崎県宮崎郡宮崎町大字上別府字別府470番ノ1に移す</p> <p>3月28日(35号)大阪局八幡署を3月31日滋賀県蒲生郡八幡町大字小幡町上第39番地に移す</p> <p>3月29日(36号)広島局三田原署を4月1日山口県佐波郡野防町大字三田原橋本1444番ノ4・1444番ノ8に移す</p> <p>6月4日(81号)名古屋新栄署を6月10日愛知県南設楽郡新栄町字東入給6ノ1・7・7ノ1・8・9合併ノ3に移す</p> <p>6月7日(82号)仙台局米沢署を5月23日山形県米沢市大字南郷端町番外1番地に移す</p> <p>7月9日(101号)名古屋局長野署を7月16日長野県長野市大字南長野字宮東452番ノ1に移す</p> <p>7月21日(108号)東京局大田署を7月22日茨城県久米郡大田町374番地に移す</p> <p>7月28日(115号)名古屋二条署を8月1日新潟県南蒲原郡二条町大字三条字ヲ号986番地に移す</p> <p>8月1日(117号)東京局大田原署を8月5日栃木県那須郡大田原町字北町2265番ノ2・2266番・2289番・2270番地に移す</p> <p>8月4日(121号)仙台局大河原署を8月5日宮城県柴田郡大河原町大字大河原町字町182番地に移す</p>
-----	------------	---

		<p>” 仙台局新庄署を8月5日山形県最上郡新庄町大字五日町字南本町 315・316・317番地に移す</p> <p>8月4日(122号)大阪局小松署を8月5日石川県能美郡小松町字小馬出町3番地に移す</p> <p>8月6日(123号)仙台局仙台署を8月7日秋田県山本郡館内町大字町 43番ノ4に移す</p> <p>8月6日(124号)名古屋局大垣署を8月10日岐阜県安八郡大垣町大字第15番ノ1に移す</p> <p>8月7日(125号)東京局木更津署を8月5日千葉県君津郡大更津町大字貝淵 264番地に移す</p> <p>8月9日(128号)丸亀局須崎署を8月12日高知県高岡郡須崎町須崎字北古市東分1387番地ノ1に移す</p> <p>8月9日(129号)広島局新見署を8月15日岡山県河野郡新見町大字新見 823番第2地に移す</p> <p>8月9日(130号)広島局笠岡署を8月10日岡山県小田郡笠岡町大字笠岡字仁王堂町 1942番地に移す</p> <p>10月20日(171号)大阪局船津署を10月18日富山県下新川郡船津町大字大町 132番地・81番地ノ3に移す</p> <p>11月14日(179号)名古屋局恵那署を11月16日岐阜県恵那郡中津町大字中津川字町 2047番地ノ1に移す</p> <p>12月11日(189号)仙台局酒田署を12月14日山形県紋別郡酒田町本町7丁目7番地に移す</p>		
118	大正7.3.23 法律第6号 酒 造税法中改正(大 正7年4月1日よ り施行)	<p>酒類鑑査石税</p> <p>第1種 酒精分20度以下の濁酒1石につき20円</p> <p>第2種 酒精分23度以下の清酒、白酒、及び酒精分30度以下の味料、焼酎1石につき23円</p> <p>第3種 酒精分35度以下の焼酎1石につき29円</p> <p>第4種 酒精分40度以下の焼酎1石につき35円</p> <p>第5種 酒精分45度以下の焼酎1石につき41円</p>	従前のおり	<p>1. 免許権限石数を次のとおり改正した 清酒 300石以上 濁酒 100石以上 焼酎 10石以上</p> <p>2. 清酒は査定石数の100分の5以内の淨引減量及び射行簡減量を、味料は査定石数100分の2以内の淨引減量を控除することに改正した</p>

		<p>第6種 酒精分20度をこえる濁酒、白酒、酒精分23度をこえる清酒、白酒、酒精分30度をこえる味料及び酒精分45度をこえる焼酎1石につき酒精分1度ごとに1円</p>	従前のおり	
119	大正7.3.23 法律第7号 酒 精及び酒精含有 飲料税法中改正 (大正7年4月1 日より施行)	<p>酒精及び酒精含有飲料造石税 1石につき原容量100分中純酒精の容量1箇ごとに1円</p> <p>ただし、1石につき24円の割合を下ることができない</p>	従前のおり	
120	大正7.3.23 法律第8号 麦 酒税法中改正(大 正7年4月1日よ り施行)	麦酒税 麦酒1石につき12円	従前のおり	
121	大正7年中大蔵 省告示	<p>1月21日(4号)仙台局久慈署を1月14日岩手県九戸郡久慈町大字下大川目第一地割字谷地5番ノ内1に移す</p> <p>1月24日(7号)名古屋三条署を1月27日新潟県南蒲原郡三条町大字三条字タ号 609番・610番地に移す</p> <p>3月6日(26号)東京局両国橋署を3月9日東京府東京市御川区新坂宅町4番地に移す</p> <p>3月7日(28号)熊本局隈之城署を3月10日鹿児島県薩摩郡隈之城町大字宮ノ751番地に移す</p> <p>3月13日(32号)名古屋局糸魚川署を3月21日新潟県西蒲原郡城部糸魚川町大字七間字七間町 40番ノ1・41番ノ1に移す</p>		

		<p>3月23日(38号)大阪府東成郡饗庭町大字東小橋字キレノウラ 18番地ノ1・19番地ノ1に移す</p> <p>3月23日(39号)名古屋西尾藩を3月26日愛知県幡豆郡西尾町大字鶴ヶ崎15番ノ1に移す</p> <p>3月29日(42号)名古屋岡崎藩を3月31日愛知県岡崎市藤生町499番地ノ3に移す</p> <p>4月25日(62号)広島周太藩を4月28日山口県阿武郡深津町大字東田町字東田町第8番地に移す</p> <p>5月2日(69号)仙台局二本松藩を5月1日福島県安達郡二本松町字池ノ入5番ノ2に移す</p> <p>5月4日(72号)熊本局玉津藩を5月5日大分県国東郡高田町大字玉津字本丸1054番地ノ1に移す</p> <p>5月14日(78号)東京局松戸藩を5月19日千葉県葛飾郡松戸町松戸字坂下1276・1277番地に移す</p> <p>5月22日(81号)仙台局若松藩を5月26日福島県若松市甲賀町字甲賀町52番ノ1に移す</p> <p>5月22日(82号)仙台局花巻藩を5月30日岩手県奥郡花巻川口町大字里川口第十二地割293番地に移す</p> <p>9月5日(135号)大阪局下京藩を9月9日京都市下京区間之町五条下ル大津町8番・10番・12番・14番・18番及び同区萬會通五条下ル大津町20番ノ1に移す</p> <p>9月20日(153号)仙台局米沢藩を9月23日山形県米沢市門東町下ノ町3025番ノ1に移す</p> <p>12月18日(210号)仙台局花巻藩を12月25日岩手県奥郡花巻川口町大字里川口第十一地割字本城67番地に移す</p>
122	大正8年中大蔵省告示	<p>12月21日(211号)広島局久世藩を12月25日岡山県真庭郡久世町大字久世2720番地に移す</p> <p>12月23日(212号)丸亀局川島藩を12月20日徳島県麻植郡川島町大字川島字珠山189番地ノ1に移す</p> <p>1月31日(14号)大阪局神戸藩を1月25日兵庫県神戸市荒田町1丁目134番地・松大通1丁目3番地に移す</p> <p>2月26日(32号)熊本局玉津藩を3月1日大分県国東郡高田町大字玉津字追手道1956番地ノ1に移す</p> <p>2月28日(34号)札幌局松山藩を3月1日北海道渡島郡松山郡江差町大字法華寺町114番地ノ1に移す</p> <p>3月6日(39号)熊本局竹田藩を3月10日大分県直入郡竹田町大字竹田1828番地に移す</p> <p>3月21日(49号)丸亀局川島藩を3月20日徳島県麻植郡川島町大字川島字珠山169番地ノ第1・同169番地ノ第4に移す</p>

123	大正9.7.31 法律第14号 酒造税法中改正(大正9年8月1日より施行)	<p>3月25日(52号)広島局呉藩を3月29日広島県呉市在田村字瀬番970番地ノ1に移す</p> <p>3月27日(54号)仙台局久慈藩を3月30日岩手県九戸郡久慈町大字下大川目第二地割140番・141番に移す</p> <p>3月27日(55号)熊本局大牟田藩を3月31日福岡県大牟田市大字稲荷字野間289番ノ4に移す</p> <p>3月27日(56号)大阪局長浜藩を4月1日滋賀県坂田郡長浜町大字南呉服字豊池389番・389番ノ2に移す</p> <p>4月11日(62号)札幌局室蘭藩を4月13日北海道釧路郡室蘭区本町47番地ノ2に移す</p> <p>4月17日(68号)仙台局二本松藩を4月19日福島県安達郡二本松町字龜谷三7番ノ1に移す</p> <p>6月6日(101号)名古屋郡上藩を6月10日岐阜県郡上郡八幡町大字豊町字豊町107番に移す</p> <p>8月12日(140号)名古屋郡上藩を8月10日岐阜県郡上郡八幡町大字島谷字中道下72番ノ3に移す</p> <p>9月30日(157号)熊本局人吉藩を10月4日熊本県球磨郡人吉町字五日町28番地ノ1に移す</p> <p>10月14日(165号)大阪局松任藩を10月27日石川県泉石川郡松任町字東三番町22番地に移す</p> <p>11月15日(184号)熊本局長崎藩を11月18日長崎県長崎市大村町11番地に移す</p> <p>12月1日(195号)名古屋津島藩を12月7日愛知県海部郡津島町大字津島字小沼口ルノ割548番ノ2に移す</p>	<p>酒類造り酒税</p> <p>第1種 酒精分23度以下の清酒1石につき30円</p> <p>第2種 酒精分23度以下の清酒、白酒及び酒精分30度以下の味淋焼酎1石につき33円</p> <p>第3種 酒精分30度をこえ45度以下の焼酎1石につき33円に酒精分30度をこえる1度ごとに1円25銭を加えた金額</p>	従前のおり	<p>1. 新に焼酎に対し査定石数の100分の1以内の貯蔵数量を格除することができることにした</p> <p>2. 酒類の納税保証1石4円割台を7円に改正した</p>
-----	---	--	---	-------	---

		第4種 酒精分23度をこえる清酒、濃酒、白酒、酒精分30度をこえる味付酒及び酒精分45度をこえる味付酒、酒精分45度をこえる焼酎1石につき酒精分1度ごとに1円50銭			
124	大正9.7.31 法律第15号 酒類及び酒類含有飲料税法中改正(大正9年8月1日より施行)	酒精及び酒類含有飲料造石税 1石につき原容量100分中純酒精の容量1箇ごとに1円50銭 ただし、1石につき35円の割合を下ることができない	従前のおり		
125	大正9.7.31 法律第16号 酒類税法中改正(大正9年8月1日より施行)	麦酒税 麦酒1石につき18円			
125	大正9.7.31 法律第17号 沖縄県及び東京都小笠原島、伊豆七島における酒造税に関する法律	沖縄県酒類出港税廃止			沖縄県の酒造税に対する特例を廃止し国内同一の酒造税を課税することになり、沖縄県酒類出港税制を廃止した

	中改正(大正9年8月1日より施行)				
127	大正9年中大蔵省告示	1月30日(15号)仙台局能代署を1月29日秋田県山本郡能代町能代町13番ノ2に移す 3月30日(47号)仙台局新庄署を4月3日山形県最上郡新庄町十日町字北本町262番ノ4に移す 4月15日(57号)広島局福山署を4月21日広島県福山市西町字南郷端甲98番地ノ2に移す 4月21日(62号)大阪局神戸署を4月25日兵庫県神戸市下山手通6丁目48番地に移す 5月5日(71号)大阪局七尾署を5月1日石川県能登郡七尾町字所口28番地に移す 5月24日(82号)名古屋局津島署を5月30日愛知県津島郡津島町大字津島字小沼口又ノ割497番地に移す 6月24日(111号)名古屋局都上署を6月30日岐阜県都上郡八幡町大字都上50番地に移す 8月3日(132号)名古屋局糸魚川署を8月8日新潟県西頸城郡糸魚川町大字横町130番地ノ1に移す 8月30日(150号)大阪局和歌山署を9月1日和歌山県和歌山市真砂町1丁目1番地に移す 9月29日(166号)名古屋局大垣署を10月4日岐阜県大垣市南町66番地ノ2に移す 10月1日(167号)熊本局人吉署を10月6日熊本県球磨郡人吉町字寺町21番地に移す 10月20日(175号)大阪局今津署を10月21日滋賀県高島郡今津町大字今津106番地に移す 11月11日(189号)大阪局小松署を11月10日石川県能美郡小松町字松任町30番ノ1に移す 12月1日(193号)広島局吉田署を12月6日広島県高田郡吉田町字上迫427番ノ2に移す 12月16日(198号)札幌局河西署を12月19日北海道十勝国河西郡帯広町字石狩通2丁目に移す 12月22日(202号)広島局吉田署を来年1月3日広島県高田郡吉田町字川向3604番地に移す			
128	大正10.8.30 勅令第400号 税務審官制中改	札幌(滝川) (名寄)新設 熊本(四日市町)新設 仙台(豊多方)再置			

	正(大正)10年10月1日より施行)	名古屋(木本)再置 広島(密勅)再置 熊本(國躬)再置		
129	大正10年中大蔵省告示	2月24日(22号)広島副川本署を3月1日徳島県豊田郡川本村大字川本257番地に移す 3月24日(33号)熊本局大分署を3月31日大分県大分市大字大分町藤原町134番地ノ1に移す 4月1日(40号)名古屋局静岡署を4月6日静岡県静岡市西草深町150番地ノ1に移す 4月12日(41号)東京局滋賀署を4月15日東京府豊多摩郡武蔵野町大字柏木字成子南62番地ノ12に移す 4月15日(45号)仙台局須賀川署を4月17日福島県岩瀬郡須賀川町大字架岡川字馬場東21番ノ1に移す 4月26日(49号)熊本局長崎署を5月4日長崎県長崎市本大江町52番地に移す 5月6日(56号)東京局長崎署を5月8日神奈川県横浜府市本大江町1丁目1番地ノ6に移す 5月11日(60号)丸亀局藤原署を5月17日徳島県美馬郡藤原町大字藤原字北高1210番地に移す 8月13日(119号)大阪局御坊署を8月14日和歌山県日高郡御坊町大字島字北野488番地に移す 9月30日(137号)10月1日より設置する税務署の位置を次ぎのように定める (税務署名) (所 在 地) 徳川 北海産石狩国空知郡滝川町東通4丁目無番地 名寄 北海産支庁国上川郡名寄町大通南4丁目無番地 喜多方 福島県耶麻郡喜多方町字水上8846番地 木本 三重県南牟婁郡木本町字池尻632番地 忠海 広島県豊田郡忠海町字津4786番地 国東 大分県東国東郡国東町大字鶴川1326番地ノ4 四日市 大分県佐伯郡四日市町大字四日市1335番地ノ2 11月10日(159号)札幌局網走署を11月12日北海道北見国網走郡網走町大字北見町南通裏302番地ノ1に移す		

130	大正11.3.28 法律第16号 酒造税法中改正(大正11年4月1日より施行)	11月14日(161号)丸亀局藤原署を11月20日徳島県美馬郡藤原町大字藤原353番屋敷に移す 11月29日(165号)名古屋局榑斐署を12月11日岐阜県榑斐郡榑斐町大字三輪字北新町1256番地ノ2に移す	従前のとおり	酒類の淨引(減量)または酒精減量を次ぎのよう に改正した 清酒 査定石数の100分の7以内 味淋 " 100分の3以内 焼酎 " 100分の2以内
131	大正11.6.5 勅令第320号 樽太酒類出港税法施行規則中改正(公布の日より施行)			移出港は大泊港に真岡港を加え、「開港」とした
132	大正11年中大蔵省告示	1月17日(10号)名古屋局新発田署を1月18日新潟県北蒲原郡新発田町字寺町380番地に移す 1月18日(11号)熊本局山鹿署を1月15日熊本県鹿本郡山鹿町大字山鹿字花見坂332番地に移す 1月21日(12号)熊本局四日市署を1月23日大分県宇佐郡四日市町大字四日市字出口1150番地ノ2に移す 1月30日(15号)広島局下関署を1月22日山口県下関市大字西蒲郡町字西蒲郡町36番地ノ1に移す 2月4日(18号)広島局庄原署を2月10日広島県豊田郡庄原町字新地町4878番地に移す 2月24日(26号)大阪局藤原署を3月1日和歌山県有田郡藤原町大字藤原字南道1050番地に移す 3月17日(36号)仙台局平巻を3月30日福島県石城郡平町字中町3番地ノ2に移す 3月22日(39号)丸亀局新居署を3月23日愛媛県新居郡西条町大字明屋敷字四軒丁161番地ノ1に移す 3月24日(40号)名古屋局榑斐署を3月25日岐阜県榑斐郡榑斐町大字三輪字下新町808番地ノ2に移す 3月25日(41号)東京局長崎署を3月28日神奈川県横浜府市戸部町5丁目163番地に移す		

		<p>3月30日(46号)広島前山口署を3月31日山口県吉敷郡山口町大字今道第26番地に移す</p> <p>3月30日(46号)東京局木更津署を4月5日千葉県君津郡木更津町大字木更津字猿狹1766番地ノ2に移す</p> <p>4月12日(56号)大阪局園部署を4月15日京都府狹井郡園部町大字宮町71番地に移す</p> <p>4月25日(59号)大阪局南署を4月25日大阪府南区高津町七番町25番地に移す</p> <p>5月2日(66号)大阪局村岡署を5月1日兵庫県美方郡村岡町字豊町2321番地に移す</p> <p>6月27日(98号)札幌局札幌署を6月26日北海道札幌区南一条西1丁目4番地に移す</p> <p>7月10日(104号)大阪局西署を7月10日大阪府大阪市西区江戸堀南通3丁目11番地ノ乙に移す</p> <p>8月21日(123号)札幌局札幌署を8月25日北海道釧路市大字釧路南通3丁目50番地に移す</p> <p>9月21日(134号)札幌局札幌署を9月24日北海道釧路市大字釧路村字浦郷第6番地ノ3に移す</p> <p>11月8日(147号)札幌局各署署を11月15日北海道天塩国上川郡各署町西一条通北1丁目2番地に移す</p> <p>11月25日(163号)札幌局札幌署を11月27日北海道札幌市大通西4丁目3番地に移す</p> <p>12月25日(168号)大阪局西署を12月28日大阪府大阪市西区江戸島東ノ町25番地に移す</p>
133	大正12.4.26 勅令第191号 稅務署官制中改正(公布の日より施行)	<p>東京(神奈川)を(山陽)に改称</p> <p>広島(二部)を(根雨)に改称</p>
134	大正12年中大蔵 省告示	<p>3月5日(25号)広島局二部署を3月18日鳥取県日野郡根雨町大字根雨字マノコエ716番ノ2に移す</p> <p>3月19日(29号)広島局下関署を3月31日山口県下関市大字岬之町字王司山3番ノ1・字坂ノ内79番ノ51に移す</p> <p>3月24日(33号)仙台局盛岡署を3月25日岩手県盛岡市大字上田第五十二地割19番ノ2に移す</p> <p>3月24日(34号)広島局盛岡署を3月31日岡山県小田郡笠岡町大字笠岡字長3190番ノ3に移す</p> <p>3月28日(37号)大阪局舞鶴署を3月31日京都府加佐郡舞鶴町大字北田辺ノ字三ノ丸5番ノ1・同172番ノ2</p>

135	大正13.11.28 勅令第296号 稅務署官制中改正(公布の日より施行)	<p>移す</p> <p>3月28日(38号)熊本局島原署を3月31日長崎県南高来郡島原村字榎野山西7403番ノ1に移す</p> <p>3月30日(39号)東京局板橋署を4月9日東京府北豊島郡板橋町大字下板橋字山ノ上789番ノ1に移す</p> <p>4月12日(47号)名古屋局岐阜署を4月16日岐阜県岐阜市豊町3丁目8番・4丁目540番ノ1に移す</p> <p>10月19日(125号)広島局松江署を10月25日島根県松江市内中原町21番地に移す</p> <p>12月3日(146号)仙台局盛署を12月9日岩手県気仙郡陸奥町字権現堂16番地ノ3に移す</p> <p>12月6日(148号)大阪局明石署を12月10日兵庫県明石市大明石字東町1056番地ノ1に移す</p> <p>仙台(大館) (野辺地) 新設</p> <p>名古屋(大浜) 新設</p> <p>東京(厚木) (仕込) (佐倉) (石和) (矢板) (宗道) (鎌崎) (富岡) 廃止</p> <p>大阪(舞鶴) (三田) (付洞) (篠山) (三輪) (三田) (大聖寺) (松任) (上井) 廃止</p> <p>仙台(佐沼) (富多力) (柳倉) (双珠) (花輪) (田名部) (七丁) (寒前口) (鷹巣) 廃止</p> <p>名古屋(知立) (西尾) (新坂) (掛川) (掛巻) (津川) (六日町) (安塚) 廃止</p> <p>広島(屋代) (深川) (八頭) (根雨) (掛合) (津和野) 廃止</p> <p>丸亀(観音寺) (川島) (三島) (次方) 廃止</p> <p>熊本(御船) (甘木) (前原) (玉津) (佐伯) (森) (島郷) (出水) (小林) 廃止</p> <p>丸亀 (番川) (徳島) (高知) (安芸) 廃止</p>
136	大正13.12.20 勅令第334号 局官制中改正(公布の日より施行)	
137	大正13.12.20 勅令第335号 稅務署官制中改	<p>大阪に [番川] (徳島) [高知] を加える</p> <p>広島に [安芸] を加える</p>

	正(公布の日より施行)	
138	大正 13 年中大蔵省告示	<p>2月 23 日(56 号)東京局神田橋署を 2 月 18 日東京府東京市麹町区大手町 1 丁目 3 番地に移す</p> <p>2月 26 日(57 号)東京局小田原署を 2 月 21 日神奈川県足柄下郡小田原町緑 2 丁目 151 番地に移す</p> <p>3月 5 日(43 号)東京局を 3 月 3 日東京府東京市麹町区大手町 1 丁目 2 番地に移す</p> <p>3月 6 日(45 号)東京局横須賀署を 2 月 18 日神奈川県横浜市磯子区深田 251 番地 / 2(旧税務署跡)に移す</p> <p>3月 6 日(46 号)東京局横浜署を 2 月 24 日神奈川県横浜市新港町(横浜税関横内万国橋内)に移す</p> <p>3月 6 日(47 号)東京局厚木署を 2 月 24 日神奈川県厚木町「字立月 544 番地」に移す</p> <p>3月 6 日(48 号)東京局幸橋署を 2 月 26 日東京府東京市芝区愛宕町 2 丁目 7 番地(旧税務署跡)に移す</p> <p>3月 8 日(51 号)東京局藤沢署を 2 月 27 日神奈川県藤沢区大宮藤沢字大直東 104 番地・105 番地 / 1 に移す</p> <p>3月 11 日(52 号)仙台局石巻署を 3 月 23 日宮城県牡鹿郡石巻町石巻字新田町 79 番地 / 4 に移す</p> <p>3月 15 日(54 号)東京局横浜署を 3 月 5 日東京府東京市淺草区南元町 38 番地(旧税務署跡)に移す</p> <p>3月 20 日(56 号)東京局京橋署を 3 月 15 日東京府東京市京橋区東豊玉河岸 32 号地・33 号地(旧税務署跡)に移す</p> <p>3月 20 日(57 号)広島局倉敷署を 3 月 23 日岡山県瀬戸郡倉敷町字旭町 679 番地に移す</p> <p>4月 9 日(72 号)熊本局船越署を 4 月 15 日宮崎県南那珂郡船越町大字本町尻 3986 番地 / 1 に移す</p> <p>4月 18 日(77 号)大蔵省は露次後(税務事務所を麹町区八重洲町三菱新館内)に開設のため本月 16 日麹町区大手町 1 丁目 2 番地(旧大蔵省跡)に庁舎を移す</p> <p>5月 8 日(95 号)大阪局社署を 5 月 11 日兵庫県加東郡社町字宮ノ前 777 番 / 8 に移す</p> <p>7月 25 日(130 号)名古屋局伊那署を 8 月 1 日長野県上伊那郡伊那町大字伊那 3567 番 / 号に移す</p> <p>8月 4 日(136 号)仙台局を 8 月 5 日宮城県仙台市二十人町通 2 番地 / 2(元仙台陸軍地方幼年学校跡)に移す</p> <p>8月 18 日(143 号)熊本局和賀署を 8 月 22 日鹿児島県川辺郡和賀村字坂屋園 6204・6204 / 1・6212 番地に移す</p>

139	大正 14. 3. 30 勅令第 34 号 明治 45 年勅令第 1 号 廃止(大正 14 年 4 月 1 日より施行)	<p>10月 25 日(170 号)大阪局社署を 10 月 19 日兵庫県加東郡社町社 1482 番地に移す</p> <p>11月 24 日(185 号)東京局亀戸署を 11 月 26 日東京府南葛飾郡亀戸町字上水神 2885 番地に移す</p> <p>11月 29 日(193 号)新設の税務署を次ぎのように置く (税務署名) (所在地)</p> <p>大館 秋田県北秋田郡大館町字中城 25 番地</p> <p>野辺地 青森県上北郡野辺地町大字野辺地字野辺地 292 番地 / 1</p> <p>大浜 愛知県碧野郡大浜町字上人 15 番地</p> <p>12月 3 日(196 号)名古屋局伊那署を 12 月 8 日長野県上伊那郡伊那町大字伊那 4843 番口 / 1・4842 番 / 1・3545 番・3547 番に移す</p>
140	大正 14 年中大蔵省告示	<p>1月 20 日(10 号)熊本局知覧署を 1 月 22 日鹿児島県山辺郡知覧村南字坂屋園 6212 番地に移す</p> <p>2月 9 日(26 号)広島局岩国署を 2 月 13 日山口県玖波郡岩国町大字錦見字普教寺小路 3411 番・字塩屋町 3409 番 / 1 に移す</p> <p>2月 12 日(27 号)名古屋局藤沢署を 2 月 23 日静岡県志太郡藤沢町大字益津字藤前 417 番に移す</p> <p>3月 7 日(41 号)熊本局船越署を 3 月 15 日宮崎県下郷郡船越原町大字宮谷 234 番地に移す</p> <p>3月 17 日(47 号)仙台局を 3 月 31 日宮城県仙台市北一番丁 117 番 / 3・同市上杉山通 31 番 / 1 に移す</p> <p>” 大阪局魚津署を 4 月 1 日富山県下新川郡魚津町大字大町 62 番に移す</p>

		<p>4月24日(65号)東京局浦和署を4月30日埼玉県北足立郡浦和町字稲荷丸2173番に移す 5月1日(70号)名古屋局田口署を5月8日愛知県北設楽郡田口町大字田口字上原2番ノ2・同20番ノ2・同22番ノ2に移す 7月13日(100号)東京局土浦署を7月12日茨城県新治郡土浦町字外西町100番地に移す 8月24日(119号)仙台局野辺地署を8月27日青森県上北郡野辺地町大字野辺地字新町築16番地ノ1に移す 9月28日(137号)大阪局豊岡署を10月10日兵庫県城崎郡豊岡町大字永井字北本65番地・66番地に移す 10月1日(141号)大阪局土庄署を10月10日香川県小豆郡土庄町字岡ノ谷甲966番地ノ8・字桜葉甲1007番地ノ3に移す 10月20日(146号)仙台局水沢署を10月20日岩手県胆沢郡水沢町大字塩釜字新小路12番ノ2に移す 10月24日(148号)大阪局福井署を10月21日福井県福井市城町本丸に移す 10月29日(150号)大阪局滝津署を11月3日福井県下新井郡滝津町大字大町132番地・81番地ノ3に移す 12月17日(173号)仙台局水沢署を12月20日岩手県胆沢郡水沢町大字塩釜字新小路33番地に移す</p>	
141	大正15.3.27 法律第14号 酒 造税法中改正(公 布の日より施行)	<p>酒造法石税 第1種 酒精度分23度以下の濁酒1石につき36円 第2種 酒精度分23度以下の清酒、白酒及び酒精度分30度以下の味醂、焼酎1石につき40円 第3種 酒精度分30度をこえ45度以下の焼酎1石につき40円に酒精度分30度をこえる1度ごとに1円50銭を加えた金額 第4種 酒精度分23度をこえる清</p>	<p>従前のおり</p> <p>1. 酒造組合交付金制度を創設 2. 沖縄県で製造する酒類については当分の内従前の税率による、従ってその酒類を国内へ移出するときは国内酒造税との差額を出港税として課すこととした</p>

		<p>酒、濁酒、白酒、酒精度分30度をこえる味醂及び酒精度分45度をこえる焼酎1石につき酒精度分1度ごとに1円80銭 沖縄県酒類産石税 第1種 1石につき30円 第2種 1石につき23円 第3種 1石につき33円に酒精度分30度をこえる1度ごとに1円25銭を加えた金額 第4種 1石につき酒精度分1度ごとに1円50銭 沖縄県酒類出港税 国内酒造税と沖縄県酒造税との差額の税率による</p>	
142	大正15.3.27 法律第15号 酒 精及び酒精含有 飲料税法中改正 (大正15年4月1 日より施行)	<p>酒精及び酒精含有飲料造石税 1石につき原容量100分中純酒精の容量1箇ごとに1円80銭 ただし、1石につき42円の割合を下ることはできない</p>	<p>従前のおり</p>
143	大正15.3.27 法律第17号 麦	<p>麦酒税 麦酒1石につき25円</p>	<p>従前のおり</p>

	酒税法中改正(大正15年4月1日より施行)		
144	大正15.9.15 勅令第305号 税務署官制中改正(大正15年9月30日より施行)	大阪(淀川)新設	
145	大正15年中大蔵省告示	<p>1月15日(4号)名古屋大浜署を1月16日愛知県碧海郡大浜町字上人15番ノ2に移す</p> <p>3月5日(28号)東京局土浦署を3月13日茨城県新治郡土浦町字内面町11番地ノ1に移す</p> <p>5月5日(66号)熊本局高鍋署を5月15日宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋1416番地ノ1に移す</p> <p>5月22日(76号)大阪局福井署を5月27日福井県福井市佐佐木中町54番地に移す</p> <p>8月21日(123号)熊本局竹田署を9月5日大分県直入郡竹田町大字竹田1975番地に移す</p> <p>9月13日(133号)名古屋小千谷署を9月18日新潟県北條沼郡小千谷町字川俣町466番地に移す</p> <p>9月30日(139号)大阪局淀川署を(月日欠)大阪府大阪市東淀川区北長瀬町170番地ノ2に移す</p> <p>10月30日(147号)仙台局野辺地署を11月1日青森県上北郡野辺地町大字野辺地字野辺地230番地ノ1に移す</p> <p>+</p> <p>11月27日(160号)仙台局瀧岡署を12月1日山形県北村山郡瀧岡町大字瀧岡字小谷地75番地ノ1に移す</p> <p>12月17日(172号)広島局西条署を12月21日広島県賀茂郡西条町字中ノ文平1449番地・1450番地に移す</p> <p>12月18日(173号)名古屋沼津署を12月11日沼津市大字本字東高沢203番地ノ2(上毛モスリ)株式会社沼津工場内に移す</p> <p>12月23日(177号)名古屋小千谷署を12月28日新潟県北條沼郡小千谷町字稻前町532番地ノ乙に移す</p>	

146	昭和2年中大蔵省告示	<p>2月4日(17号)仙台局大館署を2月6日秋田県北秋田郡大館町字片町7・8番地に移す</p> <p>3月9日(33号)名古屋木本署を3月13日三重県南牟婁郡木本町字寺前町480番地に移す</p> <p>3月25日(44号)広島局大津署を4月1日島根県大原郡大東町大字大東字北町後790番地ノ1・791番地に移す</p> <p>+</p> <p>4月1日(51号)広島局倉吉署を4月3日島根県東出郡倉吉町字西荒尾495番地ノ1に移す</p> <p>4月6日(53号)広島局三次署を4月10日広島県又三郡三次町1286番地に移す</p> <p>4月11日(56号)名古屋半田署を4月18日愛知県知多郡半田町字堀崎84番ノ2に移す</p> <p>4月21日(64号)大阪局宮津署を4月25日京都府与謝郡宮津町字鶴賀2070番地ノ14に移す</p> <p>5月7日(81号)名古屋十日町署を5月15日新潟県中魚沼郡十日町字住吉町子377番地ノ1に移す</p> <p>7月2日(108号)名古屋高田署を7月7日新潟県高田市大字高田辨町字大手に移す</p> <p>7月2日(109号)東京局太田署を7月7日茨城県久慈郡太田町東2丁目2229番ノ1に移す</p> <p>7月27日(125号)熊本局延岡署を7月31日宮崎県東臼杵郡延岡町大字南町甲573番地に移す</p> <p>8月27日(141号)名古屋木本署を8月28日三重県南牟婁郡木本町字枇杷ノ木620番ノ1に移す</p> <p>8月27日(142号)東京局及河内局神田橋署を8月27日東京府東京市麹町区元橋町1番地に移す</p> <p>12月15日(206号)広島局府中署を12月18日広島県芦品郡府中町大字出口字菅高棚地908番地ノ1に移す</p> <p>大阪(住道)を(布地)に改称</p>	
147	昭和3.7.30 勅令第176号 税務署官制中改正(公布の日より施行)		
148	昭和3年中大蔵省告示	<p>1月23日(3号)熊本局日田署を1月8日大分県日田郡日田町大字豆田22番地に移す</p> <p>2月17日(20号)熊本局八代署を2月8日熊本県八代郡八代町字西本町32番地・33ノ2番地に移す</p> <p>” 熊本局高瀬署を2月9日熊本県玉名郡高瀬町大字薬殿木字堂後72番地ノ3・200番地に移す</p>	

		<p>3月23日(45号)大阪局峰山署を3月25日京都府中郡峰山町字杉谷小字井孫ノ内770番地に移す</p> <p>3月24日(50号)大阪局住道署を4月1日大阪府中河内郡布施町大字太平寺1番地に移す</p> <p>3月27日(52号)東京局太田署を3月30日茨城県久慈郡太田町字栗刈原1949番地ノ5に移す</p> <p>3月28日(54号)熊本局延岡署を4月5日宮崎県東臼杵郡岡富村大字岡富字本小路126番地に移す</p> <p>3月30日(57号)仙台局鶴岡署を4月5日山形県鶴岡市大字冨中町字冨中町百間原端3番地に移す</p> <p>4月12日(69号)名古屋局沼津署を4月30日静岡県沼津市大字城内字桑野町218番地に移す</p> <p>” 名古屋局高田署を4月30日静岡県高田市四ノ辻町字四ノ辻23番地ノ6に移す</p> <p>4月25日(79号)熊本局鹿屋署を5月1日鹿児島県肝野郡鹿屋町中名字後田7455番地に移す</p> <p>7月5日(131号)名古屋局西筑摩署を7月14日長野県西筑摩郡福島町字下方郡2327番地に移す</p> <p>7月6日(132号)名古屋局松本署を7月15日長野県松本市大字北築志字西脚町北269番地ノ1に移す</p> <p>7月14日(139号)熊本局福岡署を7月23日福岡県福岡市筑前藤土手町2番地に移す</p> <p>9月8日(186号)東京局豊橋署を9月10日東京府東京市浅草区南元町38番地ノ4に移す</p> <p>9月12日(188号)名古屋局西筑摩署を9月17日長野県西筑摩郡福島町字八次5330番ノ1に移す</p> <p>10月3日(204号)東京局京橋署を10月1日東京府東京市京橋区築地3丁目1番地に移す</p> <p>12月15日(242号)熊本局大川署を12月26日福岡県三浦郡大川町大字豊津字大橋325番地に移す</p>
149	昭和4年中大蔵省告示	<p>1月21日(4号)仙台局漢字署を前年12月29日秋田県平鹿郡漢字町大字新町35番地ノ1・裏町34番ノ1に移す</p> <p>移す</p> <p>1月26日(11号)東京局大田原署を1月28日栃大県那須郡大田原町字南町1849番地ノ4に移す</p> <p>3月19日(44号)仙台局長井署を3月20日山形県西麓郡長井町大字宮字大町西3126番地に移す</p> <p>3月19日(45号)札幌局旭川署を4月1日北海道石狩国空知郡旭川町字空知太390番地ノ3に移す</p> <p>3月23日(47号)東京局横浜署を3月25日神奈川県横浜市中区野毛町3丁目110番地に移す</p> <p>3月26日(48号)大阪局豊岡署を4月1日兵庫県城崎郡豊岡町永井字中田229番地ノ1に移す</p> <p>4月5日(53号)名古屋局一宮署を4月15日徳知県一宮市大字一宮字堀之内40番地ノ1に移す</p>

		<p>6月6日(91号)東京局岡国橋署を6月15日東京府東京市本所区緑町3丁目37番地に移す</p> <p>11月19日(190号)東京局松戸署を11月22日千葉県東葛飾郡松戸町松戸字坂下1316番ノ4に移す</p> <p>12月6日(200号)札幌局小樽署を11月26日北海道小樽市富岡町2丁目40番地ノ1に移す</p> <p>12月16日(208号)東京局小田原署を12月18日神奈川県足柄下郡小田原町幸1丁目107番ノ1に移す</p> <p>熊本(豊之城)を(小田原)に改称</p>
150	昭和5.3.24勅令第39号 税務署官制中改正(昭和5年4月1日より施行)	
151	昭和5年中大蔵省告示	<p>1月10日(4号)広島局津山署を1月10日岡山県津山市田町67番地に移す</p> <p>2月28日(48号)札幌局寿都署を3月1日北海道寿都郡寿都町大字大瀧町55番地に移す</p> <p>3月18日(59号)仙台局古川署を3月25日宮城県志田郡古川町大字大楠字西浦2番ノ5に移す</p> <p>4月7日(74号)大阪局小松署を3月29日石川県能登郡小松町字丸ノ内1番地能登郡自治館町に移す</p> <p>4月7日(75号)大阪局高松署を3月29日香川県高松市補上町字深田457番に移す</p> <p>4月15日(82号)大阪局敦賀署を4月21日福井県敦賀郡敦賀町津内百二十三号西長塚5番地ノ3に移す</p> <p>5月20日(103号)札幌局根室署を5月16日北海道根室郡根室町大字弥生町1丁目6番地に移す</p> <p>7月18日(146号)広島局味野署を7月20日岡山県児島郡味野町字幸町3736番ノ内第1に移す</p> <p>8月9日(160号)熊本局行橋署を8月10日福岡県京福郡行橋町大字行幸字東町925・926番地に移す</p> <p>11月14日(215号)広島局味野署を11月5日岡山県児島郡味野町字橋本1597番ノ2・1600番地に移す</p> <p>12月22日(245号)熊本局高池署を12月24日熊本県阿蘇郡高池町115番地に移す</p> <p>12月24日(252号)名古屋局御代署を12月25日新徳県佐渡郡御代川町大字広瀬町1番地ノ1に移す</p>
152	昭和6年中大蔵省告示	<p>1月16日(12号)大阪局南岡署を1月19日富山県高岡市御馬出町101番地に移す</p> <p>3月25日(65号)大阪局小松署を4月1日石川県能登郡小松町字松任町口ノ部34番ノ1に移す</p>

		<p>4月22日(79号)大阪局須崎署を4月20日高知県高岡郡須崎町大字須崎字上波町1168番地ノ3に移す</p> <p>4月22日(80号)仙台局横手署を5月3日秋田県平鹿郡横手町字下根岸町1番ノ3に移す</p> <p>" 名古屋局上郷支署を4月23日長野県諏訪郡上郷支町字中浜634番ノ5に移す</p> <p>8月21日(231号)札幌局紋別署を8月21日北海道紋別郡紋別町大字紋別町字モッコウ6番地ノ1・字ニダトウ2番地ノ1に置く</p> <p>" 名古屋局安家署を8月21日新潟県東頸城郡安家村大字安家字古町792番地に置く</p> <p>" 熊本局森澤署を8月21日大分県杵臼郡森澤町大字森字森869番地に置く</p> <p>8月26日(238号)札幌局空知署を9月5日北海道石狩国空知郡岩見沢町字五条道西5丁目2番地ノ1に移す</p> <p>" 大阪局中村署を9月1日高知県幡豆郡中村町大字中村字正福寺田第1517番地に移す</p> <p>10月16日(294号)熊本局植江署を10月20日長崎県南松浦郡福江町福江郷字船屋ノ上1062番地ノ1に移す</p> <p>10月26日(298号)東京局横須賀署を10月23日神奈川県横浜府公郷町2375番地に移す</p> <p>12月9日(328号)札幌局増毛署を12月7日北海道留萌郡留萌町大字留萌村字モッコウ上413番地ノ4に移す</p>
157	昭和9年中大蔵省告示	<p>12月22日(339号)東京局越後署を12月25日山梨県南巨摩郡飯沢町字大法師2543番地ノ6に移す</p> <p>3月2日(57号)仙台局白河署を3月6日福島県西白河郡白河町字横町98番地に移す、</p> <p>3月22日(66号)名古屋局中野署を3月31日長野県下高井郡中野町大字中野字西町下467番ノ2・字町尻465番ノ2・字中町下788番ノ1に移す</p> <p>" 名古屋局村上署を3月24日新潟県岩船郡村上本町字三ノ町623番ノ1に移す</p> <p>" 熊本局八女署を3月27日福岡県八女郡高島町大字本町字宮ノ町北裏510番・字二ノ丸南525番ノ1に移す</p> <p>3月24日(68号)東京局能谷署を3月26日埼玉県熊谷市大字熊谷字仲町3529番ノ3に移す</p> <p>3月30日(75号)札幌局函館署を3月27日函館市東浜町6番地・7番地に移す</p> <p>3月31日(77号)大阪局輪島署を4月8日石川県奥志保郡輪島町字河井町十八部42番ノ15に移す</p>

158	昭和10.8.15勅令第250号 稅務署官制中改正(昭和10年9月20日より施行)	<p>東京(芝罘) 荒川1)新設</p> <p>名古屋(名古屋北)新設</p> <p>東京(永代橋)を(日本橋)に、(御園)を(大月)に改称</p> <p>大阪(御殿)を(富田)に改称</p> <p>札幌(後山)を(江差)に、(空知)を(岩見沢)に、(上川)を(旭川)に、(宗谷)を(稚内)に、(河内)を(帯広)に改称</p> <p>名古屋(惠那)を(中津川)に、(西筑前)を(木曾)に、(名古屋)を(名古屋南)に改称</p> <p>広島(袋田)を(林野)に改称</p>
159	昭和10年中大蔵省告示	<p>" 仙台局築館署を4月1日宮城県栗原郡築館町字築館町裏58番ノ1に移す</p> <p>" 熊本局森澤署を4月5日大分県杵臼郡森澤町大字森字平173番地に移す</p> <p>4月7日(100号)札幌局松山署を3月31日北海道釧路市大字切石町46番地に移す</p> <p>5月24日(144号)名古屋局惠那署を5月31日岐阜県惠那郡中津町大字中津川字口一色1504番地に移す</p> <p>6月12日(163号)東京局横須賀署を6月16日神奈川県横浜府深田町251番地ノ2に移す</p> <p>9月5日(242号)東京局東金署を9月1日千葉県山成郡東金町大字東金字岩崎1226番地・1228番地ノ3・1228番地ノ9・1229番地ノ1・1230番地ノ3・1229番地ノ2・1219番地ノ1・1220番地ノ1227番地ノ内に移す</p> <p>9月8日(251号)名古屋局惠那署を9月15日岐阜県惠那郡中津町大字中津川1736番地ノ11に移す</p> <p>9月22日(260号)大阪局茨木署を9月24日大阪府三島郡茨木町大字茨木1110番地ノ5に移す</p> <p>11月16日(293号)熊本局四日市署を11月20日大分県宇佐郡四日市町大字四日市1167番地ノ1に移す</p> <p>東京(芝罘) 荒川1)新設</p> <p>名古屋(名古屋北)新設</p> <p>東京(永代橋)を(日本橋)に、(御園)を(大月)に改称</p> <p>大阪(御殿)を(富田)に改称</p> <p>札幌(後山)を(江差)に、(空知)を(岩見沢)に、(上川)を(旭川)に、(宗谷)を(稚内)に、(河内)を(帯広)に改称</p> <p>名古屋(惠那)を(中津川)に、(西筑前)を(木曾)に、(名古屋)を(名古屋南)に改称</p> <p>広島(袋田)を(林野)に改称</p> <p>1月10日(4号)札幌局空知署を前年12月21日北海道空知郡岩見沢町二条通東4丁目5番地に移す</p> <p>1月22日(22号)東京局東金署を1月22日千葉県山成郡東金町大字東金字岩崎1137番地・1140番地ノ1に移す</p> <p>3月26日(73号)広島局玉島署を3月25日岡山県瀬川郡玉島町大字阿賀崎字川原666番地に移す</p> <p>3月28日(76号)仙台局田島署を3月30日福島県南会津郡田島町大字田島字後原甲3487番地に移す</p>

			<p>” 仙台局下関伊署を3月31日岩手県下関伊部宮古町宮古第一地割字中谷地34番地に移す</p> <p>5月25日(123号)札幌局浦河署を6月1日北海道浦河町浦河町1番地に移す</p> <p>6月28日(145号)札幌局函館署を6月30日北海道函館市元町1番地ノ内に移す</p> <p>7月20日(161号)札幌局浦河署を7月20日北海道浦河町常盤町76番地・77番地に移す</p> <p>8月13日(177号)東京局水代橋署を8月16日東京都東京市日本橋区蛸留町2丁目5番地4号に移す</p> <p>9月20日(212号)東京局渋谷署を9月20日東京都東京市渋谷区東桑町11番地へ置く</p> <p>” 東京局荒川署を9月20日東京都東京市荒川区尾久町6丁目503番地へ置く</p> <p>” 名古屋局名古屋北署を9月20日愛知県名古屋市中区桑田町15番地ノ7に置く</p> <p>12月3日(292号)名古屋局木曾署を12月8日長野県西筑摩郡高島町字下夕町3637番地ノ1・宇野町前町5755番地ノ1・字広小路3640番地ノ4に移す</p> <p>大坂(住吉) (兵庫) 新設</p>
160	昭和11.5.28 勅令第70号 税 務審官制中改正 (昭和11年7月1 日より施行)		
161	昭和11年中大蔵 省告示	<p>1月7日(2号)仙台局遠野署を前年12月29日岩手県上関伊部遠野町第五地割字箱25番地ノ1に移す</p> <p>2月25日(86号)大坂局赤間署を2月28日高知県香美郡赤岡町字岡ノ後862番地ノ3・863番地ノ1・865番地ノ1に移す</p> <p>4月9日(127号)札幌局函館署を3月31日北海道函館市新川町111番地に移す</p> <p>4月10日(130号)大坂局岸和田署を4月21日大阪府岸和田市岸城町字田城町1764番地ノ4に移す</p> <p>6月27日(206号)大坂局住吉署を7月1日大阪府大坂市住吉区北畠西1丁目11番地へ置く</p> <p>” 大坂局兵庫署を7月1日兵庫県神戸市兵庫区島上町78番地へ置く</p> <p>7月17日(230号)札幌局室蘭署を7月22日北海道室蘭市幸町118番地に移す</p> <p>10月10日(299号)大坂局伊丹署を10月10日兵庫県川辺郡伊丹町伊丹字中ノ町406番地に移す</p>	<p>従前のおおり</p> <p>1. 酒税中清酒、白酒、味淋及び焼酎の造石税は酒造税法第4条の規定にかかわらず左記の税率による</p> <p>2. 濃酒は指置</p> <p>3. 沖繩県酒類出港税については大正15年法律第14号附別第3項の規定(沖繩県で製造する酒類については当分の内従前の税率による、従ってその酒類を国内へ移出するときは国内酒造税との差額を出港税として課すことにした)にかかわらず、左記のように増徴した</p>

162	昭和12.3.30 法律第3号 臨時 増徴税措置法(昭和 12年4月1日 より施行)	<p>酒類造石税</p> <p>1. 酒精度23度以下の清酒及び白酒並に酒精度30度以下の味淋及び焼酎1石につき45円、ただし、連続式蒸溜機により製造した焼酎については1石につき2円を加えた金額</p> <p>2. 酒精度30度をこえ45度以下の焼酎1石につき45円に、酒精度30度をこえる1度ごとに1円70銭を加えた金額、ただし、連続式蒸溜機により製造したものにについては47円に酒精度30度をこえる1度ごとに1円80銭を加えた金額</p> <p>3. 酒精度23度をこえる清酒及び白酒、酒精度30度をこえる味淋並に酒精度45度をこえる焼酎1石につき酒精度1度ごとに2円50銭</p> <p>沖繩県酒類出港税</p> <p>臨時増徴税法による国内酒類造石税と沖繩県酒造税との差額の税率による</p>	<p>従前のおおり</p> <p>1. 酒税中清酒、白酒、味淋及び焼酎の造石税は酒造税法第4条の規定にかかわらず左記の税率による</p> <p>2. 濃酒は指置</p> <p>3. 沖繩県酒類出港税については大正15年法律第14号附別第3項の規定(沖繩県で製造する酒類については当分の内従前の税率による、従ってその酒類を国内へ移出するときは国内酒造税との差額を出港税として課すことにした)にかかわらず、左記のように増徴した</p>
-----	--	--	---

163	昭和12.3.30 法律第3号 臨時租税増徴法(昭和12年4月1日より施行)	酒類及び酒精含有飲料造石税1石につき原容量100分中純酒精の容量1箇ごとに1円80銭を2円50銭と、最低税率42円を50円とした場合の差増額を増徴する 麦酒税 麦酒1石につき25円を35円とした場合の差増額を増徴する	従前のおり	昭和12年4月1日からアルコール専売法施行により同法の適用を受ける酒類(酒精分90度以上のもの)には酒精及び酒精含有飲料税法を適用しない
164	昭和12.6.15 勅令第254号 税務署官制中改正(公布の日より施行)	東京(蒲田)(王子)(向島)新設 大阪(港)新設 東京(神奈川)再置 熊本(飯塚)再置		
165	昭和12.10.12 勅令第588号 税務署官制中改正(公布の日より施行)	札幌(倶知安)新設		
166	昭和12年中大蔵省告示	3月18日(58号)冬古屋尾蔵を3月28日三重県北牟婁郡尾蔵町大字南蒲字中久留400番地ノ1に移す 3月22日(60号)大阪局伊丹署を3月31日兵庫県川辺郡伊丹町伊丹字西ノ町510番地ノ1に移す 3月26日(67号)札幌局室蘭署を3月27日北海道室蘭市幸町21番地に移す 3月31日(73号)熊本局大牟田署を3月28日福岡県大牟田市浄真町60番地に移す 6月29日(179号)東京局蒲田署を7月1日東京府東京市蒲田区新宿町517番地に移す " 東京局王子署を7月1日東京府東京市王子区王子町604番地ノ1・604番地ノ2に移す		

167	昭和13.3.31 法律第51号 支那事変特別税法(昭和13年4月1日より施行)	物品税 第3種 2 酒類 (イ)清酒、白酒、味林、焼酎及び 麦酒1石につき5円 (ロ)葡萄酒1石につき10円 (ハ)その他の酒類で酒精及び酒精含有飲料税法の適用を受けるもの 1石につき7円	翌月末日限り ただし、保税地域から引き取るときは引き取りの際、担保提供のときは1月以内の徴収着手をすることができ	1. 物品税として廉出高(移出高)に課税する 2. 葡萄酒とは酒精及び酒精含有飲料税法第3条の2に規定するものをいう 3. 本法施行の際製造者または販売業者が製造場または保税地域以外の場所へ30石をこえる酒類を所持する場合は30石をこえる数量につき課税する
168	昭和13.3.31 法律第48号 酒造税法中改正(昭和13年4月1日より施行)	" " 東京局向島署を7月1日東京府東京市向島区寺島町1丁目104番地に移す " 東京局神奈川署を7月1日神奈川県横浜府神奈川区七島町116番地・117番地に移す " 大阪局港署を7月1日大阪府大阪市西区江戸子島東ノ町25番地に移す " 熊本局飯塚署を7月1日福岡県飯塚市御子飯塚字吉ノ下744番地ノ2に移す 7月28日(205号)札幌局旭川署を7月29日北海道旭川市大字内記10番地ノ29に移す 8月7日(208号)大阪局福知山署を8月1日京都府福知山市大字内記10番地ノ29に移す 8月24日(215号)東京局渋谷署を8月22日東京府東京市渋谷区又川町37番地に移す 10月13日(265号)大阪局港署を10月16日大阪府大阪市港区南境川町2丁目44番地に移す 10月13日(266号)札幌局倶知安署を10月13日北海道紋別郡奥知安町北一条東2丁目17番地に移す 10月16日(269号)大阪局福知山署を10月9日京都府福知山市大字内ノ9番ノ7・西ノ丸台番丸6番ノ4に移す		

169	昭和13.3.31 法律第49号 酒 精及び酒精含有 飲料税法中改正 (昭和13年4月1 日より施行)			酒精または酒精を含有する飲料の販売業 (販売の仲介業を含む)を免許制度とした
170	昭和13.3.31 法律第50号 麦 酒税法中改正(昭 和13年4月1日 より施行)			麦酒の販売業(販売の仲介業を含む)を免許 制度とした
171	昭和13年中大蔵 省告示	1月11日(7号)札幌局旭川署を1月4日北海道旭川市五条通11丁目に移す 1月26日(25号)大坂局兵庫署を1月29日兵庫県神戸市兵庫区西出町3番地ノ1・3番地ノ4・4番地ノ2・ 4番地ノ4・7番地ノ1・8番地ノ1・佐比江町35番地に移す 6月11日(164号)熊本局直方署を6月16日福岡県直方市字下老良5136番地ノ3・字上老良5017番地ノ23・ 大字直方字土手外480番地ノ1・大字直方字東野町986番地ノ54に移す 10月5日(281号)仙台局志津川署を10月1日宮城県本吉郡志津川町字知葉32番地に移す 12月1日(332号)仙台局志津川署を11月27日宮城県本吉郡志津川町大字志津川字知葉73番地に移す	従前のおおりの	
172	昭和14.3.31 法律第48号 支 那事変特別税法 中改正(昭和14 年4月1日より施	15円 (イ)その他の酒類で酒精及び酒精 含有飲料税法の適用を受けるもの 1石につき14円		30石をこえる手持品に対し新旧税額の差額 課税を行う
		物品税 第3種 2 酒類 (イ)清酒、白酒、味林、焼酎及び 麦酒1石につき10円 (ロ)葡葡酒及び果実酒1石につき		1. 果実酒(酒精及び酒精含有飲料税法第3 条の3に規定するもの)を新に課税物件と した 2. 手持品課税 支那事変特別税法施行の際におけると同様

173	昭和14年中大蔵 省告示	15円 (イ)その他の酒類で酒精及び酒精 含有飲料税法の適用を受けるもの 1石につき14円		30石をこえる手持品に対し新旧税額の差額 課税を行う
		2月8日(36号)東京局王子署を2月13日東京府東京市王子区王子4丁目11番地ノ5に移す 3月13日(73号)熊本局臼杵署を3月20日大分県北海部臼杵町大字臼杵字辻100番地ノ3・100番地ノ4に 移す 10月23日(315号)広島局卯之町署を10月30日愛媛県東宇和郡宇和町大字卯之町字御原通リ一番耕地 1281番地に移す 11月8日(326号)名古屋局名古屋北署を11月12日愛知県名古屋市中区南外堀町6丁目1番地ノ33に移す 11月27日(349号)熊本局竹田署を12月1日大分県直入郡竹田町大字竹田字向丁1950番地に移す 12月22日(370号)大阪局港署を12月26日大阪府大阪市港區東田中町7丁目61番地ノ2に移す 12月27日(374号)広島局卯之町署を12月26日愛媛県東宇和郡宇和町大字卯之町字中通一番耕地1373番ノ 4・1379番ノ1・1379番ノ2・1380番ノ1・1380番ノ4・1383番ノ1・1383番ノ2・1384番 ノ1・1385番ノ1に移す	酒類造石税 1. 清酒 7月1日から31 日限り 前年10月1日からその 年4月30日まで任意 した製造石数に対する 税額の4分の1	1. 次の酒類調剤法を統合して単一酒税法 を制定した ①酒造税法 ②酒精及び酒精含有飲料税法 ③麦酒税法 ④酒母、醱及酒取縮法 ⑤工業用酒精調剤その他酒精含有飲料戻税 法
174	昭和15.3.29 法律第35号 酒 税法(昭和15年4 月1日より施行)	酒類造石税 1. 清酒及び白酒1石につき45円 アルコール分20度をこえるときは アルコール分20度をこえる1度ご とに3円80銭を加える 2. 合成酒類1石につき48円 アルコール分20度をこえるときは アルコール分20度をこえる1度ご	酒類造石税 1. 清酒 7月1日から31 日限り 前年10月1日からその 年4月30日まで任意 した製造石数に対する 税額の4分の1	1. 次の酒類調剤法を統合して単一酒税法 を制定した ①酒造税法 ②酒精及び酒精含有飲料税法 ③麦酒税法 ④酒母、醱及酒取縮法 ⑤工業用酒精調剤その他酒精含有飲料戻税 法

	<p>とに4円を加える</p> <p>3. 濁酒 1石につき46円</p> <p>4. 味淋 1石につき46円</p> <p>アルコール分28度をこえるときはアルコール分28度をこえる1度ごとに2円70銭を加える</p> <p>5. 焼酎</p> <p>第1種 アルコール分45度をこえないもの</p> <p>甲 連続式蒸留機により製造したもの 1石につき48円</p> <p>アルコール分30度をこえるときはアルコール分30度をこえる1度ごとに2円70銭を加える</p> <p>乙 その他のもの 1石につき45円</p> <p>アルコール分30度をこえるときはアルコール分30度をこえる1度ごとに2円60銭を加える</p> <p>第2種 アルコール分45度をこえるもの 1石につき155円にアルコール分45度をこえる1度ごとに4円を加えた金額</p>	<p>第2期 10月1日から31日限り</p> <p>同上</p> <p>第3期 翌年2月1日から末日限り</p> <p>同上及びその年5月1日から9月30日までに査定した製造石数に対する税額の2分の1</p> <p>第4期 翌年3月1日から31日限り</p> <p>前納額の残額</p> <p>2. 濁酒、白酒、味淋及び焼酎</p> <p>第1期 7月1日から31日限り</p> <p>前年10月1日からその年4月30日までに査定した製造石数に対する税額の2分の1</p> <p>第2期 10月1日から31日限り</p> <p>同上</p>	<p>⑥明治34年法律第10号 酒類 酒類、その他酒類含有飲料輸出入戻金に関する件</p> <p>⑦明治41年法律第24号 沖縄県及び東京都府が宮原島、伊豆七島における酒造税に関する件</p> <p>⑧明治43年法律第6号 酒醸造石税徴収権予及免除に関する件</p> <p>⑨支那専売特別民法中酒類の物品税に関する規定</p> <p>⑩臨時租税徴収法中酒税に関する規定</p> <p>2. 東京府が宮原島及び伊豆七島において製造する清酒及び焼酎の酒税は当分の内次の税率による</p> <p>①酒醸造石税 第27条に規定する金額の3分の1</p> <p>②酒類庫出税 1石につき20円</p> <p>前項の酒類はこれを国内の他の地方、朝鮮、台湾、樺太または南洋群島に移出することできない</p> <p>3. 沖縄県で製造する焼酎の酒醸造石税は当分の内次の税率による</p> <p>第1種 アルコール分45度をこえないもの 1石につき33円</p>
--	--	---	--

	<p>6. 雑酒 1石につき50円</p> <p>アルコール分20度をこえるときはアルコール分20度をこえる1度ごとに4円を加える</p> <p>酒類庫出税</p> <p>1. 清酒、合焼清酒、白酒、味淋、焼酎及び果実酒 1石につき25円</p> <p>2. 麦酒 1石につき59円30銭</p> <p>3. 雑酒 1石につき30円</p>	<p>第3期 翌年2月1日から末日限り</p> <p>その年5月1日から9月30日までに査定した製造石数に対する税額</p> <p>3. 合焼清酒及び雑酒 毎月中査定した製造石数に対する税額を翌月末日限り酒類庫出税翌月末日限りただし、保税地域から引き取るときは引き取りの際税金相当額の担保を提出したときは1月以内の徴収終了</p>	<p>アルコール分30度をこえるときはアルコール分30度をこえる1度ごとに2円10銭を加える</p> <p>第2種 アルコール分45度をこえるもの 1石につき101円に、アルコール分45度をこえる1度ごとに2円80銭を加えた金額</p> <p>沖縄県で製造した焼酎を国内の他の地方、朝鮮、台湾、樺太または南洋群島に移出するときには酒醸造石税の前項による税額との差額に相当する出港税を課税する</p> <p>4. 支那専売特別民法中物品税として課税してきたものを酒税法に統合し酒類庫出税として課税する</p> <p>5. 手荷品課税</p> <p>酒類の製造者または販売業者が本法施行の際製造場または保税地域以外の場所で各種類を通じ合計10石以上の酒類(燗酒を除く)を所持する場合は、麦酒については1石につき14円30銭、その他の酒類については第27条の庫出税と支那専売特別民法第39条の物品税との差額を課税する</p> <p>小笠原島及び伊豆七島においては清酒及び焼酎の手荷品課税の税率は1石につき10円とする</p>
--	--	---	---

	<p>4. 白酒 1石につき 45円 アルコール分20度をこえるときは アルコール分20度をこえる1度ご とに6円を加える 5. 味林 1石につき 45円 アルコール分28度をこえるときは アルコール分28度をこえる1度ご とに4円40銭を加える 6. 焼酎 第1種 アルコール分45度をこえ ないもの 甲 連続式蒸溜機により製造した もの1石につき 48円 アルコール分30度をこえるときは アルコール分30度をこえる1度ご とに3円80銭を加える 乙 その他のもの 1石につき 45 円 アルコール分30度をこえるときは アルコール分30度をこえる1度ご とに3円70銭を加える 第2種 アルコール分45度をこえ るもの 1石につき 215円にアル</p>	<p>同上 第3期 翌年2月1日から ら末日限り 同上及びその年5月1 日から9月30日まで 査定した製造石数に対 する税額の2分の1 第4期 翌年3月1日か ら31日限り 前総額額の差額 2. 濁酒、白酒、味林及 ひ焼酎 第1期 7月1日から31 日限り 前年10月1日からその 年4月30日まで 査定した製造石数に対す る税額の2分の1 第2期 10月1日から 31日限り 同上 第3期 翌年2月1日か ら末日限り</p>	<p>2. 沖縄県において製造する焼酎の酒類 製造石税は当分の内次の税率による 第1種 アルコール分45度をこえないもの 1石につき 38円 アルコール分30度をこえるときはアルコ ール分30度をこえる1度ごとに3円20銭 を加える 第2種 アルコール分45度をこえるもの 1石につき161円にアルコール分45度をこ える1度ごとに4円80銭を加えた金額 沖縄県において製造した焼酎を国内の他の 地方、朝鮮、台湾、樺太または南洋群島に 移出するときは第27条により算出した酒 類製造石税額と前項による造石税額との差額 に相当する出港税を課する 3. 手持品課税の規定 酒類の製造者または販売者が本法施行の際 製造場または保税地域以外の場所 で各種酒類を 通じて合計5石以上の酒類を 保持する場合は、濁酒につ いては1石につき15円、そ の他の酒類について は改正前の税率と改正 後の税率とによって算出 した金額との差額を 税額として課税する</p>
--	--	---	--

<p>181 昭和16年中大蔵 省告示</p>	<p>アルコール分45度をこえる1度ごとに 6円を加えた金額 7. 焼酎 1石につき 50円 アルコール分20度をこえるときは アルコール分20度をこえる1度ご とに6円を加える 酒類課税 1. 清酒、合戦清酒、焼酎 1石につ き 55円 2. 濁酒 1石につき 15円 3. 白酒、味林 1石につき 65円 4. 麦酒 1石につき 87円80銭 5. 果実酒 1石につき 50円 6. 雑酒 1石につき 70円 命令をもって定める清酒、味林、 果実酒及び雑酒については命令を もって定める割合に次の割合を乗 じて算出した金額を加算する (イ) 清酒、味林及び果実酒 100分 の20 (ロ) 雑酒 100分の30</p>	<p>その年5月1日から9 月30日まで 査定した 製造石数に対する税額 3. 合戦清酒及び焼酎 翌月末日限り 酒類課税 翌月末日限り(その他従 前のとおり)</p>	<p>小笠原島及び伊豆七島において製造した濁 酒及び焼酎については1石につき2円の割 合によつて算出した金額を税額とする</p>
---	---	---	--

	7月1日(247号)次の税率等を7月1日より設置する (管轄局) (伊勢署名) 東京局 下谷 " 深川 " 大森 大阪局 此花 " 旭 " 中京 " 東山 " 澁 " 須磨 名古屋局 名古屋東 " 昭和 熊本局 八幡	(所在地) 東京府東京市下谷区北留荷町10番地 東京府東京市本所区深町2丁目6番地ノ1 東京府東京市蒲田区仲蒲田3丁目9番地ノ10 大阪府大阪市此花区朝日橋通3丁目4番地 大阪府大阪市旭区古市北通2丁目16番地ノ5 京都府京都市中京区御所崎通二条上ル油屋町89番地・91番地 京都府京都市東山区上新之町358番地 兵庫県神戸市灘区岩屋北町2丁目2番地・3番地 兵庫県神戸市須磨区榎野町1丁目1番地 愛知県名古屋市長区主税町4丁目17番地 愛知県名古屋市長区立通町2丁目2番地 福岡県八幡市大字尾倉1839番地ノ4
	7月12日(258号)東京局世田谷署を7月14日東京府東京市世田谷区若林町270番地ノ1に移す 7月20日(287号)東京局大森署を7月26日東京府東京市大森区市野倉町73番地・74番地ノ2に移す 9月1日(379号)東京局深川署を9月1日東京府東京市深川区平野町2丁目1番地ノ1に移す 12月1日(533号)名古屋局昭和三署を12月1日愛知県名古屋市長区松山町5丁目103番ノ10に移す 12月5日(541号)大阪局浪速署を12月1日大阪府大阪市浪速区船出町1丁目35番地ノ4に移す 12月10日(549号)東京局杉並署を12月7日東京府東京市杉並区阿佐ヶ谷1丁目723番地ノ1に移す 12月27日(596号)大阪局旭署を12月26日大阪府大阪市旭区野江中之町3丁目15・16・17番地に移す	

182	昭和17.11.5 勅令第787号 稅務署官制中改正(公布の日より施行)	東京(北参)を(館山)に、(松原)を(高砂)に改称 名古屋(身付)を(磯田)に、(上飯田)を(飯田)に改称 広島(三田尻)を(砂原)に、(今市)を(出雲)に改称 熊本(高瀬)を(玉名)に改称	
183	昭和17年中大蔵 省告示	5月5日(216号)大阪局東山署を4月30日京都府京都市左京区岡崎丹波寺町91番地に移す 6月2日(323号)広島局西大寺署を6月11日岡山県上道郡西大寺町174番・168番ノ2・167番ノ1に移す 7月8日(402号)仙台局福岡署を6月20日山形県北村山郡福岡町大字福岡字塙3740番ノ1に移す 9月22日(522号)名古屋局名古屋署を9月16日愛知県名古屋市長区白鷺町4丁目22番地に移す 11月16日(609号)大阪局北署を11月14日大阪府大阪市北区中之島4丁目88番地に移す	
184	昭和18.3.16 法律第66号 酒 造稅法中改正(昭和 18年4月1日 から施行)	酒類造石稅 1. 清酒1石につき45円 アルコール分20度をこえるときはアルコール分20度をこえる1度ごとに11円を加える 2. 合焼清酒1石につき48円 アルコール分20度をこえるときはアルコール分20度をこえる1度ごとに11円を加える 3. 濁酒1石につき45円 4. 白酒1石につき45円 アルコール分20度をこえるときはアルコール分20度をこえる1度ごとに15円を加える 5. 麥林1石につき45円	(納期限は従前のとおり) 1. 東京府小笠原島及び伊豆七島において製造する清酒及び燒酎については当分の内次の税率による ①酒類造石稅 第27条に規定する金額の3分の1 ②酒類輸出稅 1石につき140円 前項の酒類をこれを国内の他の地方、朝鮮、台湾、樺太または南洋群島に移出することができない 2. 沖縄県において製造する酒類の造石稅は当分の内次の税率による

	<p>アルコール分28度をこえるときはアルコール分28度をこえる1度ごとに10円を加える</p> <p>6. 焼酎</p> <p>第1種 アルコール分45度をこえないもの 連続式蒸留機により製造したもの1石につき48円 アルコール分30度をこえるときはアルコール分30度をこえる1度ごとに7円を加える</p> <p>乙 その他のもの1石につき45円</p> <p>アルコール分30度をこえるときはアルコール分30度をこえる1度ごとに7円を加える</p> <p>第2種 アルコール分45度をこえるもの 1石につき745円 にアルコール分45度をこえる1度ごとに20円を加えた金額</p> <p>7. 純酒 1石につき50円</p> <p>アルコール分20度をこえるときはアルコール分20度をこえる1度ごとに20円を加える</p> <p>酒類庫出税</p> <p>1. 清酒 第1級1石につき470円 第2級1石につき295円 第3級1石につき165円 第4級1石につき155円</p> <p>2. 合成清酒 第1級1石につき200円</p>	<p>第1種 アルコール分45度をこえないもの 1石につき33円</p> <p>アルコール分30度をこえるときはアルコール分30度をこえる1度ごとに6円50銭を加える</p> <p>第2種 アルコール分45度をこえるもの 1石につき691円にアルコール分45度をこえる1度ごとに18円80銭を加えた金額</p> <p>沖縄県において製造した焼酎を国内の他の地方、朝鮮、台湾、樺太または南洋群島に移出するときは、第27条第1項の税率により算出した酒類庫出税額と前項の税率により算出した酒類庫出税額との差額に相当する出港税を課する</p> <p>3. 手持品課税 酒類の製造者または販売業者が本法施行の際製造場または保税地域以外の場所へ各種類を通じ合計1石以上(命令で定める酒類については合計2斗以上)の酒類を所持する場合には、改正前の税率と改正後の税率とにより算出した金額の差額を税額として課税する</p> <p>4. 価格特種酒</p>
--	---	--

	<p>第2級1石につき160円</p> <p>3. 濁酒 1石につき75円</p> <p>4. 白酒 1石につき255円</p> <p>5. 味淋 第1級1石につき385円 第2級1石につき215円</p> <p>6. 焼酎 1石につき155円</p> <p>7. 麦酒 1石につき177円80銭</p> <p>8. 果実酒 第1級1石につき300円 第2級1石につき200円 第3級1石につき150円</p> <p>9. 雑酒 第1級1石につき570円 第2級1石につき470円 第3級1石につき350円 第4級1石につき400円</p> <p>次の酒類については命令をもって定める価格に次の割合を乗じて算出した金額を酒類庫出税額に加算する</p> <p>1. 果実酒 第1級100分の50 2. 雑酒 第1級100分の100</p>	<p>大蔵大臣の定める用途に充てる清酒第3級、第4級、合成清酒第2級、焼酎及び麦酒については特別の低い税率による制度を設けた</p>
--	--	--

		第2級 100分の50 大蔵大臣の定める用途に充てる酒類について、次の割合で算出した金額と前掲げた税率によって算出した差額に相当する酒類庫出税を軽減する 1. 清酒 第3級 1石につき 55円 第4級 1石につき 55円 2. 合成清酒 第2級 1石につき 55円 3. 焼酎 1石につき 55円 4. 麦酒 1石につき 87円80銭	
185	昭和18.8.7 勅令第638号 税務署官制中改正(公布の日より施行)	東京(神田)(赤坂)(荏原)(目黒)(豊島)(足立)新設 大阪(御島)(大坂(福島)(西成)新設 名古屋(中川)新設 東京(神田橋)を(麹町)に、(幸橋)を(芝)に改称 大阪(住吉)を(阿倍野)に改称	
186	昭和18.11.1 勅令第808号 財務局官制中改正	新潟(新潟)(長野)(富山)(石川)(福井)新設 松山(愛媛)(香川)(徳島)(高知)新設	
187	昭和18年中大蔵省告示	6月25日(272号)東京局及び神田橋署を6月19日東京市麹町区大手町1丁目に移す 8月7日(339号)次の税務署を8月7日より設置する (管轄局) (税務署名) (所在地)	

		東京局 " 神田 " 赤坂 " 荏原 " 目黒 " 豊島 " 足立 大阪局 " 都島 " 大坂(福島) " 西成 名古屋 中川 9月25日(419号)大阪局機署を9月20日兵庫県神戸市灘区泉通2丁目に移す 10月8日(446号)東京局足立署を9月27日東京都足立区千住中屋町47番地に移す 11月17日(508号)東京局下谷署を11月8日東京都下谷区北宿町162番地に移す	東京都神田区小川町3丁目14番地ノ3 東京都渋谷区上通1丁目6番地ノ10 東京都荏原区荏原3丁目129番地 東京都目黒区下目黒2丁目438番地ノ3・439番地ノ1・439番地ノ6・440番地ノ5 東京都豊島区地袋1丁目765番地ノ1・770番地ノ5・770番地ノ6 東京都荒川区尾久町6丁目503番地 大阪府大坂市北区赤川町40番地ノ1 大阪府大坂市福島区蒲江上3丁目29番地ノ1 大阪府大坂市浪速区舟出町1丁目35番地ノ4 大阪府大坂市中川区西古渡町5丁目28番地 愛知県名古屋市中川区西古渡町2丁目に移す	翌月末日限り、ただし、保税地域から引き取るときは引取の際の付税金相当額の担保を提供したときは1月以内徴収猶予	1. 酒類庫出税を廃止した 2. 東京前川(伊原島及び伊豆七島)で製造する清酒及び焼酎(アルコール分50度)をこえな(いもの)の税率は当分の内次の税率による ①清酒 1石につき 285円 ②焼酎 1石につき 285円 ③焼酎 1石につき 285円 命令をもって定めるアルコール分をこえるときは、命令をもって定めるアルコール分をこえる1度ごとに24円を加える
188	昭和19.2.15 法律第7号 所得税法外29法律 中改正(昭和19年4月1日より施行)	酒税 1. 清酒 第1級 1石につき 995円 第2級 1石につき 620円 第3級 1石につき 340円 2. 合成清酒 第1級 1石につき 445円 第2級 1石につき 310円 3. 麦酒 1石につき 200円			

	<p>4. 白酒 1石につき 600 円 5. 味噌 1石につき 425 円 6. 焼酎 1石につき 340 円 アルコール分 25 度をこえるときはアルコール分 25 度をこえる 1 度ごとに 20 円を加える 7. 麦酒 1石につき 280 円 8. 果実酒 第 1 級 1石につき 410 円 第 2 級 1石につき 300 円 第 3 級 1石につき 250 円 9. 雑酒 第 1 級 1石につき 1000 円 第 2 級 1石につき 600 円 アルコール分 20 度をこえるときはアルコール分 20 度をこえる 1 度ごとに 42 円を加える 第 3 級 1石につき 600 円 アルコール分 20 度をこえるときはアルコール分 20 度をこえる 1 度ごとに 40 円を加える 第 4 級 1石につき 400 円 命令で定めるアルコール分をこ</p>		<p>アルコール分 25 度をこえるときは、アルコール分 25 度をこえる 1 度ごとに 17 円を加える 前項の酒類は国内の他の地方、朝鮮、台湾または南洋群島に移出することができない 3. 沖縄県で製造する焼酎でアルコール分 50 度をこえないものに課する酒税の税率は当分の内次の税率による 1石につき 328 円 アルコール分 25 度をこえる焼酎についてはアルコール分 25 度をこえる 1 度ごとに 19 円 50 銭を加える 前項の焼酎を国内の他の地方、朝鮮、台湾または南洋群島に移出するときは、第 27 条の税率によって算出した金額との差額に相当する出港税を課する 4. 手持品課税の制度 酒類の製造者または販売業者が製造場または保税地域以外の場所で各種類を通じ合計 4 斗以上(命令で定める酒類は合計 1 斗以上)の酒類を所持する場合には、改正前の酒庫出税率によって算出した金額と酒類倉石税相当額とを加えたものと、改正後の酒税税率によって算出した金額との差</p>
--	---	--	---

	<p>え、アルコール分 50 度をこえない酒類については前項に規定する金額に指定アルコール分をこえる 1 度ごとに次に掲げる金額を加算する 1. 清酒 第 1 級 75 円 第 2 級 47 円 第 3 級 28 円 2. 合成清酒 第 1 級 34 円 第 2 級 25 円 3. 濁酒 24 円 4. 白酒 120 円 5. 味噌 47 円 6. 果実酒 第 1 級 150 円 第 2 級 43 円 第 3 級 43 円 7. 雑酒 第 1 級 200 円 第 2 級 120 円 第 3 級 27 円</p>		<p>額を税額として課税する 5. 酒類倉石税の免除 酒類倉石税が廃止されたことにより製造場に現存する酒類に対する酒類倉石税が免除されることになった</p>
--	--	--	--

	第4級 48円 アルゴール分60度をこえる酒類について1石につきアルゴール分1度ごとに36円の割合によって算出した金額による 次の酒類については命令で定める価格に次の割合を乗じて算出した金額を第27条の規定によって算出した金額に加算する 1. 果実酒 第1級 100分の100 2. 純酒 第1級 100分の300 第2級 100分の100 大蔵大臣の定める用途に充てる酒類については、次の割合で算出した金額と第27条の税率によって算出した金額との差額に相当する酒税を軽減する 1. 清酒 第3級 1石につき 215円 2. 合成清酒 第2級 1石につき 190円		
--	--	--	--

	3. 焼酎 1石につき 210円 4. 麦酒 1石につき 183円		
189	昭和 19. 8. 1 大蔵省告示第 388号 昭和 19年 4月大蔵省告示第 138号中改正	東京(小石川) (中野) (立川) (横浜西) 新設 大阪(大正) (生野) (豊船) (枚方) (巨勢) 新設 名古屋(栄) 新設 東京(水道橋)を(本郷)に改称 新設(中野)を(信濃中野)に改称 仙台(蓬野)を(釜石)に改称	
190	昭和 19. 12. 26 大蔵省告示第 595号 昭和 19年 4月大蔵省告示第 138号中改正		
191	昭和 19年中大蔵省告示	1月6日(4号)熊本局竹田署を12月20日大分県直入部竹田町大字竹田154番地ノ1・171番地・172番地に 移す 6月16日(289号)札幌税務局告知安署を6月10日北海道札幌市東区北二条西1丁目2番地に移す 8月1日(360号)次の税務署を8月1日より設置する (管轄局) (税務署名) (所在地) 東京 小石川 東京都小石川区小石川町1丁目1番地ノ11 " 中野 東京都中野区昭和通3丁目31番地 " 立川 東京都八王子市安町1番地 " 機張西 神奈川県横浜市区高島通1丁目13番地 大阪 大正 大阪府大坂市大正区大正通1丁目28番地 " 生野 大阪府大坂市東成区東小橋北之町2丁目キリンウラ18番地ノ1	

192	昭和20.2.15 法律第16号 所 得税法外16法律 中改正(昭和20 年4月1日より施 行)	<p>豊船 " 枚方 " 尼崎 名古屋 柴 8月1日(361号)次の税務署を8月1日に移転 (管轄局) (税務署名) 名古屋 名古屋西 " 中川</p> <p>愛知県名古屋市東区南外堀町6丁目1番地/33</p>	<p>大阪府池田市本町3032番地/2 大阪府北河内郡枚方町大字三矢322番地・322番地/1 兵庫県尼崎市東本町1丁目50番地 愛知県名古屋市東区南外堀町6丁目1番地/33</p>
		<p>9月5日(427号)東京局立川署を9月1日東京都立川市柴崎町1丁目1691番地に移す 10月18日(474号)名古屋局を10月15日愛知県名古屋市中村区下中村町字三井田46番地/2 11月8日(518号)仙台局蒲田署を11月10日山形県北村山郡蒲田町大字蒲田字蒲 3760番/3に移す 11月13日(520号)熊本局那覇署を10月21日沖縄県那覇市前島町1丁目107番地に移す 11月21日(538号)東京局神田署を11月15日東京都神田区神保町2丁目4番地/4に移す 12月15日(587号)仙台局遼野署を12月25日岩手県釜石市大字釜石第二地割字只越187番/1に移す</p> <p>遷移 1. 清酒 第1級1石につき1245円 第2級1石につき585円 2. 合設清酒1石につき545円 3. 濁酒1石につき350円 4. 白酒1石につき1050円 5. 吹淋1石につき755円 6. 焼酎1石につき570円</p> <p>(納期限は従前のとおり)</p>	<p>1. 東京都小笠原島及び伊豆七島において製造する清酒及び焼酎(アルコール分50度をこえないもの)の税率は当分の内次の税率による ①清酒1石につき530円 命令をもって定めるアルコール分をこえるときは、命令をもって定めるアルコール分をこえる1度ごとに48円を加える ②焼酎1石につき515円</p>

192	昭和20.2.15 法律第16号 所 得税法外16法律 中改正(昭和20 年4月1日より施 行)	<p>7. 麦酒1石につき450円 8. 果実酒 第1級1石につき750円 第2級1石につき400円 第3級1石につき330円 9. 雑酒 第1級1石につき1200円 第2級1石につき1000円 アルコール分20度をこえるときはアルコール分20度をこえる1度ごとに67円を加える 第3級1石につき1000円 アルコール分20度をこえるときはアルコール分20度をこえる1度ごとに55円を加える 第4級1石につき700円</p> <p>命令をもって定めるアルコール分をこえ50度をこえない酒類に前項及び第27条の2の金額を命令で定めるアルコール分を除いて得た金額の100分の120に相当する金額を、命令をもって定めるアルコール分をこえる1度ごとに前項に規定した酒税額を加算する アルコール分50度をこえる酒類については、1石につきアルコール分1度ごとに53円の割合によって算出した金額による次の酒類については命令をもって定める割合に次の割合を乗</p>	<p>大阪府池田市本町3032番地/2 大阪府北河内郡枚方町大字三矢322番地・322番地/1 兵庫県尼崎市東本町1丁目50番地 愛知県名古屋市東区南外堀町6丁目1番地/33</p>
		<p>アルコール分25度をこえるときは、アルコール分25度をこえる1度ごとに25円を加える 前項の酒類は国内の他の地方、朝鮮、台湾または南洋群島に移出することができない 2. 沖縄県において製造する焼酎(アルコール分50度をこえないもの)については当分の内次の税率による 1石につき588円 アルコール分25度をこえるときはアルコール分25度をこえる1度ごとに26円50銭を加える 前項の焼酎を国内の他の地方、朝鮮、台湾または南洋群島に移出するときは第27条の税率によって算出した金額との差額に相当する出港税を課する 3. 手荷品課税 酒類の製造者または販売業者が酒類製造場または保税地域以外の場所で各種酒類を通じ合計4斗以上(命令をもって定める酒類については合計1斗以上)の酒類を所持する場合には、改正前の税率と改正後の場合に</p>	<p>— 353 —</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 1. 果実酒 第1級 100分の100 2. 雑酒 第1級 100分の400 第2級 100分の100 	1. 果実酒 2. 雑酒 4. 価格特種酒の制度を廃止した
193	昭和20.5.10 大蔵省告示第191号 昭和19年4月大蔵省告示第138号中改正(昭和20年5月5日より施行)	高松〔香川〕〔愛媛〕〔徳島〕〔高知〕新設し、松山を廃止	
194	昭和20.6.1 大蔵省告示第235号 昭和19年4月大蔵省告示第138号中改正	新潟を廃止し、〔新潟〕〔長野〕を東京に、〔福井〕を大阪に、〔富山〕〔石川〕を名古屋の管轄に移す	
195	昭和20.8.21 大蔵省告示第333号 昭和19年4月大蔵省告示第138号中改正	東京(仲田)〔四谷〕(本郷)〔浅草〕(本所)〔荏原〕(蒲田)〔荏原〕(豊島)〔足立〕(横浜西)廃止 大阪(津)〔大正〕(都島)〔大坂福島〕(東成)〔浪速〕(船)〔兵庫)廃止 名古屋(栄)〔名古屋中)廃止	酒造税法中第85条の規定において古例によって製造する酒類について年1石以下に限り酒税を課さない規定を削除した

196	昭和20.11.25 大蔵省令第101号 昭和20年勅令第542号(ボツダム)宣言の受諾に伴い陸する命令に関する件に基つく外貨債処理法等の廃止及び外国為替管理法等中改正の件(公布の日から施行)	従前のとおり	従前のとおり	
197	昭和20年中大蔵省告示(移転関係のみ)	2月2日(39号)大阪局大坂福島署を1月27日大阪府大坂府福島区上福島北3丁目118番地ノ4に移す 2月28日(71号)東京局を2月26日東京都麹町区霞ヶ関3丁目2番地に移す # 東京局麹町署を2月26日東京都麹町区霞ヶ関3丁目2番地に移す 2月28日(72号)名古屋局熱田署を2月20日愛知県名古屋市中区古沢町7丁目2番地に移す 3月29日(107号)仙台局平署を3月10日福島県平市仲町15番地に移す 3月29日(108号)東京局麹町署を3月18日東京都神田区練馬町4番地に移す 4月4日(126号)名古屋局名古屋中署を3月13日愛知県名古屋市中区南外堀町6丁目1番地ノ33に移す # 名古屋局熱田署を3月13日愛知県名古屋市中区栄区栄山町5丁目103番地ノ10に移す 4月4日(127号)大阪局を3月14日大阪府大坂府北区新川崎町1番地に移す # 大阪局西署を3月14日大阪府大坂府西区江ノ子島東ノ町に移す		

		<p>大阪西北署を3月14日大阪府大阪市北区堂島浜通2丁目12番地に移す</p> <p>” 大阪府河内郡野署を3月14日大阪府大阪市河内郡野区北島中1丁目1に移す</p> <p>4月4日(128号)大阪府港署を3月14日大阪府大阪市大正区大正通1丁目25番地に移す</p> <p>” 大阪府此花署を3月14日大阪府大阪市此花区朝日橋通り3丁目1に移す</p> <p>” 大阪府浪速署を3月14日大阪府大阪市南区高津7番丁25番地に移す</p> <p>” 大阪府西成署を3月14日大阪府大阪市南区高津7番丁25番地に移す</p> <p>4月30日(167号)東京高本所署を3月17日東京都本所区緑町2丁目8番地ノ3に移す</p> <p>” 東京高深川署を3月26日東京都深川区清澄町2丁目3番地に移す</p> <p>” 東京高亀戸署を3月20日東京都江戸川区逆井1丁目124番地に移す</p> <p>5月5日(182号)東京局を4月17日東京都下谷区西黒門町48番地に移す</p> <p>5月9日(189号)大阪府浪速署を4月16日大阪府大阪市浪速区西黒門町2丁目5番地に移す</p> <p>5月10日(191号)松山局を5月5日より廃止</p> <p>5月14日(198号)高松局を5月5日香川県高松市天神前147番地に設ける</p> <p>5月19日(208号)仙台局久慈署を4月17日岩手県久慈郡久慈町大字下大川目第三十七地割83番地に移す</p> <p>” 仙台局平署を5月1日福島県平市字田町55番地に移す</p> <p>6月2日(236号)名古屋局名古屋東署を4月1日愛知県名古屋市中区布地町32番地に移す</p> <p>” 名古屋局栄署を4月1日愛知県名古屋市中区栄区南外堀町6丁目3番地ノ1に移す</p> <p>” 名古屋局熱田署を4月1日愛知県名古屋市中区熱田区白鳥町101ノ1番地に移す</p> <p>” 名古屋局中川署を4月1日愛知県名古屋市中区岩井通3丁目19番地に移す</p> <p>6月2日(237号)東京局豊島署を4月14日東京都豊島区雑司ヶ谷6丁目1148番地に移す</p> <p>” 東京局池田署を4月14日東京都池田区日暮里3丁目1006番地に移す</p> <p>” 東京局足立署を4月19日東京都足立区柳町34番地に移す</p> <p>” 東京局川崎署を4月16日神奈川県川崎市砂子1丁目58番地に移す</p>
--	--	---

198	昭和21.8.30 法律第14号 所得税法の一部を改正する等の法律(昭和21年9月1日より施行)	<p>6月2日(238号)名古屋局浜松署を5月7日静岡県浜松市砂子町138番地に移す</p> <p>6月2日(239号)大阪局を5月12日大阪府大阪市東区今橋3丁目5番地に移す</p> <p>6月23日(267号)名古屋局名古屋西署を5月30日愛知県名古屋市中村区権理通1丁目28番地に移す</p> <p>6月25日(274号)東京局蒲田署を4月16日東京都大森区市野倉73番地に移す</p> <p>” 東京局横浜西署を5月7日神奈川県横浜市中区吉田町10番地に移す</p> <p>” 東京局渋谷署を5月27日東京都渋谷区常盤松町98番地に移す</p> <p>” 東京局荏原署を5月30日東京都荏原区平塚5丁目52番地に移す</p> <p>” 東京局淀橋署を6月1日東京都淀橋区角筈2丁目93番地に移す</p> <p>” 東京局向島署を6月18日東京都向島区寺島町5丁目70番地に移す</p> <p>6月25日(275号)大阪局酒成署を3月24日大阪府大阪市住吉区沢之町30番地ノ1に移す</p>	<p>1. 清酒</p> <p>第1級1石につき 2750 円</p> <p>第2級1石につき 1910 円</p> <p>2. 合成清酒1石につき 1750 円</p> <p>3. 濁酒1石につき 1230 円</p> <p>4. 白酒1石につき 2750 円</p> <p>5. 味淋1石につき 2220 円</p> <p>6. 焼酎1石につき 1750 円</p> <p>7. 麦酒1石につき 1210 円</p> <p>8. 果実酒</p> <p>第1級1石につき 1850 円</p> <p>第2級1石につき 1400 円</p> <p>第3級1石につき 1130 円</p>	<p>(※新期賦金は前のとおり)</p> <p>1. 東京都小笠原島及び伊豆七島において製造する清酒及び焼酎(アルコール分50度をこえないもの)の税率は当分の内次の税率による</p> <p>①清酒1石につき1855円</p> <p>命令をもって定めるアルコール分をこえるときは、命令をもって定めるアルコール分をこえる1度ごとに148円を加える</p> <p>②焼酎1石につき1690円</p> <p>アルコール分25度をこえるときはアルコール分25度をこえる1度ごとに81円を加える</p> <p>前項の酒類はこれを国内の他の地方、朝鮮</p>
-----	---	--	---	--

	<p>9. 雑酒</p> <p>第1級 1石につき 3000 円 第2級 1石につき 2500 円 アルコール分 20 度をこえるときはアルコール分 20 度をこえる1度ごとに 150 円を加える</p> <p>第3級 1石につき 2480 円 アルコール分 20 度をこえるときはアルコール分 20 度をこえる1度ごとに 148 円を加える</p> <p>第4級 1石につき 1950 円 命令をもって定めるアルコール分をこえるアルコール分 50 度をこえない酒類については、前項及び第 27 条の 2 の金額を命令で定めるアルコール分で除して得た金額の 100 分の 120 に相当する金額を、命令で定めるアルコール分をこえる 1 度ごとに前項に規定した酒税額に計算する</p> <p>アルコール分 50 度をこえる酒類に課すべき酒税は 1 石につきアルコール分 1 度ごとに 138 円の割合によって算出した金額による</p> <p>次の酒税額については命令をもって定める価格に次の割合を乗じて算出した金額を第 27 条の規定による酒税額に加算する</p> <p>1. 果実酒 第1級 100 分の 100 第2級 100 分の 100</p>	<p>台湾または南洋群島に移出することができない</p> <p>2. 沖縄県において製造する焼酎については改正せず従前と同じである</p> <p>3. 手持品課税 酒類の製造者または販売業者が製造場または保税地域以外の場所へ各種酒類を通じ合計 4 斗以上(命令をもって定める酒税を所持する場合には合計 1 斗以上)の酒税を所持する場合には、改正前の税率と改正後の税率に よって算出した金額の差額を税額として課税する</p>
--	---	---

<p>199</p> <p>昭和 22. 3. 31 特 法律第 29 号 一 別法人税法の等 部の改正する等 の法律(昭和 22 年 4 月 1 日より施 行)</p>	<p>1. 清酒 第1級 1石につき 8830 円 第2級 1石につき 6400 円</p> <p>2. 合成醸酒 1石につき 6320 円</p> <p>3. 濁酒 1石につき 4500 円</p> <p>4. 白酒 1石につき 8830 円</p> <p>5. 味林 1石につき 7050 円</p> <p>6. 焼酎 1石につき 6230 円</p> <p>7. 麦酒 1石につき 4460 円</p> <p>8. 果実酒 第1級 1石につき 6000 円 第2級 1石につき 4500 円 第3級 1石につき 3900 円</p> <p>9. 雑酒 第1級 1石につき 12800 円 第2級 1石につき 8850 円 アルコール分 20 度をこえるときはアルコール分 20 度をこえる 1 度ごとに 480 円を加える</p> <p>第3級 1石につき 8000 円 アルコール分 20 度をこえるときはアルコール分 20 度をこえる 1 度ごとに 480 円を加える</p>	<p>酒類庫出税 (基本税) 翌月末日限り (業務用酒類) 翌月末日限り 保税地域から引き取る 酒類については引取の 際納付 税金相当額の担保を提 供したときは 1 月以内 徴収猶予</p>	<p>1. 業務用酒類に対し加算税額設</p> <p>2. 東京都小笠原島及び伊豆七島において製造する清酒及び焼酎(アルコール分 50 度をこえないもの)の税率は当分の内次の税率による</p> <p>①清酒 1石につき 6345 円</p> <p>命令をもって定めるアルコール分をこえるときは、命令をもって定めるアルコール分をこえる 1 度ごとに 570 円を加える</p> <p>②焼酎 1石につき 6175 円</p> <p>アルコール分 25 度をこえるときは、アルコ ール分 25 度をこえる 1 度ごとに 292 円を加 える</p> <p>前項の酒類はこれを国内の他の地方、朝鮮、 台湾または南洋群島に移出することができ ない</p> <p>3. 沖縄県において製造する焼酎については 改正せず従前と同じである</p> <p>4. 手持品課税 本法施行の際、製造場または保税地域以外 の場所へ酒類の製造者または販売業者が各 種酒類を通じ合計 4 斗以上(命令をもって定 める酒税額については 1 斗以上)の酒税を所</p>
---	---	---	---

<p>第4級 1石につき 6800 円</p> <p>命令をもって定めるアルコール分をこえアルコール分50度をこえない酒類については、前項及び第27条の2の金額を命令で定めるアルコール分で除して得た金額の100分の120に相当する金額を、命令で定めるアルコール分をこえる1度ごとに前項に規定した酒税額に加算する</p> <p>アルコール分50度をこえる酒類に課すべき酒税は1石につきアルコール分1度ごとに448円の割合により算出した金額による</p> <p>次の酒類については命令をもって定める価格に次の割合を乗じて算出した金額を第27条の規定による税額に加算する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 果実酒 第1級 100分の100 2. 雑酒 第1級 100分の400 第2級 100分の100 		<p>持する場合においては、改正前の税率と改正後の税率により算出した金額の差額を税額として課税する</p> <p>前項の製造者または販売業者が酒場、料理店、その他酒類を自己の営業場において飲料に供することを業とする者であるときは、その業務の用に供するため所持するものについては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①美酒 1石につき 11400 円 ②雑酒 1石につき 50000 円 ③その他の酒類 1石につき 20000 円の割合により算出した金額を前項の酒税額に加算する
---	--	---

200	<p>昭和 22. 6. 21 大蔵省告示第125号 昭和 19 年 4 月大蔵省告示第138号 中改正(昭和 22 年 5 月 1 日より施行)</p>	<p>酒場、料理店、その他酒類を自己の営業場において飲料に供することを業とする者がその業務の用に供する酒類については、第27条及び第27条の2に規定する酒税の外に</p> <ol style="list-style-type: none"> ①美酒 1石につき 11400 円 ②雑酒 1石につき 50000 円 ③前2号に掲げるもの以外の酒類 1石につき 20000 円を加算する <p>広島局(大森町)を(石見大田)に改称</p>		
201	<p>昭和 22. 6. 21 大蔵省告示第126号 高等財務講習所設置の件</p>	<p>高等財務講習所を昭和 22 年 5 月 24 日東京都港区牛久井若松町 22 番地に設ける</p>		
202	<p>昭和 22. 7. 12 大蔵省告示第149</p>	<p>大阪(桜葉)(東住吉)(身大津)(和泉佐野)(石京)(左京)(山城田辺)(芦屋)(桜井)(海濱)新設 札幌(八雲)(苫小牧)(十勝池田)新設</p>		

	号 昭和 19 年 4 月大蔵省告示第 138 号中改正(昭和 22 年 7 月 15 日 より施行)	仙台(徳釜)新設 大阪(大阪福島)(東成)(八尾)(舞鶴)(磯)(兵庫)再置 仙台(若松)(七尾輪)(黒石)(田名部)(築河川)再置 大阪(阿倍野)を(住吉)に改称
203	昭和 22. 7. 31 大蔵省告示第 166 号 昭和 19 年 4 月大蔵省告示第 138 号中改正(昭和 22 年 8 月 1 日 より施行)	東京(赤布)(玉川)(練馬)(葛飾)(江刺)(武蔵野)(礪子)(戸塚)(鶴見)(川口)(成田)(市川)(加藤野)(群馬高岡)新設 名古屋(尾張瀬戸)(清水)(豊橋)(富士宮)(静岡)新設 広島(御井)(光)(宇野)(呉門梁川)(安来)新設 高松(池岐)新設 熊本(香椎)(筑紫)(田川)(門司)新設 東京(神田)(四谷)(本郷)(浅草)(定塚)(豊島)(足立)(厚木)(佐野)(練馬)再置 名古屋(西尾)(新瑞)(御川)(名古屋中)再置 広島(竹田市)再置 高松(坂出)(三島)(川島)再置 熊本(御船)(甘木)(佐白)(練馬)(伊万里)(出水)再置 東京(亀戸)を(江戸川)に、(赤坂)を(赤布)に、(向島)を(墨田)に改称 札幌(石狩梁川)(北見)新設
204	昭和 22. 8. 14 大蔵省告示第 181 号 昭和 19 年 4 月大蔵省告示第 138 号中改正(昭和 22 年 8 月 15 日 より施行)	

205	昭和 22. 9. 13 大蔵省告示第 214 号 昭和 19 年 4 月大蔵省告示第 138 号中改正(昭和 22 年 9 月 15 日 より施行)	仙台(野辺地)を(三本木)に改称
206	昭和 22. 10. 28 大蔵省告示第 263 号 昭和 19 年 4 月大蔵省告示第 138 号中改正(昭和 22 年 11 月 1 日 より施行)	高松(徳釜)を(島野)に改称
207	昭和 22. 11. 30 法律第 142 号 所得税法の一部を改正する等の法律(昭和 22 年 12 月 1 日より施行)	1. 清酒 第 1 級 1 石につき 19800 円 第 2 級 1 石につき 16350 円 2. 合成清酒 1 石につき 16350 円 3. 濁酒 1 石につき 9600 円 4. 白酒 1 石につき 19800 円 5. 味醂 1 石につき 17150 円 6. 焼酎 1 石につき 15300 円 7. 麦酒 1 石につき 8800 円
		酒類庫出税 (基本税) 翌月末日限り (業務用加徴税) 翌月末日限り (特別加徴税加算税) 翌月末日限り その他従前のとおり
		1. 特別加徴税をもって販売する酒類に対し加算税制設 2. 東京都小笠原島及び伊豆七島において製造する清酒及び焼酎(アルコール分 50 度をこえないもの)の税率は当分の内次の税率による ①清酒 1 石につき 16295 円 命令をもって定めるアルコール分をこえるときは、命令をもって定めるアルコール分

	<p>8. 果実酒 第1級 1石につき 18900 円 第2級 1石につき 8800 円 第3級 1石につき 7700 円</p> <p>9. 雑酒 第1級 1石につき 25600 円 第2級 1石につき 16700 円 アルコール分 20度をこえるときはアルコール分 20度をこえる1度ごとに 1002 円を加える 第3級 1石につき 16600 円 アルコール分 20度をこえるときはアルコール分 20度をこえる1度ごとに 996 円を加える 第4級 1石につき 15350 円 命令をもって定めるアルコール分をこえアルコール分 50度をこえない酒類については、前項及び第27条の2の金額を命令で定めるアルコール分を除いて得た金額の 100分の 120 に相当する金額を、命令で定めるアルコール分をこえる1度ごとに前項に規定した酒税額に</p>		<p>をこえる1度ごとに 1223 円を加える</p> <p>②焼酎 1石につき 15245 円 アルコール分 25 度をこえるときはアルコール分 25 度をこえる1度ごとに 731 円を加える</p> <p>前項の酒類はこれを国内の他の地方、朝鮮、台湾または南洋群島に移出することができない</p> <p>3. 沖縄県において製造する焼酎については改正せず従前と同じである</p> <p>4. 手荷品課税 本法施行の際、製造場または保税地域以外の場所で作酒類の製造者または販売業者が各種酒を通じ合計 4 斗以上(命令をもって定める酒類については 1 斗以上)の酒類を所持する場合においては、改正前の税率と改正後の税率によって算出した金額の差額を税額として課税する</p> <p>前項の製造者または販売業者が酒場、料理店、その他酒類を自己の営業場において飲料に供することを業とする者であるときは、その業務の用に供するため所持するものについては、</p>
--	--	--	--

	<p>加算する アルコール分 50 度をこえる酒類に課すべき酒税は 1 石につきアルコール分 1 度ごとに 930 円の割合によって算出した金額による 次の酒類については命令をもって定める価格に次の割合を乗じて算出した金額を第27条の規定による税額に加算する</p> <p>1. 果実酒 第1級 100 分の 100 2. 雑酒 第1級 100 分の 300 第2級 100 分の 100 酒場、料理店、その他酒類を自己の営業場において飲料に供することを業とする者がその業務の用に供する酒類(ただし、第27条の5の規定により、酒税を課すべき酒類を除く)については、第27条及び第27条の2に規定する酒税の外に</p> <p>①麥酒 1石につき 17090 円</p>		<p>①麥酒 1石につき 5690 円 ②雑酒 1石につき 25000 円 ③その他の酒類 1石につき 10000 円の割合により算出した金額を前項の酒税額に加算する</p>
--	---	--	---

208	昭和23.5.27 大蔵省告示第162号 昭和19年4月 大蔵省告示第138号 中改正(昭和23年6月1日より施行)	②雑酒 1石につき 75000 円 ③前2号に掲げるもの以外の酒類 1石につき 30000 円 指定販売業者が命令の定めるところにより販売する酒類については第27条及び第27条の2に規定する酒類の外に ①麦酒 1石につき 17000 円 ②雑酒 1石につき 75000 円 ③前2号に掲げるもの以外の酒類 1石につき 30000 円を加算する 広島(伊予)を(伊島)に改称	
209	昭和23.7.7 法律第107号 所得税法の一部を改正する等の法律(公布の日よ	1. 清酒 第1級 1石につき 33000 円 第2級 1石につき 24500 円 2. 合成清酒 1石につき 21000 円 3. 濁酒 1石につき 15000 円	(納期限は従前のとおり) 1. 東京都、千葉県及び伊豆七島において製造する清酒及び焼酎の特例規定廃止 2. 沖縄県において製造する焼酎の特例規定廃止 3. 手持品課税

り施行)	4. 白酒 1石につき 33000 円 5. 吟醸 1石につき 25200 円 6. 焼酎 1石につき 21500 円 7. 麦酒 1石につき 14700 円 8. 果美酒 第1級 1石につき 25000 円 第2級 1石につき 20000 円 第3級 1石につき 15000 円 9. 雑酒 第1級 1石につき 35000 円 第2級 1石につき 26000 円 アルコール分 20度を超えるときはアルコール分 20度を超え る1度ごとに1560円を加える 第3級 1石につき 25500 円 アルコール分 20度を超えるときはアルコール分 20度を超え る1度ごとに1530円を加える 第4級 1石につき 20000 円 命令をもって定めるアルコール分をこえアルコール分 50度 をこえない酒類については、前項及び第27条の2の金額を命 令で定めるアルコール分を除いて得た金額の100分の120に 相当する金額を、命令で定めるアルコール分をこえる1度ご とに前項に規定する酒税額を加算する アルコール分50度を超え酒類に課すべき酒税は1石につき	本法施行の際、製造場または保税地域 以外の場所において酒類の製造者または販 売業者が各種類を通じて合計4斗以上の酒 類を所持する場合及びその所持する酒類が 合計4斗に満たない場合においても酒場、 料理店、その他酒類を自己の営業場におい て飲料に供することを業とする者が、その 業務の用に供するため所持する酒類または 改正前の酒税法第27条の5の規定により酒 税を課せられた酒類が合計2斗以上である 場合においては、改正前の税率と改正後の 税率とより算出した税額との差額をその税 額として課する 前項の製造者または販売業者が酒場、料理 店、その他酒類を自己の営業場において飲 用に供することを業とする者であるとき は、その業務の用に供するため所持する酒 類については、改正後の第27条の4の規定 により算出した税額と改正前の規定により 算出した税額との差額を前項の酒税額に加 算し、または控除する 第1項の販売業者(前項の販売業者を除く) が改正前に第27条の5の規定により酒税を
------	--	---

		<p>アルコール分1度ごとに1430円の割合によって算出した金額による</p> <p>次の酒類については命令をもって定める価格に次の割合を乗じて算出した金額を第27条の規定による税額に加算する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 果実酒 <ol style="list-style-type: none"> 第1級 100分の50 第2級 100分の20 2. 雑酒 <ol style="list-style-type: none"> 第1級 100分の50 第2級 100分の20 <p>酒場、料理店、その他酒類を自己の営業場において飲料に供することを業とする者がその業務の用に供する酒類(ただし、第27条の5の規定により、酒税を課すべき酒類を除く)については第27条及び第27条の2に規定する酒類の外に</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 清酒 <ol style="list-style-type: none"> 第1級 1石につき 44000円 第2級 1石につき 39000円 2. 合成清酒及び焼酎 1石につき 37000円 3. 味淋 1石につき 39500円 4. 麦酒 1石につき 22000円 5. 雑酒 <ol style="list-style-type: none"> 第1級 1石につき 90000円 第2級及び第3級 <p>アルコール分20度をこえないもの1石につき 58000円</p>	<p>課せられた酒類を所持する場合においては、改正前の同条の規定により酒税を課せられた酒類について、改正後の同条の規定により算出した税額を改正前の同条の規定により算出した税額との差額を、第1項の税額に加算し、または控除する</p>
--	--	---	---

210	<p>昭和23.12.1 政令第358号 昭和19年4月大 蔵省告示第138 号中改正(公布の 日より施行)</p>	<p>アルコール分20度をこえるもの1石につき 75000円</p> <p>6. 前各号以外の酒類1石につき 10000円を加算する</p> <p>指定販売業者が命令の定めるところにより販賣する酒類については第27条及び第27条の2に規定する酒類の外に</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 清酒 <ol style="list-style-type: none"> 第1級 1石につき 44000円 第2級 1石につき 39000円 2. 合成清酒及び焼酎 1石につき 37000円 3. 味淋 1石につき 39500円 4. 麦酒 1石につき 22000円 5. 雑酒 <ol style="list-style-type: none"> 第1級 1石につき 90000円 第2級及び第3級 <p>アルコール分20度をこえないもの1石につき 58000円</p> <p>アルコール分20度をこえるもの1石につき 75000円</p> <p>6. 前各号以外の酒類1石につき 10000円を加算する</p> <p>関東官越(埼玉) 茨城(栃木) 群馬(群馬) 長野(長野) 新潟(新潟) 福岡(福岡) 佐賀(佐賀) 新潟(新潟)</p>	
-----	--	---	--

211	昭和23.12.1 大蔵省告示第422号 昭和19年4月大蔵省告示第138号中改正(公布の日より施行)	関東(信越(武蔵松山) (氏家) 新設 大坂(天王寺) (西淀川) (長田) (西船) (住船) 新設 札幌(石狩) (渡島) (余市) (夕張) (富良野) 新設 仙台(仙台南) (秋田北) (赤松) 新設 名古屋(岐阜南) (岐阜) 新設 広島(広島西) (梅田市) (三原) (玉野) 新設 高松(新居浜) 新設 福岡(博多) 新設 熊本(豊後高田) (指宿) 新設 東京(蒲田) 再置 関東(信越(伊勢崎) (須坂) (駒澤) 再置 大坂(浪速) (三田) (三木) (篠山) (草津) 再置 仙台(柳倉) (湯沢) 再置 名古屋(気賀) 再置 高松(御音寺) (伊野) 再置 熊本(宇土) (隈府) (伊集院) (小村) 再置 仙台(仙台) を(仙台南) に (秋田) を(秋田南) に改称 名古屋(大坂) を(豊南) に改称 広島(広島) を(広島東) に改称 熊本(四日市町) を(宇佐) に改称 熊本(柳井) (国頭) (宮古) (八重山) 廃止 仙台(志津川) を(気仙沼) に改称
212	昭和24.2.1 大蔵省告示第51	

213	号 昭和19年4月大蔵省告示第138号中改正(公布の日より施行) 昭和24.4.15 大蔵省告示第210号 昭和19年4月大蔵省告示第138号中改正(公布の日より施行)	仙台(下閉伊) を(宮古) に改称 熊本(大島) 廃止		
214	昭和24.4.30 法律第43号 酒税法等の一部を改正する法律(昭和24年5月6日より施行)	(第27条の基本税率) 1. 清酒 特級1石につき35400円 第1級1石につき25700円 第2級1石につき18000円 2. 合成清酒 第1級及び第2級1石につき17700円 3. 濃酒1石につき25000円 4. 白酒1石につき65000円 5. 味淋 甲類1石につき18300円 乙類1石につき22200円	基本税率及び加算税 翌月末日限り その他従前のとおり	1. 酒類は原則として自由販売によるものとし、その価格が原則として従前の醸造酒の価格と特別価格酒の価格の中間となる程度に税率を定めた 2. 清酒特級及び合成清酒第1級を新設した 3. 酒類密造を防止するため罰則を整備強化し、酒類無免許製造の罰金50万円以下に引き上げ、酒税通脱の罰金5年以下の懲役または50万円以下

	<p>6. 焼酎</p> <p>甲類 1石につき 13920 円 アルกอฮอล์分 20 度をこえるときは アルกอฮอล์分 20 度をこえる 1 度ご とに 696 円を加える</p> <p>乙類 1石につき 13120 円 アルกอฮอล์分 20 度をこえるときは アルกอฮอล์分 20 度をこえる 1 度ご とに 656 円を加える</p> <p>7. 麦酒 1石につき 12600 円</p> <p>8. 果実酒 1石につき 12000 円</p> <p>9. 雑酒</p> <p>第1級</p> <p>第1種 1石につき 180000 円 第2種 1石につき 163000 円 第2級 1石につき 32000 円 アルกอฮอล์分 20 度をこえるときは アルกอฮอล์分 20 度をこえる 1 度ご とに 1920 円を加える</p> <p>第3級 1石につき 22000 円 アルกอฮอล์分 20 度をこえるときは アルกอฮอล์分 20 度をこえる 1 度ご とに 1320 円を加える</p>		<p>の罰金とし、なお情状によりこれ らの犯罪にかかるとする酒類の酒税 相当額の 10 倍が 50 万円をこえる ときは、罰金額は 50 万円をこえ当 該相当額の 10 倍以下とすることが できるなどの改正を行った</p>
--	---	--	--

	<p>第4級 1石につき 17000 円 命令をもって定めるアルกอฮอล์分 をこえる酒類(麦酒を除く)につい ては、前項の金額を命令で定める アルกอฮอล์分の度数で除して得た 金額の 100 分の 120 に相当する金 額を、命令で定めるアルกอฮอล์分 をこえる 1 度ごとに前項に規定す る酒税額に加算する。</p> <p>(第 27 条の 2 の加算税率)</p> <p>臨時物資需給調整法に基き配給す る酒類以外の酒類で、指定販売業 者が販売するもの及び酒類製造者 が指定販売者以外の者(製造者 を除く)に販売するもの、並に保税 地域から引き取る酒類については 前項に規定する酒税の外次の酒税 を課する</p> <p>1. 清酒</p> <p>特級 1石につき 49400 円 第1級 1石につき 39000 円 第2級 1石につき 24200 円</p> <p>2. 合め酒</p>		
--	--	--	--

		第1級 1石につき 26900 円 第2級 1石につき 17300 円 3. 味醂 甲類 1石につき 43900 円 乙類 1石につき 9500 円 4. 焼酎 甲類及び乙類 1石につき 6640 円 アルコール分 20度をこえるときは アルコール分 20度をこえる1度ご とに 382 円を加える 5. 麦酒 1石につき 13500 円 6. 雑酒 第1級 第1種 1石につき 45000 円 第2種 1石につき 35000 円 第2級及び第3級 アルコール分 20度をこえないもの 1石につき 21000 円 アルコール分 20度をこえるもの 1 石につき 34000 円 第4級 アルコール分 10度をこえないもの 1石につき 54000 円	
--	--	--	--

215	昭和 24. 5. 30 大蔵省告示第 338 号 昭和 19 年 4 月大蔵省告示第 138 号中改正(公 布の日より施行)	アルコール分 10 度をこえるもの 1 石につき 8000 円 酒場、料理店等における業務用酒 類に対する加算税率廃止 特別地価格値に対する加算税率廃止 関東信越(恐)を(行田)に改称	
216	昭和 24. 5. 31 法律 第 144 号 大蔵省設置法制 定(昭和 24 年 6 月 1 日より施行)	例示 国税局 (管轄都道府県) (税務署) 東京 (東京) (豊町) (神田) (日本橋) (京橋) (芝) (四谷) (岸松) (小石川) (本郷) (下谷) (浅草) (品川) (大森) (蒲 田) (世田谷) (玉川) (目黒) (渋谷) (中野) (杉並) (板橋) (練馬) (豊島) (王子) (荒川) (足立) (墨田) (葛 飾) (江戸川) (江東) (清瀬) (八王子) (立川) (武蔵野) (神奈川) (横浜) (鎌倉) (戸塚) (相模川) (鶴見) (川崎) (横 須賀) (藤沢) (大磯) (厚木) (小田原) (千葉) (千葉) (成田) (松戸) (市川) (佐原) (銚子) (東金) (茂原) (木更 津) (館山) (山梨) (甲府) (加納岩) (飯沼) (妻崎) (大月) 関東信越 (埼玉) (浦和) (川口) (川越) (狭山市) (秩父) (熊谷) (本田) (行田) (特選) (羽生) (水戸) (太田) (高 萩) (麻生) (龍ヶ崎) (上浦) (下館) (鴻巣) (坂本) (宇都宮) (鹿沼) (真岡) (栃木) (大田原) (足利) (足利) (佐野) (群 馬) (前橋) (伊勢崎) (高崎) (藤岡) (群馬) (中之条) (沼田) (桐生) (館林) (長野) (長野) (岩村田) (上田) (諏 訪) (伊那) (飯田) (木曾) (松本) (大町) (信濃中野) (須坂) (新島) (新島) (新島) (新島) (新島) (新島) (新島) (小 千谷) (十日町) (柏崎) (高田) (安芸) (糸魚川) (村上) (相川) 大阪 (大阪) (東) (西) (南) (浪速) (天王寺) (北) (大坂福島) (此花) (西淀川) (生野) (東成) (旭) (城東) (阿倍	

	野(東住吉) 西成(住吉) 淡川(豐船) 堺(泉大津) 岸和田(和泉佐野) 富田林(布施) 八尾(枚方) 京都市(上京) 中京(下京) 右京(東山) 左京(伏見) 山城田辺(園部) 福知山(宮津) 舞鶴(嵯峨山) 兵庫(神戸) 灘(須磨) 兵庫(長田) 芦屋(西宮) 伊丹(三田) 尼崎(明石) 三木(住) 西脇(加古川) 姫路(神戶) 備前(上郡) 豊岡(和田山) 柏原(篠山) 洲本(奈良) 葛城(桜井) 吉野(和歌山) 和歌山(粉河) 海南(湯浅) 御坊(田辺) 新宮(斑鳩) 大滝(草津) 水口(近江八幡) 彦根(長浜) 今津
	札幌(北海道) 札幌(石狩) 函館(渡島) 釧路(川豊) 帯広(小樽) 余市(根室) 岩見沢(夕張) 滝川(石狩) 釧路川(胆振) 富良野(各務) 留萌(稚内) 室蘭(浦河) 苫小牧(網走) 紋別(北見) 釧路(帯広) 十勝(十勝) 根室
	仙台(宮城) 仙台北(仙台南) 盛岡(古川) 盛岡(佐沼) 石巻(気仙沼) 大河原(岩手) 盛岡(花巻) 水沢(一関) 盛岡(釜石) 宮古(久慈) 二戸(福島) 福島(二本松) 郡山(須賀川) 田島(若松) 富多(坂下) 白河(棚倉) 平(相馬) 秋田(秋田南) 秋田北(大館) 花巻(能代) 本庄(大曲) 横手(湯沢) 青森(青森) 参々沢(弘前) 黒石(五所川原) 三本木(田名部) 八戸(山形) 山形(深河) 備前(新庄) 酒田(鶴岡) 長井(米沢) 赤湯
	名古屋(愛知) 名古屋西(名古屋中) 昭和(熱田) 中川(小牧) 尾張瀬戸(一宮) 津島(半田) 碧南(西尾) 岡崎(田口) 豊橋(新坂) 静岡(清水) 下田(沼津) 熱海(富士宮) 藤枝(磐田) 掛川(浜松) 葵(三重) 津(桑名) 鈴鹿(四日市) 松阪(宇治山田) 上野(尾鷲) 大木(岐阜) 岐阜(岐阜南) 大垣(彦吉) 関(郡上) (多治見) (中津川) (高山) 金沢(石川) 金沢(松田) 小松(七尾) 輪島(福井) 福井(三国) 大野(敦賀) 小浜(富山) 富山(糸井) 高岡(出町)
	広島(広島) 広島東(広島西) 廿日市(呉) 熊田市(可部) 吉田(西条) 忠海(尾道) 三原(福山) 府中(三次) 庄原(山口) 山口(岩国) 柳井(徳山) 赤松(防府) 厚狭(下関) 宇部(長門) 萩(阿武) (岡山) (瀬戸) (西大寺) (児島) (玉野) (倉敷) (玉島) (笠岡) (高梁) (新見) 久世(津山) 津山(林野) 鳥取(鳥取) (倉

	吉(米子) 鳥取(松江) 安来(大東) 出雲(石見) 大田(浜田) 益田(西条)
	高松(香川) 高松(丸亀) 観音寺(坂出) 長尾(上庄) 愛媛(松山) 今治(伊予) 西条(新居) 三島(大洲) 八幡(卯之町) (宇和島) (徳島) 川島(富岡) 牟岐(徳門) 徳門(池田) 高知(伊野) (中村) (須崎) (赤岡) (安芸)
	福岡(福岡) 博多(香椎) 筑紫(八幡) 筑紫(直方) (田川) (飯塚) 久留米(甘木) (大川) (大牟田) (小倉) (門司) (行橋) 佐賀(佐賀) (真津) (唐津) (武雄) (伊万里) 長崎(長崎) (諫早) (佐世保) (島原) (平戸) (福江) (武生) (藤原)
	熊本(熊本) 熊本(宇土) 熊川(玉名) 山鹿(隈府) 宮地(八代) (人吉) (天草) (大分) (大分) (国東) (日出) (臼杵) (佐伯) (三重) (竹田) (日田) (深) (中津) (宇佐) (豊後高田) (鹿兒島) (鹿兒島) (伊集院) (知覧) (指宿) (川内) (出水) (加治) (岩川) (鹿屋) (種子島) (宮崎) (宮崎) (都城市) (小林) (高鍋) (延岡) (高千穂)